

防災地域建設委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例 ……P 1
- (2) 島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例 ……P 84
- (3) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 ……P 87
- (4) 島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 ……P 89

2 一般事件案

- (1) 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について ……P107
- (2) 財産の処分について ……P108
- (3) 契約の締結について
《矢原川ダム建設事業 付替県道トンネルその1工事》 ……P109

3 予算案

- (1) 令和6年度土木部2月補正予算案(初日提案分)について ……P110
- (2) 令和7年度土木部当初予算案について ……P115
 - ・しまねの建設担い手確保・育成事業【新規・拡充】 ……P126
 - ・出雲空港ターミナルビル改修整備事業【新規】 ……P127
- (3) 令和6年度土木部2月補正予算案(中日提案分)について ……P129

4 報告事項

- (1) 「今後10年間の公共土木事業の実施方針」の一部改訂について ……P136
- (2) 島根県発注工事における人材確保・技術者育成等の取組について ……P180
- (3) 島根県公共土木施設長寿命化計画[第2期]の策定について ……P182
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の概要及び運用について ……P202
- (5) 2級河川堀川水系堀川の不法係留船対策について ……P206
- (6) 第4回 出雲空港利用者利便向上協議会 交通・駐車場部会について ……P208
- (7) 島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて ……P211

令和7年3月6日・7日
土木部

島根県手数料条例の一部を改正する条例
（建築士法関係）
（都市の低炭素化の促進に関する法律関係）
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係）

1 改正の概要

(1) 建築士法関係

建築士事務所登録手数料算定の考え方について、国から新たな技術的助言（令和6年9月）があったことから、これを踏まえ登録手数料の改定を行うもの。

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）関係

低炭素建築物新築等計画の認定に関する適合性に係る新たな評価方法が定められたことから、この審査に係る手数料を設定するもの。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）が一部改正され、令和7年4月1日からの新築住宅等の省エネ基準適合義務化に伴い手数料を設定するもの。
- ② 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する適合性に係る新たな評価方法が定められたことから、この審査に係る手数料を設定するもの。
- ③ 建築物省エネ法第41条に基づく基準適合認定・表示制度が廃止されたことから、これに係る手数料を廃止するもの。

2 改正の内容

(1) 建築士法関係（別表60の項）

一級、二級及び木造建築士事務所登録手数料額の引き上げ

(2) エコまち法関係（別表64の4の項）

低炭素建築物新築等計画認定における「仕様・計算併用法」に係る手数料の新設

(3) 建築物省エネ法関係（別表64の5の項）

- ① 住宅に係る省エネ基準適合性判定申請手数料及び建築物エネルギー性能向上計画認定における「仕様・計算併用法」に係る手数料の新設
- ② 基準適合認定・表示制度に係る認定申請手数料の削除
- ③ 建築基準法第7条第1項及び同法第18条第20項に規定する完了検査に係る加算手数料の削除（建築基準法施行条例別表第6、第2項第(3)号へ移行）
- ④ その他改正に伴う条項ずれ

3 施行期日

- (1) エコまち法関係及び建築物省エネ法関係 令和7年4月1日
- (2) 建築士法関係 令和7年6月1日



基準適合義務の対象(届出義務制度・説明義務制度の廃止)

Point

- 2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている届出義務制度及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する説明義務制度は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は廃止されます。

省エネ基準適合義務の対象

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

これに係る手数料を新設2(3)①

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止

- 届出義務制度(現在、300㎡以上の住宅に適用)及び説明義務制度(現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用)は、2025年4月以降廃止されます。
- 施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象となります。



省エネ基準への適合方法

Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要があります。
- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、以下の場合は省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。
 - ① 仕様基準に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
 - ② 設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
 - ③ 長期優良住宅建築等計画の認定(以下「長期優良住宅の認定」という。)又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

省エネ性能の評価方法について

➢ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ 所管行政庁※又は国土交通大臣の登録を受けた建築物エネルギー消費性能判定機関において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この適合判定通知書(又はその写し)を、建築確認申請を行っている機関等へ提出してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

➢ 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③。住宅に限る。)

- ① 仕様基準※に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
- ② 設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
- ③ 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)

省エネ基準に基づく評価方法の概要(住宅) 詳細はP87~を参照

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価**できます。
- 2023年10月より**外皮性能は仕様基準※で、一次エネルギー消費量は計算※でそれぞれ評価(仕様・計算併用)が可能となりました。** ※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の**両方を仕様基準で評価する場合、省エネ適判は不要**です。

評価方法	標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴	パソコン等で行う精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 <small>※逆の組合せも可能</small>	仕様で判断する評価方法
外皮性能	計算ツール	外皮計算用Excel等	—
	部位毎の面積・長さ	計算する	計算しない (計算する方法も有)
	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	仕様基準への適合確認
一次エネ性能	計算ツール	Webプログラム(住宅版)	—
	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力	設備設置の有無と設備の種類を入力
	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能	仕様基準への適合確認

精緻作業量多

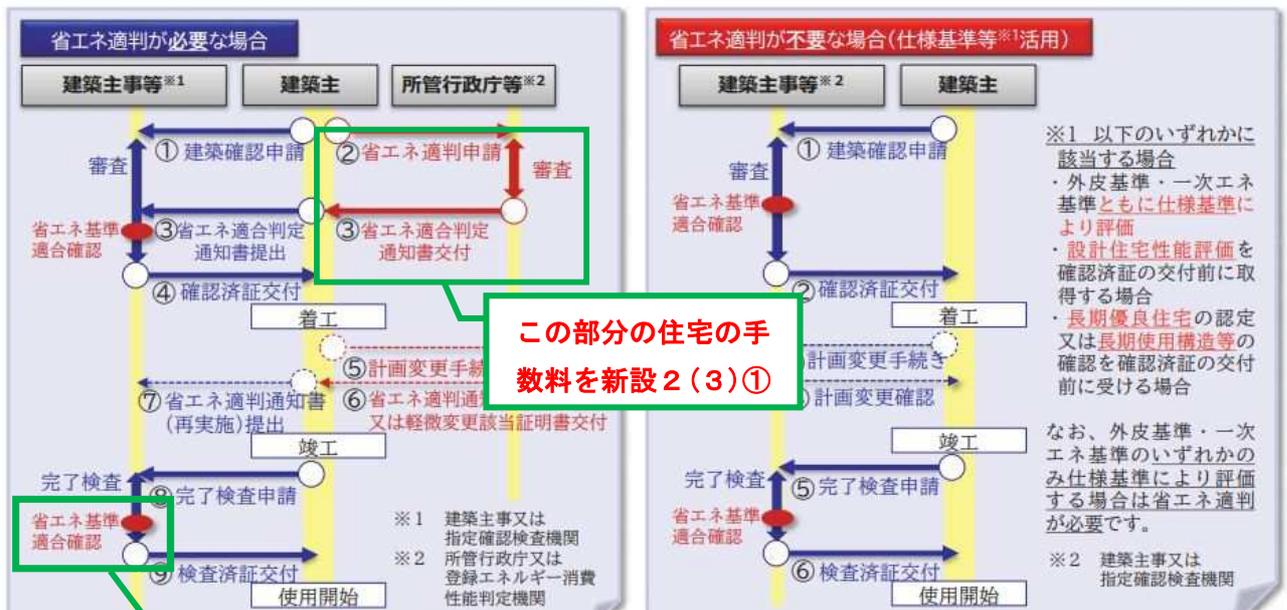
これに係る手数料を新設2(2)、(3)①

2-1. 省エネ適判が必要なルート

省エネ基準への適合に係る手続き

Point

- 省エネ基準適合は基本的には省エネ適判を受けることにより確認します。
- (外皮性能と一次エネ性能両方を)仕様基準により評価する場合や確認済証の交付前に**設計住宅性能評価を受ける場合等は、省エネ適判は不要**となり通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。
省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。



この部分の住宅の手数料を新設2(3)①

この部分の手数料が今まで手数料条例にあったが、本来建築基準法に基づく手続きに係るもののため、今回移す2(3)③

	イ アに掲げる場合以外の場合	10,400円		
47～59 [略]			47～59 [略]	
60 建築士法関係手数料	(1)～(3) [略] (4) 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者 〔削る〕 〔削る〕 (5) [略]	25,000円	60 建築士法関係手数料	(1) 建築士法（以下この項において「法」という。）第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者 (2)・(3) [略] (4) 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者 ア 一級建築士事務所 17,000円 イ 二級建築士事務所又は木造建築士事務所 12,000円 (5) [略]
61～64の3 [略]			61～64の3 [略]	
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(1) [略] ア [略] (7)・(イ) [略]		64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合 (7) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業

(ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 26,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号

非住宅建築物又は複合建築物(非住

省/国土交通省/令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。)第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合

a・b [略]

(イ) [略]

[新設]

イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号 非住宅建築物又は複合建築物(非住

(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア) [略]

a [略]

225,000円
(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物

(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ)_____に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア) [略]

a [略]

225,000円
(非住宅基準適合証(建築物省エネ法_____第15条第1項の登録建築物

エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合には、10,000円)

b～g [略]

(イ)～(エ) [略]

(カ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 50,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合には、10,000円)

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合には、

エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合には、10,000円)

b～g [略]

(イ)～(エ) [略]

[新設]

		ては、 20,000 円)		
	c <u>住宅部分の床面積</u> <u>の合計が2,000平方メ</u> <u>ートル以上5,000平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	148,000円 (住宅基 準適合証 等の提出 がある場 合にあっ ては、 45,000 円)		
	d <u>住宅部分の床面積</u> <u>の合計が5,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u>	209,000円 (住宅基 準適合証 等の提出 がある場 合にあっ ては、 77,000 円)		
(2)	[略]		(2)	法第55条第1項の規定に 基づく計画の変更の認定 (以下この項において「計 画の変更の認定」とい う。)を受けようとする者
	ア [略]		ア	一戸建ての住宅に係る 計画の変更の認定を受け ようとする場合
	(7) [略]		(7)	当該住宅について誘 導標準計算基準を用い て評価を行う場合
	a _____ 床面積の合計が200平 方メートル未満のも の	17,000円 (変更後 の計画に 係る住宅 基準適合 証等の提 出がある 場合に あつては、 3,000円)	a	<u>計画の変更に係る</u> 床面積の合計が200平 方メートル未満のも の
				17,000円 (変更後 の計画に 係る住宅 基準適合 証等の提 出がある 場合に あつては、 3,000円)

b _____ 19,000 円
 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 の
 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

(イ) [略]

a _____ 9,000 円
 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
 の
 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

b _____ 10,000 円
 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 の
 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

(ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 13,000 円
 (変更後の計画に係る住宅基準適合

b 計画の変更に係る 19,000 円
 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 の
 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

(イ) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 計画の変更に係る 9,000 円
 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
 の
 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

b 計画の変更に係る 10,000 円
 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 の
 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

[新設]

		証等の提出がある場合には、 3,000円)		
	b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	14,000 円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合には、 3,000円)		
	イ [略]	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に	イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に

限る。) にあってはは(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア)～(エ) [略]

限る。) にあってはは(ウ)又は(エ)に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア) [略]

- a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の

床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの

b～g [略]

(イ)～(エ) [略]

[新設]

(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 50,000円
(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合には、
10,000円)

b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000円
(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合には、
20,000円)

c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 148,000円
(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合には、
20,000円)

	<p>方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 45,000円)</p> <p>209,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000円)</p>			
	(3) 〔略〕		(3) 〔略〕		
64の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）<u>第11条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第5号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで_____において「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が<u>非住宅部分</u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」とい</p>	<p>非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建</p>	64の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）<u>第12条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第6号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで及び<u>第6号</u>において「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について_____建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」とい</p>	〔新設〕

に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合は(ア)又は(イ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(7) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

(7) 当該建築物が非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この号から第5号までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この号から第6号までにおいて同じ。）を有する場合（(ウ)の場合を除く。）

a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条）に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの

b～g [略]

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a～g [略]

(ロ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この項において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合

[略]

[削る]

a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項）に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの

b～g [略]

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ロ）の場合を除く。）

a～g [略]

(ロ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合

224,000 円

(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計

を全て非住宅部分とみなした場合は(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

a	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円	[新設]
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円	[新設]
c	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円	[新設]
d	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円	[新設]
e	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	299,000円	[新設]
f	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	353,000円	[新設]
g	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	415,000円	[新設]

の	
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
c 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
の	
d 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
の	
e 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
f 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
g 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	211,000円
の	
(カ) 当該建築物の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）について省令第1条第1項第2	

〔新設〕

〔新設〕

号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項において「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 268,000円

(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 56,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 102,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 149,000円

(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条

〔新設〕

〔新設〕

第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この項において「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積 50,000円

の合計が300平方メートル未満のもの

b 住宅部分の床面積 85,000円

の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 住宅部分の床面積 147,000円

の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 住宅部分の床面積 208,000円

の合計が5,000平方メートル以上のもの

イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この号から第5号までにおいて同じ。）の場合

(7) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200 34,000円

平方メートル未満のもの

b 床面積の合計が200 37,000円

平方メートル以上のもの

[削る]

イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この項において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合

(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円

積の合計が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 108,000円

積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円

積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

メートル以上2,000平方メートル未満のもの

			方メートル未満のもの	
			の	
[削る]			d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
			の	
[削る]			e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	299,000円
			の	
[削る]			f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	353,000円
			の	
[削る]			g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	415,000円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合			(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円		a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円		b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
[削る]			c 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
			の	
[削る]			d 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
			の	
[削る]			e 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円

				積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	[削る]			f 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
	[削る]			g 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	211,000円
	(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	[削る]		(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
	a 床面積の合計が200平方メートル未満の		25,000円	[新設]	

もの

b 床面積の合計が200平方メートル以上の

もの

(2) 法第11条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を含む

28,000円

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれか規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に

〔新設〕

(2) 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

〔新設〕

応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。
ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当

	<p>(7) <u>当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u> a～g [略]</p> <p>(イ) <u>当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u> a～g [略]</p> <p>(ウ) <u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>該額とする。</p> <p>[削る]</p> <p>86,000円</p>		<p>(7) <u>当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウ）の場合を除く。）</u> a～g [略]</p> <p>(イ) <u>当該建築物が工場等部分を有する場合（ウ）の場合を除く。）</u> a～g [略]</p> <p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p>(7)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(7)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p> <p>[新設]</p>
	<p>a <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平</u></p>				

方メートル未満のもの		
の		
b 非住宅部分の計画	108,000円	[新設]
の変更に係る部分の		
床面積の合計が300平		
方メートル以上1,000		
平方メートル未満の		
もの		
c 非住宅部分の計画	142,000円	[新設]
の変更に係る部分の		
床面積の合計が1,000		
平方メートル以上		
2,000平方メートル未		
満のもの		
d 非住宅部分の計画	229,000円	[新設]
の変更に係る部分の		
床面積の合計が2,000		
平方メートル以上		
5,000平方メートル未		
満のもの		
e 非住宅部分の計画	299,000円	[新設]
の変更に係る部分の		
床面積の合計が5,000		
平方メートル以上		
10,000平方メートル		
未満のもの		
f 非住宅部分の計画	353,000円	[新設]
の変更に係る部分の		
床面積の合計が		
10,000平方メートル		
以上25,000平方メー		
トル未満のもの		
g 非住宅部分の計画	415,000円	[新設]
の変更に係る部分の		
床面積の合計が		
25,000平方メートル		
以上のもの		
(エ) 当該建築物の工場等		[新設]
部分についてモデル建		
物法基準を用いて評価		
を行う場合		
a 工場等部分の計画	19,000円	

<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル未満のも の</u>	
<u>b 工場等部分の計画</u>	<u>26,000円</u>
<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル以上1,000 平方メートル未満の もの</u>	
<u>c 工場等部分の計画</u>	<u>37,000円</u>
<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの</u>	
<u>d 工場等部分の計画</u>	<u>92,000円</u>
<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの</u>	
<u>e 工場等部分の計画</u>	<u>139,000円</u>
<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル 未満のもの</u>	
<u>f 工場等部分の計画</u>	<u>170,000円</u>
<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの</u>	
<u>g 工場等部分の計画</u>	<u>211,000円</u>
<u>の変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの</u>	
<u>(オ) 当該建築物の住宅部 分について標準計算基 準を用いて評価を行う</u>	

[新設]

場合	
a 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が300平方 メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が300平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のも の	114,000円
c 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000 平方メートル未満の もの	193,000円
d 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が5,000平 方メートル以上のも の	268,000円
(カ) 当該建築物の住宅部 分について仕様基準を 用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が300平方 メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が300平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のも の	56,000円
c 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000 平方メートル未満の もの	102,000円
d 住宅部分の計画の	149,000円

[新設]

変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の計画の 50,000円

変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 住宅部分の計画の 85,000円

変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 住宅部分の計画の 147,000円

変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 住宅部分の計画の 208,000円

変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(7) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200 17,000円

平方メートル未満のもの

[新設]

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）

a 非住宅部分の計画 86,000円

の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 床面積の合計が200 19,000円

平方メートル以上の
もの

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(イ) 当該建築物について
仕様基準を用いて評価
を行う場合

a 床面積の合計が200 9,000円

平方メートル未満の
もの

b 非住宅部分の計画 108,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が300平
方メートル以上1,000
平方メートル未満の
もの

c 非住宅部分の計画 142,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が1,000
平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの

d 非住宅部分の計画 229,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が2,000
平方メートル以上
5,000平方メートル未
満のもの

e 非住宅部分の計画 299,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が5,000
平方メートル以上
10,000平方メートル
未満のもの

f 非住宅部分の計画 353,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のもの

g 非住宅部分の計画 415,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が
25,000平方メートル
以上のもの

(イ) 当該建築物が工場等
部分を有する場合（(ウ)
の場合を除く。）

a 工場等部分の計画 19,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が300平
方メートル未満のも

—
b 床面積の合計が200 10,000円

平方メートル以上の
もの

—
〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(ウ) 当該建築物について
仕様・計算併用法基準
を用いて評価を行う場
合

〔削る〕

の

b 工場等部分の計画 26,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が300平
方メートル以上1,000
平方メートル未満の
もの

c 工場等部分の計画 37,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が1,000
平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの

d 工場等部分の計画 92,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が2,000
平方メートル以上
5,000平方メートル未
満のもの

e 工場等部分の計画 139,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が5,000
平方メートル以上
10,000平方メートル
未満のもの

f 工場等部分の計画 170,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のもの

g 工場等部分の計画 211,000円

の変更に係る部分の
床面積の合計が
25,000平方メートル
以上のもの

(ウ) 当該建築物が非住宅 (ア)及び(イ)
部分及び工場等部分を に規定す
有する場合 る区分に

— 応じ、そ
れぞれ当
該手数料

を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合は(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 13,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円

(3) 法第12条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者

ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれ

[新設]

[新設]

(3) 法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者

ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

[新設]

れかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。
ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに

規定する
手数料の
額を合算
した額が
当該建築
物の非住
宅部分及
び工場等
部分の床
面積の合
計を全て
非住宅部
分の面積
とみなし
た場合の
(ア)又は(ウ)
に規定す
る区分に
応じた手
数料の額
を超える
ときは当
該額とす
る。

(ア) 当該建築物の非住宅
部分について標準入力
法等基準を用いて評価
を行う場合

a～g [略]

(イ) 当該建築物の工場等
部分について標準入力
法等基準を用いて評価
を行う場合

a～g [略]

(ウ) 当該建築物の非住宅
部分についてモデル建
物法基準を用いて評価
を行う場合

[削る]

(ア) 当該建築物が非住宅
部分を有する場合 (ウ)
の場合を除く。)

a～g [略]

(イ) 当該建築物が工場等
部分を有する場合 (ウ)
の場合を除く。)

a～g [略]

(ウ) 当該建築物が非住宅
部分及び工場等部分を
有する場合

(ア)及び(イ)
に規定す
る区分に
応じ、そ
れぞれ当
該手数料
を合算し
た額 (そ

の額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(7)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

a	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円	[新設]
b	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円	[新設]
c	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円	[新設]
d	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円	[新設]
e	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	299,000円	[新設]
f	非住宅部分の床面積	353,000円	[新設]

積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 415,000円

[新設]

(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

[新設]

a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

c 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 37,000円

d 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 92,000円

e 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 139,000円

f 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円

g 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 211,000円

の	
(イ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	268,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メー	50,000円

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	<u>トル未満のもの</u>	
b	<u>住宅部分の床面積</u> <u>の合計が300平方メ</u> <u>ートル以上2,000平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u>	<u>85,000円</u>
c	<u>住宅部分の床面積</u> <u>の合計が2,000平方メ</u> <u>ートル以上5,000平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	<u>147,000円</u>
d	<u>住宅部分の床面積</u> <u>の合計が5,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u>	<u>208,000円</u>
イ	<u>計画の適合性判定を求</u> <u>めようとする建築物が一</u> <u>戸建ての住宅の場合</u>	
(7)	<u>当該建築物について</u> <u>標準計算基準を用いて</u> <u>評価を行う場合</u>	
a	<u>床面積の合計が200</u> <u>平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>34,000円</u>
b	<u>床面積の合計が200</u> <u>平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>37,000円</u>
	[削る]	

イ	<u>計画の適合性判定を求</u> <u>めようとする建築物につ</u> <u>いてモデル建物法基準を</u> <u>用いて評価を行う場合</u>	
(7)	<u>当該建築物が非住宅</u> <u>部分を有する場合（(ウ)</u> <u>の場合を除く。）</u>	
a	<u>非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が300平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u>	<u>86,000円</u>
b	<u>非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が300平方メ</u> <u>ートル以上1,000平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	<u>108,000円</u>
c	<u>非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が1,000平方</u> <u>メートル以上2,000平</u> <u>方メートル未満のも</u> <u>の</u>	<u>142,000円</u>
d	<u>非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が2,000平方</u> <u>メートル以上5,000平</u> <u>方メートル未満のも</u> <u>の</u>	<u>229,000円</u>
e	<u>非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が5,000平方</u> <u>メートル以上10,000</u> <u>平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>299,000円</u>
f	<u>非住宅部分の床面</u>	<u>353,000円</u>

			積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	[削る]		g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	415,000円
(i) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合			(i) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円		a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円		b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
[削る]			c 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
[削る]			d 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
[削る]			e 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
[削る]			f 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
[削る]			g 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	211,000円

<p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>[削る]</p>	<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p>(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>25,000円</p>	<p>[新設]</p>	
<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p>28,000円</p>	<p>[新設]</p>	
<p>(4) <u>法第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。)を求めようとする者</u></p>		<p>(4) <u>法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。)を求めようとする者</u></p>	
<p>ア <u>計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する</u></p>	<p><u>非住宅部分を有する建築物</u></p>	<p>ア <u>計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等</u></p>	<p>[新設]</p>

建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合に

基準を用いて評価を行う場合

—

は、(ア)及
び(イ)又は
(ウ)及び(エ)
に規定す
る区分に
応じ、そ
れぞれに
規定する
手数料の
額を合算
した額が
当該建築
物の非住
宅部分及
び工場等
部分の床
面積の合
計を全て
非住宅部
分の面積
とみなし
た場合の
(ア)又は(ウ)
に規定す
る区分に
応じた手
数料の額
を超える
ときは当
該額とす
る。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a～g [略]

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a～g [略]

(ウ) 当該建築物の非住宅 [削る]

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)

a～g [略]

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ)の場合を除く。)

a～g [略]

(ウ) 当該建築物が非住宅 (ア)及び(イ)

部分についてモデル建築物基準を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の計画 86,000円

の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の計画 108,000円

の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の計画 142,000円

の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未

部分及び工場等部分を有する場合

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

満のもの		
d 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	229,000円	[新設]
e 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル 未満のもの	299,000円	[新設]
f 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	353,000円	[新設]
g 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの	415,000円	[新設]
(エ) 当該建築物の工場等 部分についてモデル建 物法基準を用いて評価 を行う場合		[新設]
a 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル未満のも の	19,000円	
b 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル以上1,000 平方メートル未満の もの	26,000円	
c 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が1,000	37,000円	

平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	
d 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	92,000円
e 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル 未満のもの	139,000円
f 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	170,000円
g 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの	211,000円
(ウ) 当該建築物の住宅部 分について標準計算基 準を用いて評価を行う 場合	
a 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が300平方 メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床 面積の合計が300平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のも の	114,000円
c 住宅部分の計画の 変更に係る部分の床	193,000円

[新設]

面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 住宅部分の計画の 268,000円

変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の計画の 32,000円

変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 住宅部分の計画の 56,000円

変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 住宅部分の計画の 102,000円

変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 住宅部分の計画の 149,000円

変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の計画の 50,000円

変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 住宅部分の計画の 85,000円

[新設]

[新設]

変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 住宅部分の計画の 147,000円

変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 住宅部分の計画の 208,000円

変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(7) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

[削る]

[削る]

イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(7)の場合を除く。）

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 108,000円

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円

d 非住宅部分の計画 229,000円

				の変更に係る部分の 床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	
	[削る]			e 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル 未満のもの	299,000円
	[削る]			f 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	353,000円
	[削る]			g 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの	415,000円
(i) 当該建築物について 仕様基準を用いて評価 を行う場合				(i) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (㊦) の場合を除く。)	
a 床面積の合計が200 平方メートル未満の もの	9,000円			a 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル未満のも の	19,000円
—				b 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300平 方メートル以上1,000 平方メートル未満の もの	26,000円
b 床面積の合計が200 平方メートル以上の もの	10,000円			c 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	37,000円
—					
[削る]					

〔削る〕	d 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	92,000円
〔削る〕	e 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル 未満のもの	139,000円
〔削る〕	f 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	170,000円
〔削る〕	g 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの	211,000円
(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準 を用いて評価を行う場 合	〔削る〕	(イ) 及び(イ) に規定す る区分に 応じ、そ れぞれ当 該手数料 を合算し た額(そ の額が当 該建築物 の非住宅 部分及び 工場等部 分の床面 積の合計 を全て非 住宅部分 とみなし た場合の

<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>13,000円</p> <p>14,000円</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者</p>	<p>非住宅部分</p> <p>を有する建築物、工場等部分</p> <p>を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p> <p>分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等に</p> <p>あつては</p>	<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者</p>	<p>[新設]</p>
<p>ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分</p> <p>を有する建築物、工場等部分</p> <p>を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p>	<p>ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	<p>[新設]</p>	

(カ)から(キ)
までのい
ずれかに
規定する
手数料の
額、複合
建築物に
あつては
(ア)から(エ)
までのい
ずれか及
び(カ)から
(キ)までの
いずれか
に規定す
る区分に
応じ、そ
れぞれに
規定する
手数料の
額を合算
した額。
ただし、
非住宅部
分及び工
場等部分
を有する
建築物の
場合に
は、(ア)及
び(イ)又は
(ウ)及び(エ)
に規定す
る区分に
応じ、そ
れぞれに
規定する
手数料の
額を合算
した額が
当該建築
物の非住

宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合は(ア)又は(イ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a～g [略]

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a～g [略]

(イ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

[削る]

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (イ)の場合を除く。)

a～g [略]

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (イ)の場合を除く。)

a～g [略]

(イ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合

(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面

積の合計
を全て非
住宅部分
とみなし
た場合の
(ア)に規定
する区分
に応じた
手数料の
額を超え
るとき
は、当該
額)

a	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円	[新設]
b	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円	[新設]
c	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円	[新設]
d	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円	[新設]
e	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	299,000円	[新設]

f	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	353,000円	[新設]
g	非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	415,000円	[新設]
(エ)	当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		[新設]
a	工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円	
b	工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円	
c	工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円	
d	工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円	
e	工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	139,000円	

10,000平方メートル
未満のもの

f 工場等部分の軽微 170,000円

な変更に係る部分の
床面積の合計が
10,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のもの

g 工場等部分の軽微 211,000円

な変更に係る部分の
床面積の合計が
25,000平方メートル
以上のもの

(イ) 当該建築物の住宅部
分について標準計算基
準を用いて評価を行う
場合

a 住宅部分の軽微な 67,000円

変更に係る部分の床
面積の合計が300平方
メートル未満のもの

b 住宅部分の軽微な 114,000円

変更に係る部分の床
面積の合計が300平方
メートル以上2,000平
方メートル未満のも
の

c 住宅部分の軽微な 193,000円

変更に係る部分の床
面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000
平方メートル未満の
もの

d 住宅部分の軽微な 268,000円

変更に係る部分の床
面積の合計が5,000平
方メートル以上のも
の

(ロ) 当該建築物の住宅部
分について仕様基準を
用いて評価を行う場合

a 住宅部分の軽微な 32,000円

[新設]

[新設]

<p>変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>c 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>56,000円</p> <p>102,000円</p> <p>149,000円</p>
<p>(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>c 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 住宅部分の軽微な</p> <p>変更に係る部分の床</p>	<p>50,000円</p> <p>85,000円</p> <p>147,000円</p> <p>208,000円</p>

[新設]

面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	
イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(7) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
—	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
—	
[削る]	

イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(7) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (7) の場合を除く。)	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円
c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円
d 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
e 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	299,000円
f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が	353,000円

[削る]	
(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	9,000円
—	
b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	10,000円

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	
g <u>非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	415,000円
(イ) <u>当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）</u>	
a <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	19,000円
b <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	26,000円
c <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	37,000円
d <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	92,000円
e <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	139,000円
f <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の</u>	170,000円

	<p>[削る]</p> <p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>[削る]</p>		<p><u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>g <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p> <p>—</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>211,000円</p> <p>(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額(その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
	<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>13,000円</p>		<p>[新設]</p>	
	<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p>14,000円</p>		<p>[新設]</p>	

[削る]

(6) <u>法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者</u> <u>(法第25条第1項若しくは第35条第8項(法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)</u> であつて、 <u>建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第20項に規定する通知に対する完了検査を受けようとするもの</u>	
ア <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	10,000円
イ <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	16,000円
ウ <u>非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	26,000円
エ <u>非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	78,000円
オ <u>非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	124,000円
カ <u>非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	153,000円
キ <u>非住宅部分の床面積の</u>	192,000円

(6) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第8号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第8号において「計画の認定」という。）を受けようとする者
 ア 申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合

(7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号_____において同じ。）
 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号_____において同じ。）
 又は複合建築物_____である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限り、）にあつては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分_____

合計が25,000平方メートル以上のもの

(7) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第9号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第9号において「計画の認定」という。）を受けようとする者
 ア 申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合

(7) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）
 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項_____に規定する非住宅部分をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）
 又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）
 である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限り、）にあつては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下

_____に
_____に
限って計
画の認定
を受けよ
うとする
場合に限
る。)に
あっては
c から e
までのい
ずれかに
規定する
手数料の
額、複合
建築物
(非住宅
部分に限
って計画
の認定を
受けよう
とする場
合及び住
宅部分に
限って計
画の認定
を受けよ
うとする
場合を除
く。)に
あっては
a 又は b
及び c か
ら e まで
のいずれ
かに規定
する区分
に応じ、
それぞれ
当該手数
料を合算

この項に
おいて同
じ。)に
限って計
画の認定
を受けよ
うとする
場合に限
る。)に
あっては
c 又は d
_____に
_____に
規定する
手数料の
額、複合
建築物
(非住宅
部分に限
って計画
の認定を
受けよう
とする場
合及び住
宅部分に
限って計
画の認定
を受けよ
うとする
場合を除
く。)に
あっては
a 又は b
及び c 又
は d
_____に
_____に
規定する
区分
に応じ、
それぞれ
当該手数
料を合算

a [略]
(a) [略]

した額

224,000円
(非住宅
誘導基準
適合証
(法第14
条第1項
の登録建
築物エネ
ルギー消
費性能判
定機関

_____が
作成した
法第30条
第1項各
号(法第
31条第2
項におい
て準用す
る場合を
含む。)に
掲げる基
準に適合
している
ことを示
す書類を
いう。以
下この号
及び次号
において
同じ。)の
提出が

a [略]
(a) [略]

した額

224,000円
(非住宅
誘導基準
適合証
(法第15
条第1項
の登録建
築物エネ
ルギー消
費性能判
定機関

(第10号
において
「登録建
築物エネ
ルギー消
費性能判
定機関」
とい
う。)が
作成した
法第35条
第1項各
号(法第
36条第2
項におい
て準用す
る場合を
含む。)に
掲げる基
準に適合
している
ことを示
す書類を
いう。以
下この号
及び次号
において
同じ。)の
提出が

	ある場合 にあって は、 10,000円)		ある場合 にあって は、 10,000円)
b～d [略]		b～d [略]	
e <u>当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合</u>		[新設]	
(a) <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	50,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 10,000 円)		
(b) <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	85,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000 円)		
(c) <u>住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	147,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に		

(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

あつては、
45,000
円)

208,000円
(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に
あつては、
77,000
円)

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この号及び次号_____において同じ。）の場合

a・b [略]

c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

25,000円
(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に
あつては、5,000
円)

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

28,000円
(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に
あつて

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この号、次号及び第10号において同じ。）の場合

a・b [略]

[新設]

は、5,000
円)

イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合

(7) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号_____において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者

ア [略]

(7) [略]

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては a 又は b

イ 他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合

(8) 法第36条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者

ア [略]

(7) [略]

当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アの(7)又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては a 又は b

に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては c から e までのいずれか に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては a 又は b 及び c から e まで

に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては c 又は d _____ に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては a 又は b 及び c 又は d

のいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

a～d [略]

e 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 50,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合には、10,000 円)

(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合には、20,000 円)

(c) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 147,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合には、

に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

a～d [略]

[新設]

	45,000 円)		
(d) <u>住宅部分の計画 の変更に係る部分 の床面積の合計が 5,000平方メートル 以上のもの</u>	208,000 円 (住宅誘 導基準適 合証等の 提出があ る場合に あって は、 77,000 円)		
(イ) [略]		(イ) 当該変更する建築物 が一戸建ての住宅の場 合	
a [略]		a 当該建築物につい て誘導標準計算基準 を用いて評価を行う 場合	
(a) _____ __床面積の合計が 200平方メートル未 満のもの	17,000 円 (住宅誘 導基準適 合証等の 提出があ る場合に あって は、3,000 円)	(a) <u>計画の変更に係 る床面積の合計が</u> 200平方メートル未 満のもの	17,000 円 (住宅誘 導基準適 合証等の 提出があ る場合に あって は、3,000 円)
(b) _____ __床面積の合計が 200平方メートル以 上のもの	19,000 円 (住宅誘 導基準適 合証等の 提出があ る場合に あって は、3,000 円)	(b) <u>計画の変更に係 る床面積の合計が</u> 200平方メートル以 上のもの	19,000 円 (住宅誘 導基準適 合証等の 提出があ る場合に あって は、3,000 円)
b [略]		b 当該建築物につい て誘導仕様基準を用 いて評価を行う場合	
(a) _____ __床面積の合計が	9,000 円 (住宅誘	(a) <u>計画の変更に係 る床面積の合計が</u>	9,000 円 (住宅誘

200平方メートル未
満のもの 導基準適
合証等の
提出があ
る場合に
あつて
は、3,000
円)

(b) _____ 10,000 円
床面積の合計が (住宅誘
導基準適
200平方メートル以 合証等の
上のもの 提出があ
る場合に
あつて
は、3,000
円)

c 当該建築物につい
て誘導仕様・計算併
用法基準を用いて評
価を行う場合

(a) 床面積の合計が 13,000 円
200平方メートル未 (住宅誘
満のもの 導基準適
合証等の
提出があ
る場合に
あつて
は、3,000
円)

(b) 床面積の合計が 14,000 円
200平方メートル以 (住宅誘
上のもの 導基準適
合証等の
提出があ
る場合に
あつて
は、3,000
円)

イ・ウ [略]

(8) 法第30条第2項(法第31
条第2項において準用する
場合を含む。)の規定に基

200平方メートル未
満のもの 導基準適
合証等の
提出があ
る場合に
あつて
は、3,000
円)

(b) 計画の変更に係 10,000 円
る床面積の合計が (住宅誘
導基準適
200平方メートル以 合証等の
上のもの 提出があ
る場合に
あつて
は、3,000
円)

[新設]

イ・ウ [略]

(9) 法第35条第2項(法第36
条第2項において準用する
場合を含む。)の規定に基

づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者
〔削る〕

づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者

(10) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者

ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅建築物にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(ウ)、(エ)又は(オ)に規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)、(エ)又は(オ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(7) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メ

224,000円
(非住宅

<u>メートル未満のもの</u>	基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては、 10,000円)
b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	276,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 16,000円)
c <u>非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	357,000円（非住宅基準適合証等の提

の
出がある
場合に
あ
っては、
26,000
円)

d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
509,000 円
(非住宅
基準適合
証等の提

の
出がある
場合に
あ
っては、
78,000
円)

e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
627,000 円
(非住宅
基準適合
証等の提

出がある
場合に
あ
っては、
124,000
円)

f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
729,000 円
(非住宅
基準適合
証等の提

出がある
場合に
あ
っては、
153,000
円)

g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
831,000 円
(非住宅
基準適合
証等の提

出がある
場合に
あ
っては、
192,000
円)

(4) 当該建築物の非住宅

部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000 円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 10,000 円)
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000 円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 16,000 円)
c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000 円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 26,000 円)
d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000 円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 78,000 円)
e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	299,000 円 (非住宅基準適合

平方メートル未満のもの 証等の提出がある場合にあっては、
124,000
円)

f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 353,000円
(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
153,000
円)

g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 415,000円
(非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
192,000
円)

(ウ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号において「性能基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円
(住宅基準適合証等(登録住宅性能評価機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基

準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合には、
10,000
円)

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000 円
(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
20,000
円)

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000 円
(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
45,000
円)

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 268,000 円
(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、
45,000
円)

ては、
77,000
円)

(エ) 当該建築物の住宅部
分について省令第1条
第1項第2号イ(2)及び
同号ロ(2)の基準を用い
て評価を行う場合

a 住宅部分の床面積
の合計が300平方メー
トル未満のもの 32,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、
10,000
円)

b 住宅部分の床面積
の合計が300平方メー
トル以上2,000平方メ
ートル未満のもの 56,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、
20,000
円)

c 住宅部分の床面積
の合計が2,000平方メ
ートル以上5,000平方
メートル未満のもの 102,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、
45,000
円)

d 住宅部分の床面積
の合計が5,000平方メ
ートル以上のもの 149,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、

	77,000 円)
(戊) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準（以下この号において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 10,000 円)
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000 円)
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 45,000 円)
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、

ては、
77,000
円)

イ 認定を受けようとする
建築物が一戸建ての住宅
で性能基準を用いて評価
を行う場合

(7) 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの 34,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、
5,000円)

(4) 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの 37,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、
5,000円)

ウ 認定を受けようとする
建築物が一戸建ての住宅
で省令第1条第1項第2
号イ(2)及び同号ロ(2)の基
準を用いて評価を行う場
合

(7) 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの 18,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場
合にあっ
ては、
5,000円)

(4) 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの 19,000 円
(住宅基
準適合証
等の提出
がある場

					合にあつては、5,000円)
				エ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う場合	
				(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
				(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000 円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
65 教育職員免許法関係手数料	(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この項において「法」という。） 第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与を受けようとする者、 <u>法第5条第1項及び第16条の2の規定に基づく特定免許状失効者等に係る普通免許状の再授与を受けようとする者並びに法第5条の2第3項の規定に基づく当該免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者</u>	3,300円	65 教育職員免許法関係手数料	(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この項において「法」という。） 第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与を受けようとする者 _____ _____ _____並びに法第5条の2第3項の規定に基づく当該免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者	3,300円
	(2) 〔略〕	〔略〕		(2) 〔略〕	〔略〕
	(3) 法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与を受けようとする者 <u>並びに同</u>	3,300円		(3) 法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与を受けようとする者_____	3,300円

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国有財産特別措置法の改正により、平成12年から平成17年にかけて国土交通省所管の法定外公共用財産のうち里道、水路が市町村に譲与され、県が管理する国土交通省所管の法定外公共用財産は、海域の土地のみとなったこと、また、国有財産法の改正により引用する条項の整理が必要であることから所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の題名を「島根県一般海域占用料等徴収条例」に改める。
- (2) 里道、水路を条例の対象から削除し、県で管理する海域のうち、法令で規定のある漁港区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律）、港湾区域（港湾法）を除く海域を「一般海域」と定義し、これを条例の対象とする。
- (3) 引用する国有財産法の条項追加に伴う条ずれの整理。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】

- ※ 海岸法の規定による海岸保全区域の海域は、法令に占用の規定がないため、一般海域に含め、条例の対象とする。ただし、土石等の採取は海岸法に規定があるため条例の対象から外す。
- ※ 条例の対象となる海岸保全区域には、土木部が管理するいわゆる建設海岸のほか、土地改良事業で管理する農地海岸がある。

島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県<u>一般海域</u> _____ 占用料等徴収条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成12年3月17日〕 〔島根県条例第26号〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第23条第1項の規定に基づき、<u>一般海域</u> _____ に係る占用料等（<u>海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項第1号及び第37条の5第1号の規定による土石の採取に係るものを除く。</u>）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>一般海域</u> _____ 」とは、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域並びに港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第56条第1項の規定により公告された水域以外の海域であって、国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条第3項又は海岸法第5条第1項の規定により県が管理を行う海域をいう。</u></p> <p>(占用料等)</p> <p>第3条 国有財産法第18条第6項の規定により<u>一般海域</u> _____ の占用の許可を受けた者は占用料を、同項の規定により<u>一般海域</u> _____ に係る土石、砂れき _____ 等の採取（以下「土石等の採取」という。）の許可を受けた者は土石等の採取料を、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>2 前項の占用料又は土石等の採取料（以下「占用料等」という。）の額及び納付方法については _____、<u>島根県海岸占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第27号）</u> _____ の規定の例による。</p> <p>(占用料等の減免)</p>	<p>島根県<u>法定外公共用財産</u> 占用料等徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第23条第1項の規定に基づき、<u>法定外公共用財産</u> _____ に係る占用料等 _____ に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>法定外公共用財産</u>」とは、<u>国土交通大臣の所管に属する国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項第2号に規定する公共用財産であって、同法第9条第3項の規定により県が管理を行うもののうち、その管理に関して道路法（昭和27年法律第180号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令の規定が適用されないものをいう。</u></p> <p>(占用料等)</p> <p>第3条 国有財産法第18条第3項の規定により<u>法定外公共用財産</u> _____ の占用の許可を受けた者は占用料を、同項の規定により<u>法定外公共用財産</u> _____ に係る土石、砂れき、<u>竹木等の採取（以下「土石等の採取」という。）の許可を受けた者は土石等の採取料を、それぞれ納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の占用料又は土石等の採取料（以下「占用料等」という。）の額及び納付方法については、<u>島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）、島根県海岸占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第27号）又は島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）</u> の規定の例による。</p> <p>(占用料等の減免)</p>

第4条 〔略〕

- (1) 地方公共団体が、一般海域を公用又は公共の用に供するとき。
- (2) 地方公共団体が、一般海域を保全するため、占用又は土石等の採取を行うとき。
- (3) 〔略〕

第5条・第6条 〔略〕

附 則 〔略〕

第4条 知事は、次のいずれかに該当するときは、占用料等の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 地方公共団体が、法定外公共用財産を公用又は公共の用に供するとき。
- (2) 地方公共団体が、法定外公共用財産を保全するため、占用又は土石等の採取を行うとき。
- (3) 〔略〕

第5条・第6条 〔略〕

附 則 〔略〕

第37号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅そら山団地を雲南市に譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除する。

団地の名称	所在地
そら山団地	雲南市

3 譲渡の理由

本県では、市町村が自力での公営住宅の整備が困難な場合、将来的に当該市町村へ事業主体変更（有償譲渡による移管）することを前提に、県が整備を行う手法をとっており、当団地も、雲南市の要望を受けて、建設後10年を目途に雲南市へ事業主体変更する旨の覚書を締結（平成24年3月）して、県営住宅として整備したものであり、この覚書に基づき本年4月をもって事業主体変更をする。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

【参考：そら山団地の概要】

(1) 所在地

雲南市木次町里方230-1、230-27

(2) 敷地面積

3,026.98㎡（土地は市から借受）

(3) 建 物

木造・2階建・4棟、計24戸
 延べ面積1,781.52㎡
 他附属棟2棟

(4) 建設年月

平成25年10月（1、2号棟）
 平成27年1月（3、4号棟）



島根県営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>島根県営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">〔昭和34年12月22日〕 〔島根県条例第49号〕</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第71条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">団地の名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸町団地～西玉江団地 〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔削る〕</td> <td>〔削る〕</td> </tr> <tr> <td>桂川団地～月無団地 〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	団地の名称	所在地	幸町団地～西玉江団地 〔略〕		〔削る〕	〔削る〕	桂川団地～月無団地 〔略〕		<p>目次 〔略〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>第3条 県営住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第3条の2～第71条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">団地の名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸町団地～西玉江団地 〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そら山団地</td> <td>雲南市</td> </tr> <tr> <td>桂川団地～月無団地 〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	団地の名称	所在地	幸町団地～西玉江団地 〔略〕		そら山団地	雲南市	桂川団地～月無団地 〔略〕	
団地の名称	所在地																
幸町団地～西玉江団地 〔略〕																	
〔削る〕	〔削る〕																
桂川団地～月無団地 〔略〕																	
団地の名称	所在地																
幸町団地～西玉江団地 〔略〕																	
そら山団地	雲南市																
桂川団地～月無団地 〔略〕																	

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

- (1) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の全面施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正されたこと等により、建築確認申請手数料等について、所要の改正を行うもの。
- (2) 法改正により、計画通知（法第18条）に係る審査を民間の指定確認検査機関が行うことも可能となったことを踏まえ、これまで手数料を設けていなかった計画通知において、民間との均衡を考慮し、審査手数料を設けるもの。

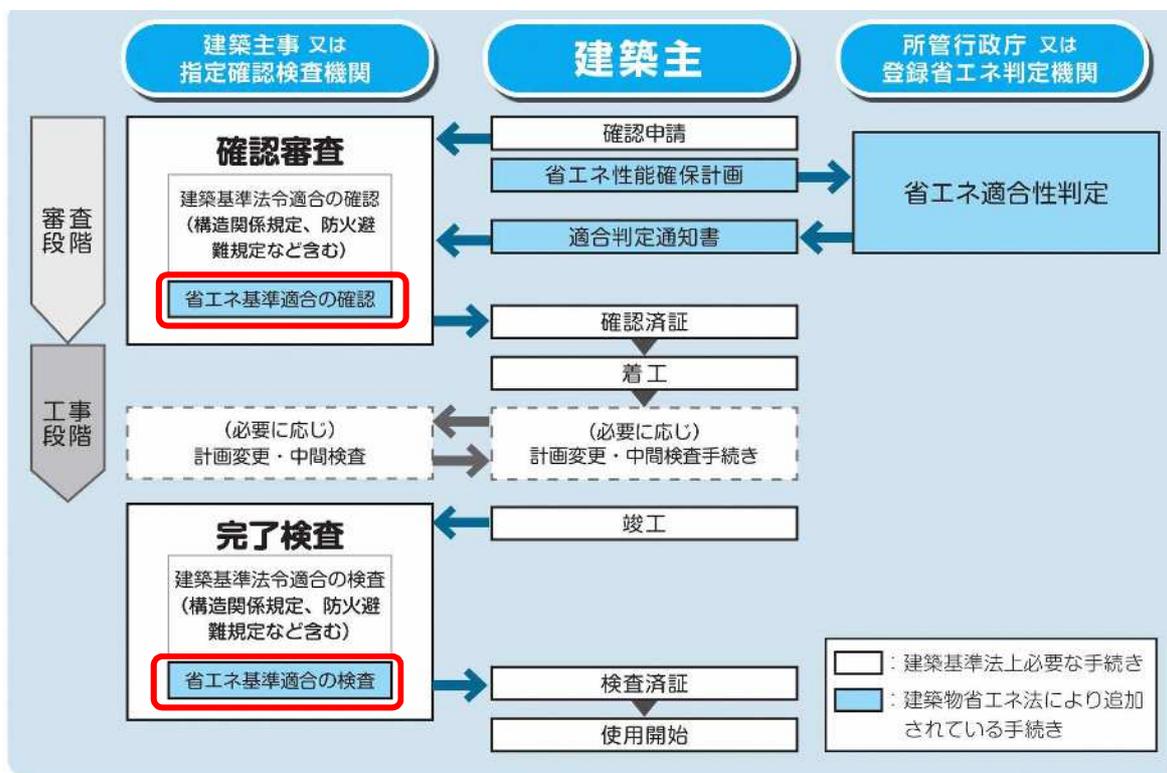
2 改正の内容

- (1) **省エネ基準への適合確認に係る審査及び検査手数料の新設（第1条関係）**
住宅等について、仕様基準等に適合させた場合、建築確認において省エネ基準への適合を審査・検査することとなったことから、手数料を新設する。
- (2) **審査時間及び手数料区分等の見直しによる建築確認、完了検査及び中間検査の申請手数料額の引上げ（第2条関係）**
国より新たな審査時間が示されたことを踏まえ、民間との均衡を図るため、建築確認等に係る審査時間等の見直しを行ったことから、手数料額の引上げを行う。
- (3) **計画通知に係る審査手数料の新設（第1条関係）**

3 施行期日

- (1) 第1条関係 令和7年4月1日
- (2) 第2条関係 令和7年7月1日

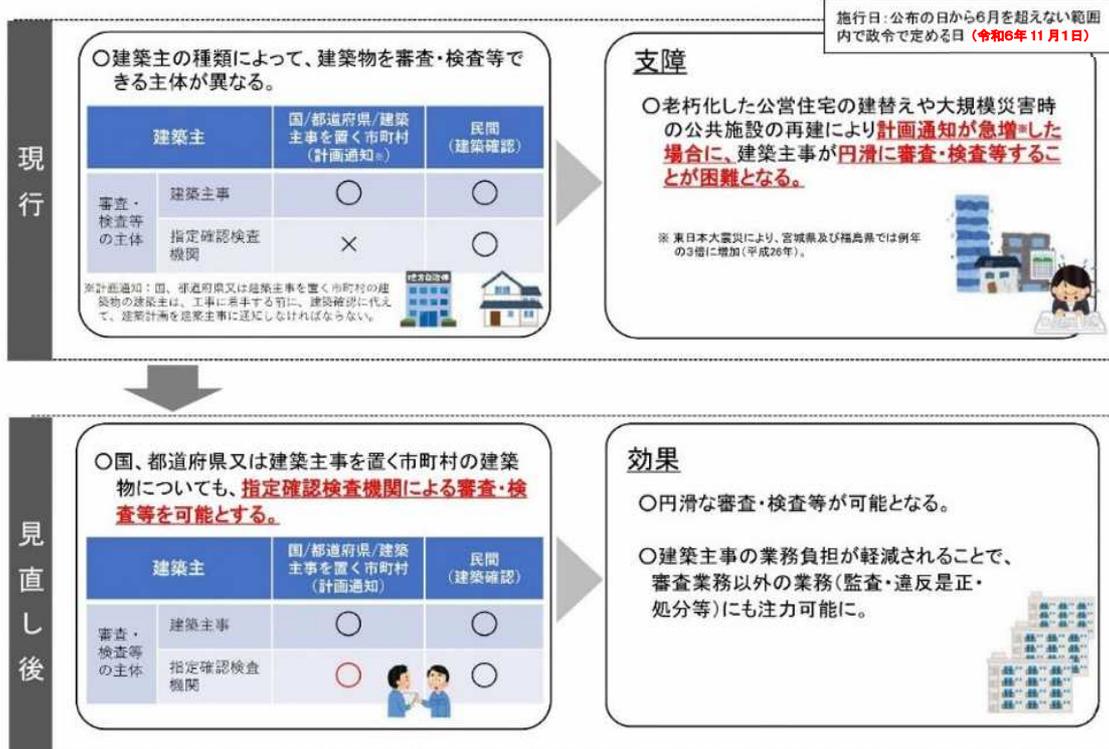
(1) 建築物省エネルギー基準適合確認手数料の新設及び申請手数料の引上げ



建築確認・検査手続きの流れ

(2) 法第18条に係る手数料の新設

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）



島根県建築基準法施行条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 昭和48年3月27日 島根県条例第20号 </div> <p>第1条～第10条 〔略〕</p> <p>(手数料)</p> <p>第11条 別表第4の左欄に掲げる者(市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。)は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。)第2条の規定が適用される建築物(同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物(建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項(建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)を除く。)</u>について、<u>法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者(市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。)</u>は、別表第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 〔略〕</p> <p>(手数料)</p> <p>第11条 別表第4の左欄に掲げる者(市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請_____しようとする者又は島根県を除く。)は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

6 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

第12条～第16条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1～別表第3 〔略〕

別表第4（第11条関係）

1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者

(1) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 〔略〕

ウ 〔略〕

申請又は通知1件につき 5,030円

申請又は通知1件につき 9,050円

申請又は通知1件に

〔新設〕

第12条～第16条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1～別表第3 〔略〕

別表第4（第11条関係）

1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認

_____を受けようとする者

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

ウ 床面積の合計が100平

申請_____1件につき 5,030円

申請_____1件につき 9,050円

申請_____1件に

エ [略]	つき 14,000円 申請又は通知 1 件につき 19,000円	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	つき 14,000円 申請_____1 件につき 19,000円
オ [略]	申請又は通知 1 件につき 34,100円	オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請_____1 件につき 34,100円
カ [略]	申請又は通知 1 件につき 48,200円	カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請_____1 件につき 48,200円
キ [略]	申請又は通知 1 件につき 140,000円	キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請_____1 件につき 140,000円
ク [略]	申請又は通知 1 件につき 240,000円	ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請_____1 件につき 240,000円
ケ [略]	申請又は通知 1 件につき 462,000円	ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請_____1 件につき 462,000円
(2) 確認又は審査を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合		(2) 確認_____を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	
ア [略]	[略]	ア [略]	[略]
イ 確認又は審査を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	[略]	イ 確認_____を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	[略]
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者		2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認_____を受けようとする者	
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	[略]	(2) 確認_____を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	[略]
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第		3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第	

<p>1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 確認又は審査を受けた工 作物の計画の変更をして工 作物を築造する場合</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>1項の規定に基づく確認_____</p> <p>_____を受けようとする者</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 確認_____を受けた工 作物の計画の変更をして工 作物を築造する場合</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>
<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ 〔略〕</p> <p>オ 〔略〕</p> <p>カ 〔略〕</p> <p>キ 〔略〕</p> <p>ク 〔略〕</p> <p>ケ 〔略〕</p>	<p>申請又は通知1件につき 10,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 12,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 16,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 22,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 36,100円</p> <p>申請又は通知1件につき 50,300円</p> <p>申請又は通知1件につき 120,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 190,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 381,000円</p>	<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査_____</p> <p>_____を受けようとする者</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるも</p>	<p>申請_____1件につき 10,000円</p> <p>申請_____1件につき 12,000円</p> <p>申請_____1件につき 16,000円</p> <p>申請_____1件につき 22,000円</p> <p>申請_____1件につき 36,100円</p> <p>申請_____1件につき 50,300円</p> <p>申請_____1件につき 120,000円</p> <p>申請_____1件につき 190,000円</p> <p>申請_____1件につき 381,000円</p>

<p>(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は<u>法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物</u>である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>(3) 完了検査又は<u>法第18条第21項の規定に基づく検査</u>を</p>	<p>申請又は通知1件につき 9,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 11,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 15,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 21,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 35,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 47,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 110,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 180,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 370,000円</p> <p>[略]</p>	<p>の</p> <p>(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物_____</p> <p>_____</p> <p>である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ 床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>ク 床面積の合計が、10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p>ケ 床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 完了検査_____を</p>	<p>申請_____1件につき 9,000円</p> <p>申請_____1件につき 11,000円</p> <p>申請_____1件につき 15,000円</p> <p>申請_____1件につき 21,000円</p> <p>申請_____1件につき 35,000円</p> <p>申請_____1件につき 47,000円</p> <p>申請_____1件につき 110,000円</p> <p>申請_____1件につき 180,000円</p> <p>申請_____1件につき 370,000円</p> <p>[略]</p>
--	---	--	--

受けようとする建築物に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合		受けようとする建築物に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	
<p>4の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) 〔略〕</p>	<p>申請又は通知1件につき 9,030円</p> <p>申請又は通知1件につき 11,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 15,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 20,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 33,100円</p> <p>申請又は通知1件につき 45,300円</p> <p>申請又は通知1件につき 100,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 160,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 331,000円</p>	<p>4の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査_____</p> <p>_____を受けようとする者</p> <p>(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>申請_____1件につき 9,030円</p> <p>申請_____1件につき 11,000円</p> <p>申請_____1件につき 15,000円</p> <p>申請_____1件につき 20,000円</p> <p>申請_____1件につき 33,100円</p> <p>申請_____1件につき 45,300円</p> <p>申請_____1件につき 100,000円</p> <p>申請_____1件につき 160,000円</p> <p>申請_____1件につき 331,000円</p>
5 法第87条の4において準用	〔略〕	5 法第87条の4において準用	〔略〕

<p>する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p>		<p>する法第7条第1項の規定に基づく完了検査_____を_____を受けようとする者</p>	
<p>6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p>	[略]	<p>6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査_____を_____を受けようとする者</p>	[略]
<p>7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者</p>	[略]	<p>7 法第7条の6第1項第1号又は第2号_____（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者</p>	[略]
<p>8～43 [略]</p>		<p>8～43 [略]</p>	
<p>備考 [略]</p>		<p>備考 [略]</p>	
<p>別表第5 [略]</p>		<p>別表第5 [略]</p>	
<p>別表第6（第11条関係）</p>		<p>[新設]</p>	
<p>1 第11条第5項に規定する建築確認又は審査</p> <p>(1) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>(2) 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／</p>			

<p><u>経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合</u></p> <p><u>ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>23,000円</u></p> <p><u>36,000円</u></p> <p><u>57,000円</u></p> <p><u>72,000円</u></p>	
<p><u>2 第11条第6項に規定する完了検査</u></p> <p><u>(1) 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u></p> <p><u>(2) 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合</u></p> <p><u>ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>イ 住宅部分の床面積の合計</u></p>	<p><u>5,000円</u></p> <p><u>10,000円</u></p> <p><u>20,000円</u></p>	

計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	
エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	77,000円	
(3) 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。以下この号において同じ。）を有する場合		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	
イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円	
ウ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	
エ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円	
オ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円	
カ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	153,000円	
キ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	192,000円	

<p>(4) <u>(2)及び(3)のいずれにも該当する場合</u></p>	<p><u>(2)及び(3)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u></p>	
--	--	--

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後	改正前																
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和48年3月27日 島根県条例第20号)</p> <p>第1条～第16条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4 (第11条関係)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 〔略〕</p> <p>(手数料)</p> <p>第11条 別表第4の左欄に掲げる者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>第12条～第16条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4 (第11条関係)</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 〔略〕</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>(1) 〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 〔略〕</td> <td>申請又は通知1件につき <u>8,600円</u></td> </tr> <tr> <td>イ 〔略〕</td> <td>申請又は通知1件につき <u>15,600円</u></td> </tr> </table>	1 〔略〕		(1) 〔略〕		ア 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>8,600円</u>	イ 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>15,600円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td> <td>申請又は通知1件につき <u>5,030円</u></td> </tr> <tr> <td>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td> <td>申請又は通知1件につき <u>9,050円</u></td> </tr> </table>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者		(1) (2)に掲げる場合以外の場合		ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>5,030円</u>	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>9,050円</u>
1 〔略〕																	
(1) 〔略〕																	
ア 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>8,600円</u>																
イ 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>15,600円</u>																
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者																	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合																	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>5,030円</u>																
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>9,050円</u>																

ウ	〔略〕	申請又は通知 1 件につき <u>24,700円</u>	ウ	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき <u>14,000円</u>
エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知 1 件につき <u>26,900円</u>	エ	床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知 1 件につき <u>19,000円</u>
オ	<u>床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知 1 件につき <u>35,500円</u>		〔新設〕	
カ	〔略〕	申請又は通知 1 件につき <u>63,700円</u>	オ	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき <u>34,100円</u>
キ	〔略〕	申請又は通知 1 件につき <u>107,000円</u>	カ	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき <u>48,200円</u>
ク	〔略〕	申請又は通知 1 件につき <u>192,000円</u>	キ	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき <u>140,000円</u>
ケ	〔略〕	申請又は通知 1 件につき <u>321,000円</u>	ク	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき <u>240,000円</u>
コ	〔略〕	申請又は通知 1 件につき <u>567,000円</u>	ケ	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知 1 件につき <u>462,000円</u>
(2)	〔略〕		(2)	確認又は審査を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	
ア	〔略〕	昇降機 1 基につき(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>23,400円</u> を加算した額	ア	昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	昇降機 1 基につき(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>9,030円</u> を加算した額
イ	〔略〕	昇降機 1 基につき(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>14,300円</u> を加算した額	イ	確認又は審査を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	昇降機 1 基につき(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>5,030円</u> を加算した額
2	〔略〕		2	法第87条の4において準用	

<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>1 の建築設備につき <u>23,400円</u></p> <p>1 の建築設備につき <u>14,300円</u></p>	<p>する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合 (2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p>	<p>1 の建築設備につき <u>9,030円</u></p> <p>1 の建築設備につき <u>5,030円</u></p>
<p>3 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>1 の工作物につき <u>17,700円</u></p> <p>1 の工作物につき <u>11,100円</u></p>	<p>3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者</p> <p>(1) 工作物を築造する場合 (2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1 の工作物につき <u>8,050円</u></p> <p>1 の工作物につき <u>4,020円</u></p>
<p>4 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>300平方メートル以内のもの</u></p> <p>オ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u></p> <p>カ 〔略〕</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>14,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>21,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>32,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>41,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>44,000円</u></p> <p>申請又は通知1件に</p>	<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>500平方メートル以内のもの</u> 〔新設〕</p> <p>オ 床面積の合計が500平</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>10,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>12,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>16,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>22,000円</u></p> <p>申請又は通知1件に</p>

	つき <u>55,000円</u>	方メートルを超え、 1,000平方メートル以内 のもの	つき <u>36,100円</u>
キ [略]	申請又は通知1件に つき <u>64,000円</u>	カ 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内 のもの	申請又は通知1件に つき <u>50,300円</u>
ク [略]	[略]	キ 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内 のもの	申請又は通知1件に つき <u>120,000円</u>
ケ [略]	[略]	ク 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内 のもの	申請又は通知1件に つき <u>190,000円</u>
コ [略]	[略]	ケ 床面積の合計が50,000 平方メートルを超えるも の	申請又は通知1件に つき <u>381,000円</u>
(2) [略]		(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）	
ア [略]	申請又は通知1件に つき <u>13,000円</u>	ア 床面積の合計が30平方 メートル以内のもの	申請又は通知1件に つき <u>9,000円</u>
イ [略]	申請又は通知1件に つき <u>20,000円</u>	イ 床面積の合計が30平方 メートルを超え、100平 方メートル以内のもの	申請又は通知1件に つき <u>11,000円</u>
ウ [略]	申請又は通知1件に つき <u>30,000円</u>	ウ 床面積の合計が100平 方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	申請又は通知1件に つき <u>15,000円</u>
エ 床面積の合計が200平 方メートルを超え、 <u>300</u> <u>平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件に つき <u>40,000円</u>	エ 床面積の合計が200平 方メートルを超え、 <u>500</u> <u>平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件に つき <u>21,000円</u>
オ <u>床面積の合計が300平</u> <u>方メートルを超え、500</u> <u>平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件に つき <u>43,000円</u>	[新設]	
カ [略]	申請又は通知1件に	オ 床面積の合計が500平	申請又は通知1件に

	つき <u>53,000円</u>	方メートルを超え、 1,000平方メートル以内 のもの	つき <u>35,000円</u>
キ [略]	申請又は通知1件につき つき <u>61,000円</u>	カ 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内 のもの	申請又は通知1件につき つき <u>47,000円</u>
ク [略]	[略]	キ 床面積の合計が、 2,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル 以内のもの	申請又は通知1件につき つき 110,000円
ケ [略]	[略]	ク 床面積の合計が、 10,000平方メートルを超 え、50,000平方メートル 以内のもの	申請又は通知1件につき つき 180,000円
コ [略]	[略]	ケ 床面積の合計が、 50,000平方メートルを超 えるもの	申請又は通知1件につき つき 370,000円
(3) [略]	昇降機1基につき(1) の区分(中間検査を受 けた場合)に従って は、(2)の区分)に従 い、それぞれ当該手 数料の額に <u>37,000円</u> を加算した額	(3) 完了検査又は法第18条第 21項の規定に基づく検査を 受けようとする建築物に法 第87条の4の昇降機の設置 を含む場合	昇降機1基につき(1) の区分(中間検査を受 けた場合)に従って は、(2)の区分)に従 い、それぞれ当該手 数料の額に <u>13,000円</u> を加算した額
4の2 [略]		4の2 法第7条の3第1項の 規定に基づく中間検査又は法 第18条第29項の規定に基づく 検査を受けようとする者	
(1) [略]	申請又は通知1件に つき <u>12,900円</u>	(1) 中間検査を行う部分の床 面積の合計が30平方メー トル以内のもの	申請又は通知1件に つき <u>9,030円</u>
(2) [略]	申請又は通知1件に つき <u>19,600円</u>	(2) 中間検査を行う部分の床 面積の合計が30平方メー トルを超え、100平方メー トル以内のもの	申請又は通知1件に つき <u>11,000円</u>
(3) [略]	申請又は通知1件に つき <u>29,700円</u>	(3) 中間検査を行う部分の床 面積の合計が100平方メー トルを超え、200平方メー トル以内のもの	申請又は通知1件に つき <u>15,000円</u>
(4) 中間検査を行う部分の床 面積の合計が200平方メー	申請又は通知1件に つき <u>38,500円</u>	(4) 中間検査を行う部分の床 面積の合計が200平方メー	申請又は通知1件に つき <u>20,000円</u>

<p>トルを超え、<u>300平方メートル以内のもの</u></p> <p>(5) <u>中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>39,800円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>46,600円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>47,600円</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>トルを超え、<u>500平方メートル以内のもの</u></p> <p>[新設]</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>申請又は通知1件につき <u>33,100円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>45,300円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>100,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>160,000円</u></p> <p>申請又は通知1件につき <u>331,000円</u></p>
<p>5 [略]</p>	<p>1の建築設備につき <u>37,000円</u></p>	<p>5 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p>	<p>1の建築設備につき <u>13,000円</u></p>
<p>6 [略]</p>	<p>1の工作物につき <u>30,000円</u></p>	<p>6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者</p>	<p>1の工作物につき <u>9,050円</u></p>
<p>7～43 [略]</p>		<p>7～43 [略]</p>	
<p>別表第5・別表第6 [略]</p>		<p>別表第5・別表第6 [略]</p>	

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について

1 提案理由

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の関係市（松江市、出雲市、安来市）負担について、下水道法第31条の2第2項の規定により、関係市の意見を聞いたうえ、議会の議決を経て定める必要がある。

なお、関係市からは、同規定により意見を聞き同意を得ている。

2 維持管理費負担金の概要

維持管理費負担金	二次処理費	汚水中の生物化学的酸素要求量(BOD)の低減、浮遊物質(SS)の除去処理に必要な経費(運転管理費、維持修繕費など)	単価 (円/m ³) = $\frac{\text{二次処理経費 (円)}}{\text{流入見込量 (m}^3\text{)}}$
	高度処理費	窒素やリンの除去処理に必要な経費(東部処理区のみ)	単価 (円/m ³) = $\frac{\text{高度処理経費 (円)}}{\text{流入見込量 (m}^3\text{)}}$
	資本費	過去の建設事業に要した経費(減価償却費などから、見合いの国庫補助金、建設負担金などを除いたもの)や企業債利息	負担金額 = $\frac{\text{減価償却費} + \text{除却損} + \text{県債利息}}{\text{一般会計繰入金} - \text{長期前受金戻入額}}$ ※単価計算はしない

※二次処理費、高度処理費については3年ごとに改定し、資本費については、算定の基礎となる減価償却費等が工事等の進捗に影響を受けることから、毎年度決定する。

3 負担金額案

(1) 東部処理区 (松江市・安来市)

(税抜き)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b - a)	負担期間
資本費	107,877千円	131,319千円	+23,442千円	令和7年度

【主な増減理由】

資本費：令和6年度事業実績等を反映したことなどによる。

(2) 西部処理区 (松江市・出雲市)

(税抜き)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b - a)	負担期間
資本費	77,242千円	89,091千円	+11,849千円	令和7年度

【主な増減理由】

資本費：令和6年度事業実績等を反映したことなどによる。

第53号議案

財産の処分について

1 概要

県営そら山団地の雲南市への有償譲渡

2 要旨

- (1) 県営そら山団地（雲南市木次町里方）は、平成25年度～26年度に整備した、木造2階建、4棟、24戸の団地である。
- (2) 本県では、市町村が自力での公営住宅の整備が困難な場合、将来的に当該市町村へ事業主体変更（有償譲渡による移管）することを前提に、県が整備を行う手法をとっており、当団地も、雲南市の要望を受けて、建設後10年を目途に雲南市へ事業主体変更する旨の覚書を締結（平成24年3月）して、県営住宅として整備したものである。
- (3) この度、当該覚書に基づき事業主体変更をして、令和7年4月から雲南市へ移管するものである。

3 譲渡価格

303,232,360円

（令和6年12月25日 雲南市と県有財産売買仮契約を締結）

4 スケジュール

令和7年3月：雲南市と県有財産売買契約の締結

令和7年4月：県営住宅用途廃止、雲南市営住宅として管理開始

契約の締結について

議案その四

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第57号 P8	矢原川ダム建設事業 付替県道 トンネルその1工事	浜田市三隅町矢原地内	工事延長：L = 431m (うちトンネル延長420m) 幅員：8.5m (0.75×2+2.75×2+0.75×2) 内空断面積：45.1㎡ 掘削工法：NATM (発破掘削)	島根県議会の議決があった日の翌日
				から
	契 約 の 概 要			備考
	契約の方法・金額	契約の相手方等		
一般競争入札	中筋組・フクダ・大福工業特別共同企業体		2,508,000,000 円	
代表者 出雲市姫原町262番地 株式会社 中筋組 代表取締役 中筋 元尚	構成員 出雲市斐川町沖洲1080番地 株式会社 フクダ 代表取締役 福田 弘道			
代表者 出雲市枝大津町2番地7 大福工業 株式会社 代表取締役 福代 忠	(R6. 12. 23仮契約)			

令和6年度土木部2月補正予算案(初日提案分)について

1. 補正の概要

- (1) 国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化等を推進するために必要な補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定

2. 歳出補正額 9,064 百万円

うち一般会計 9,029 百万円

流域下水道事業会計 35 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業 9,064 百万円

1) 公共事業

【補正項目】

- ① 補助公共事業費 6,345 百万円
- ② 県単公共事業費 50 百万円
- ③ 維持修繕費 332 百万円
- ④ 直轄事業負担金 2,315 百万円

・ 防災・減災、国土強靱化等を推進するために必要な補正

2) その他の事業

【補正項目】

- 地籍調査事業費 22 百万円

・ 地籍調査事業を実施する市町村に対する補助金の補正

(2) 繰越明許費 6,714 百万円

(注) 流域下水道事業会計を除く

・ 国の経済対策に伴い補正することとした事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計

- 資本的収支〔支出〕 35 百万円 ※ (1) の一部を再掲

・ 防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

**令和6年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額		補正額		補正後		比較 (C/A)	
		(A)	うち国土 強靱化	(B)	うち国土 強靱化	(C=A+B)	うち国土 強靱化		
公共 (改良系)	補助公共	道 路	18,792	3,375	3,870	2,491	22,662	5,866	121%
		河川・ダム	7,158	4,567	813	813	7,971	5,380	111%
		砂 防	4,624	2,291	572	572	5,196	2,863	112%
		港湾・空港	2,232	284	511	511	2,743	795	123%
		街路・公園	2,828	165	544	544	3,372	709	119%
		下 水 道	987	-	35	35	1,022	35	104%
		住 宅	848	-	-	-	848	-	100%
		文化財調査	24	-	-	-	24	-	100%
		災 害 関 連	1,473	-	-	-	1,473	-	100%
	補助公共計	38,966	10,682	6,345	4,966	45,311	15,648	116%	
	県単公共	道 路	1,309	-	-	-	1,309	-	100%
		河川・ダム	2,142	-	-	-	2,142	-	100%
		砂 防	454	-	-	-	454	-	100%
		港湾・空港	1,105	-	-	-	1,105	-	100%
		街路・公園	437	-	50	50	487	50	111%
		下 水 道	1,333	-	-	-	1,333	-	100%
		住 宅	91	-	-	-	91	-	100%
		地域整備促進等	464	-	-	-	464	-	100%
		災 害 関 連	1,814	-	-	-	1,814	-	100%
県単公共計	9,149	-	50	50	9,199	50	101%		
公共計	48,115	10,682	6,395	5,016	54,510	15,698	113%		
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	3,508	643	332	151	3,840	794	109%
		補助維持修繕計	3,508	643	332	151	3,840	794	109%
	県単維持修繕	道 路	7,242	-	-	-	7,242	-	100%
		河川・ダム	2,127	-	-	-	2,127	-	100%
		砂 防	591	-	-	-	591	-	100%
		港湾・空港	115	-	-	-	115	-	100%
		地域整備促進	940	-	-	-	940	-	100%
		県単維持修繕計	11,015	-	-	-	11,015	-	100%
		維持修繕費計	14,523	643	332	151	14,855	794	102%
		公共+維持修繕費	62,638	11,325	6,727	5,167	69,365	16,492	111%
直轄負担金	7,053	-	2,315	2,085	9,368	2,085	133%		
災害復旧費	5,454	-	-	-	5,454	-	100%		
受託事業費	839	-	-	-	839	-	100%		
総合計	75,984	11,325	9,042	7,252	85,026	18,577	112%		

- 注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 2) 港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
 3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和6年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
土木総務課	2,872,355	0	2,872,355
技術管理課	477,214	0	477,214
用地対策課	4,107,268	21,879	4,129,147
道路維持課	17,346,486	958,364	18,304,850
道路建設課	16,067,407	3,244,010	19,311,417
高速道路推進課	5,348,749	988,584	6,337,333
河川課	16,471,584	2,104,865	18,576,449
斐伊川神戸川対策課	294,675	0	294,675
港湾空港課	5,792,496	545,675	6,338,171
砂防課	12,076,037	572,093	12,648,130
都市計画課	4,211,549	593,687	4,805,236
下水道推進課	743,610	0	743,610
建築住宅課	1,240,468	0	1,240,468
一般会計合計	87,049,898	9,029,157	96,079,055

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
3,802,449	0	45,212	5,166,900	0	14,596	9,029,157

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,123,947	0	1,123,947
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,716,223	0	3,716,223
特別会計合計	4,840,170	0	4,840,170

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額		計	繰越率	繰越額の理由別内訳													
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正)			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更									
補助公共	道路	22,663,058	256	13,022,930	66	3,870,248	322	16,893,178	74.5%	131	7,245,660	36	1,129,800	6	998,600		149	7,519,118	
	河川・ダム	7,971,209	60	6,360,861	11	812,700	71	7,173,561	90.0%	44	5,379,500	6	422,600	3	552,300	1	85,100	17	734,061
	砂防	5,195,765	143	4,472,635	—	572,093	143	5,044,728	97.1%	64	2,863,613	16	273,200	2	54,600			61	1,853,315
	港湾・空港	2,743,250	23	1,311,727	3	511,300	26	1,823,027	66.5%	7	794,800			3	329,600			16	698,627
	街路・公園	3,370,871	12	1,706,420	5	543,328	17	2,249,748	66.7%	6	708,178			1	43,100			10	1,498,470
	下水道	3,095																	
	住宅	8,000																	
	文化財調査	23,851																	
	災害関連	1,473,000	2	480,100			2	480,100	32.6%									2	480,100
補助公共計	43,452,099	496	27,354,673	85	6,309,669	581	33,664,342	77.5%	252	16,991,751	58	1,825,600	15	1,978,200	1	85,100	255	12,783,691	
県単公共	道路	1,309,199	14	620,227			14	620,227	47.4%								14	620,227	
	河川・ダム	2,142,376	25	1,423,543			25	1,423,543	66.4%			8	756,700	1	13,100	1	48,000	15	605,743
	砂防	454,328	18	315,630			18	315,630	69.5%			3	44,520					15	271,110
	港湾・空港	734,299	10	207,500			10	207,500	28.3%					2	64,200			8	143,300
	街路・公園	487,036	7	191,694	1	50,359	8	242,053	49.7%	1	50,359			1	20,100			6	171,594
	住宅	52,050																	
	地域整備促進等	463,800																	
	災害関連	1,814,000	28	1,224,846			28	1,224,846	67.5%			4	109,830			1	17,000	23	1,098,016
県単公共計	7,457,088	102	3,983,440	1	50,359	103	4,033,799	54.1%	1	50,359	15	911,050	4	97,400	2	65,000	81	2,909,990	
維持修繕	道路	11,081,878	186	2,381,336	3	332,126	189	2,713,462	24.5%	72	975,103			7	74,900			110	1,663,459
	河川	2,127,025	44	1,121,267			44	1,121,267	52.7%			1	2,000	1	10,850			42	1,108,417
	砂防	591,362	27	239,674			27	239,674	40.5%									27	239,674
	港湾・空港	115,001																	
	地域整備促進	940,046	3	50,000			3	50,000	5.3%									3	50,000
	維持修繕計	14,855,312	260	3,792,277	3	332,126	263	4,124,403	27.8%	72	975,103	1	2,000	8	85,750			182	3,061,550
直轄事業負担金	9,368,457																		
災害復旧	5,453,743	93	1,089,230			93	1,089,230	20.0%			2	22,630					91	1,066,600	
受託	道路	62,500																	
	河川	554,986	10	339,431			10	339,431	61.2%			3	153,115			1	11,550	6	174,766
	砂防																		
	街路	221,605	3	115,400			3	115,400	52.1%									3	115,400
	受託事業計	839,091	13	454,831			13	454,831	54.2%			3	153,115			1	11,550	9	290,166
その他	14,653,265	1	47,530	1	21,879	2	69,409	0.5%	1	21,879							1	47,530	
合計	96,079,055	965	36,721,981	90	6,714,033	1,055	43,436,014	45.2%	326	18,039,092	79	2,914,395	27	2,161,350	4	161,650	619	20,159,527	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額		計	繰越率	繰越額の理由別内訳												
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正)			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更								
臨港地域整備特別会計	1,123,947	4	241,565	4	241,565	21.5%					1	150,400					3	91,165
県営住宅特別会計	3,716,223																	

第2号議案

令和6年度2月補正予算案(初日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

- ・ 資本的収支

建設改良費 35百万円

国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R6.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	2,239,815	0	2,239,815	
		営業外収益	2,540,072	0	2,540,072	
		収益計(a)	4,779,887	0	4,779,887	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,835,426	0	4,835,426	
		営業外費用	131,407	0	131,407	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,968,833	0	4,968,833	
	収支(a-b) (当期損益)		▲188,946 (▲132,022)	0 (0)	▲188,946 (▲132,022)	()は税抜き

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R6.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	966,334	5,300	971,634	
		国庫補助金	506,900	23,400	530,300	防災・安全交付金
		他会計補助金	380,626	0	380,626	
		建設費負担金	845,664	5,850	851,514	
		収入計(c)	2,699,524	34,550	2,734,074	
	資本的支出	建設改良費	2,316,648	35,100	2,351,748	交付金事業
		企業債償還金	578,969	0	578,969	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,900,617	35,100	2,935,717	
	補填(e)		201,093	550	201,643	損益勘定留保資金 ほか
収支(c-d+e)		0	0	0		

令和7年度土木部当初予算案について

1. 国土交通省当初予算案

(1) 基本方針

【令和7年度予算の基本的な考え方】

- 我が国は、長年続いてきたデフレから完全に脱却するチャンスを迎えており、物価上昇が賃金上昇を上回る現状の日本経済を成長型の新たなステージへ移行させ、豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していく必要がある。このためには、能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、今回の地震等を踏まえた災害対応力の強化、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野への投資を持続的に拡大し、観光立国に向けた取組の推進、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上に寄与する戦略的な社会資本整備、DX・GXの推進に加え、地方創生2.0に資する地域活性化の推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。これらの施策を実現するため、令和7年度予算では、

- ・国民の安全・安心の確保
- ・持続的な経済成長の実現
- ・個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

を柱に、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を目指す。その際、国土強靱化については、「5か年加速化対策」の着実な推進とともに、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、令和6年能登半島地震等の経験も踏まえつつ、「国土強靱化実施中期計画」策定に係る検討を最大限加速化し、早急に策定する。

【公共事業の適確な推進】

- 社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価

格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保する。

- 公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、第三次・担い手3法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入や i-Construction2.0 の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における賃上げ等の処遇改善や働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等に取り組む。

(2) 公共事業関係費（国費）

当初予算案 5兆2,753億円（対前年度比：1.00）（単位：億円）

	R5 補正+ R6 当初 (A)	R6 補正+ R7 政府予算案 (B)	対前年度比 (B/A)
公共事業関係費	70,528	71,879	1.02
前年度補正予算	17,627	19,126	1.08
当初予算	52,901	52,753	1.00

2. 土木部当初予算案

(1) 考え方

- 第2期島根創生計画でも掲げる「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、その達成に向け限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で補助（交付金）事業を最大限活用し、計画的な事業実施に努める。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進める。
（予算は令和6年度11月補正・2月補正予算で措置）

(2) 令和7年度歳出予算額（公共事業・非公共事業）

（注）流域下水道事業会計を除く

789億円（対前年度比：1.00）（単位：億円）

	R5 補正+ R6 当初 (A)	R6 補正+ R7 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額ベース	980	993	1.01
前年度補正予算（国補正分）	194	204	1.05
当初予算	786	789	1.00

(3) 公共事業

1) 令和7年度当初予算額

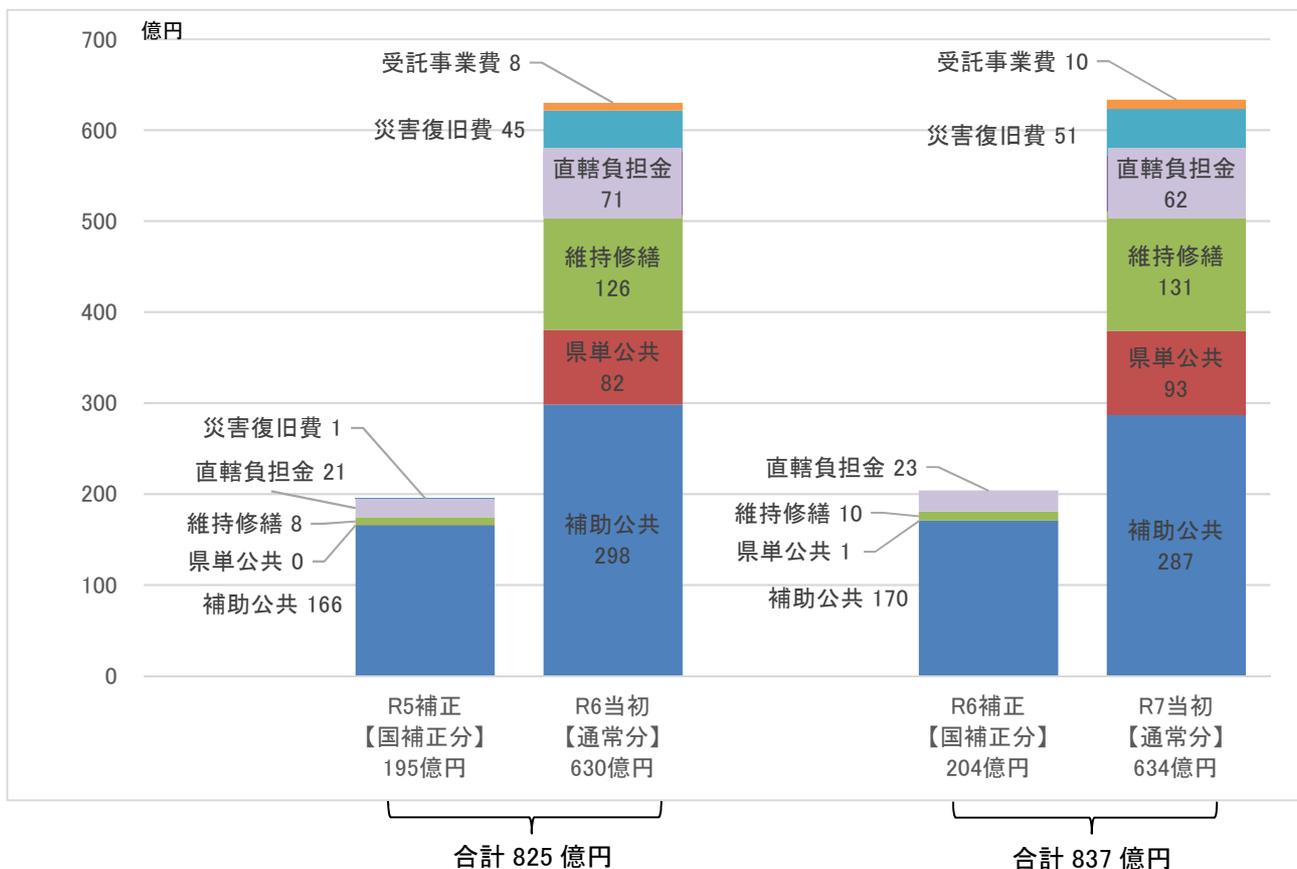
634億円（対前年度比：1.01）

（単位：億円）

	R5 補正 + R6 当初 (A)	R6 補正 + R7 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額ベース	825	837	1.01
前年度補正予算（国補正分）	195	204	1.04
当初予算	630	634	1.01

※金額については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある（以下同じ）。

【公共事業費の比較】



2) 主な事業

- ① 産業活動や観光、地域間交流等の地域振興を支えるインフラとして、高規格道路・骨格幹線道路網や空港・港湾の機能の維持・向上のための整備の推進

R7年度当初予算額 10,509百万円（▲162百万円）

（参考）R7当初+前年度補正（国補正）の合計 13,731百万円（+529百万円）

- ② 道路防災対策、治水対策、土砂災害対策など災害に強い県土づくりの推進

R7年度当初予算額 18,574百万円（+113百万円）

（参考）R7当初+前年度補正（国補正）の合計 29,515百万円（+574百万円）

③ 公共土木施設の定期的な点検と計画的な修繕等による長寿命化の推進

R 7年度当初予算額 7,875 百万円 (+1,652 百万円)【一部再掲】

(参考) R 7当初+前年度補正(国補正)の合計 10,251 百万円 (+1,791 百万円)【一部再掲】

(4) 非公共事業(主なもの) ※R 7年度当初予算額

① しまねの建設担い手確保・育成事業費 106 百万円 (+11 百万円)

- ・ 建設産業の担い手を確保・育成するため、建設産業団体等が行う就職促進等の取組の支援や、建設産業の魅力、キャリアイメージを若い世代とその保護者等に伝える事業に取り組む
- ・ 生産性向上のためのICT設備の導入を支援

② しまね定住推進住宅整備支援事業費 133 百万円 (▲30 百万円)

- ・ 中山間地域・離島等で移住・定住者を受け入れるための賃貸住宅等の整備や空き家の改修への支援

③ しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費 172 百万円 (増減なし)

- ・ バリアフリー改修、子育て改修及び部分的耐震改修のために行う住宅改修への支援

(5) 島根創生を進めるための新規・拡充施策 ※R 7年度当初予算額

① しまねの建設担い手確保・育成事業費【新規・拡充】

26 百万円 (+16 百万円)【一部再掲】

- ・ 主に若年層を対象に鉄筋工などの専門工種の魅力を伝える事業や、女性や外国人などの多様な人材の入職を促進するための事業に取り組む

② 出雲空港ターミナルビル改修整備事業【新規】 85 百万円 (皆増)【一部再掲】

- ・ 搭乗者数がピークとなる時間帯においても、運行に支障が生じないように、ターミナルビル内の県空港管理事務所を移転し、搭乗待合室に改修

(6) 債務負担行為の設定 21,007 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち一般会計 19,187 百万円

特別会計 1,820 百万円

- ・ 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

(7) 流域下水道事業会計

1) 収益的収支〔費用〕 5,144 百万円

2) 資本的収支〔支出〕 2,665 百万円

3) 主な事業

- ① 宍道湖流域下水道の運転管理 2,332 百万円
- ② 施設の老朽化に伴う改築更新工事 2,086 百万円

4) 債務負担行為の設定 2,352 百万円

- ・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

参考：組織改正

1. 改正内容

技術管理課に建設DX推進室を設置し、長寿命化推進室を廃止

2. 理由

- (1) 建設分野における生産性や安全性の向上に寄与するDXの推進を図るため
- (2) 一元的に実施してきた長寿命化対策業務を主に各施設所管課へ移管するため

令和7年度当初予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	R6年度ベース			R7年度ベース					増減			
		R5補正 + R6当初 (A=B+C)	R5年度 補正	R6年度 当初	R6補正 + R7当初 (D=E+F)	R6年度 補正	R7年度 当初		R7年度 当初	計 (D-A)	国補正 (E-B)	通常 (F-C)	
			[国補正] (B)	[通常] (C)			[国補正] (E)	11補中日					2補初日
公共(改良系)	補助公共	道 路	24,701	7,541	17,160	23,309	7,245	3,375	3,870	16,064	▲ 1,392	▲ 296	▲ 1,096
		河川・ダム	7,789	5,016	2,773	8,127	5,380	4,567	813	2,747	338	364	▲ 26
		砂 防	4,735	2,732	2,003	4,927	2,863	2,291	572	2,064	192	131	61
		港湾・空港	2,730	617	2,113	3,427	795	284	511	2,632	697	178	519
		街路・公園	2,969	466	2,503	3,234	709	165	544	2,525	265	243	22
		下 水 道	1,170	189	981	470	35	-	35	435	▲ 700	▲ 154	▲ 546
		住 宅	848	-	848	761	-	-	-	761	▲ 87	-	▲ 87
		文化財調査	24	-	24	26	-	-	-	26	2	-	2
		災害関連	1,410	-	1,410	1,411	-	-	-	1,411	1	-	1
		補助公共計	46,376	16,561	29,815	45,692	17,027	10,682	6,345	28,665	▲ 684	466	▲ 1,150
	うち国土強靱化	15,122	15,122	-	15,648	15,648	10,682	4,966	-	526	526	-	
	県単公共	道 路	505	-	505	1,322	-	-	-	1,322	817	-	817
		河川・ダム	2,142	-	2,142	1,781	-	-	-	1,781	▲ 361	-	▲ 361
		砂 防	454	-	454	466	-	-	-	466	12	-	12
		港湾・空港	1,105	-	1,105	1,292	-	-	-	1,292	187	-	187
		街路・公園	462	25	437	495	50	-	50	445	33	25	8
		下 水 道	1,319	-	1,319	1,647	-	-	-	1,647	328	-	328
		住 宅	91	-	91	194	-	-	-	194	103	-	103
		地域整備促進等	464	-	464	530	-	-	-	530	66	-	66
災害関連		1,710	-	1,710	1,596	-	-	-	1,596	▲ 114	-	▲ 114	
県単公共計		8,252	25	8,227	9,323	50	-	50	9,273	1,071	25	1,046	
うち国土強靱化	25	25	-	50	50	-	50	-	25	25	-		
公共計	54,628	16,586	38,042	55,015	17,077	10,682	6,395	37,938	387	491	▲ 104		
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	3,235	833	2,402	3,606	975	643	332	2,631	371	142	229
		補助維持修繕計	3,235	833	2,402	3,606	975	643	332	2,631	371	142	229
	県単維持修繕	うち国土強靱化	833	833	-	794	794	643	151	-	▲ 39	▲ 39	-
		道 路	6,942	-	6,942	6,940	-	-	-	6,940	▲ 2	-	▲ 2
		河川・ダム	1,625	-	1,625	1,820	-	-	-	1,820	195	-	195
		砂 防	567	-	567	575	-	-	-	575	8	-	8
		港湾・空港	115	-	115	118	-	-	-	118	3	-	3
		地域整備促進	940	-	940	1,000	-	-	-	1,000	60	-	60
		県単維持修繕計	10,189	-	10,189	10,453	-	-	-	10,453	264	-	264
		維持修繕費計	13,424	833	12,591	14,059	975	643	332	13,084	635	142	493
公共+維持修繕費	68,052	17,419	50,633	69,074	18,052	11,325	6,727	51,022	1,022	633	389		
直轄負担金	直轄負担金	9,106	2,053	7,053	8,527	2,315	-	2,315	6,212	▲ 579	262	▲ 841	
	うち国土強靱化	1,859	1,859	-	2,085	2,085	-	2,085	-	226	226	-	
災害復旧費	災害復旧費	4,535	55	4,480	5,105	-	-	-	5,105	570	▲ 55	625	
	うち国土強靱化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
受託事業費	受託事業費	839	-	839	1,013	-	-	-	1,013	174	-	174	
総 合 計	総 合 計	82,532	19,527	63,005	83,719	20,367	11,325	9,042	63,352	1,187	840	347	
	うち国土強靱化	17,839	17,839	-	18,577	18,577	11,325	7,252	-	738	738	-	

注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
2) 港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和7年度当初予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R 6 年度 当初予算 (A)	R 7 年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B - A)	比率 (B / A)
土木総務課	2,756,820	2,943,588	186,768	107%
技術管理課	457,231	467,874	10,643	102%
用地対策課	4,097,145	4,124,077	26,932	101%
道路維持課	13,834,417	14,189,338	354,921	103%
道路建設課	15,610,242	15,289,906	▲ 320,336	98%
高速道路推進課	5,333,054	4,705,774	▲ 627,280	88%
河川課	11,446,480	10,970,792	▲ 475,688	96%
斐伊川神戸川対策課	281,415	240,170	▲ 41,245	85%
港湾空港課	5,575,705	6,259,527	683,822	112%
砂防課 ※	8,504,888	9,198,200	693,312	108%
都市計画課	3,902,241	4,074,673	172,432	104%
下水道推進課	735,430	794,439	59,009	108%
建築住宅課	1,225,800	1,206,643	▲ 19,157	98%
一般会計合計	73,760,868	74,465,001	704,133	101%

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
21,244,419	1,048,457	698,210	25,852,100	4,545,986	21,075,829	74,465,001

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R 6 年度 当初予算 (A)	R 7 年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B - A)	比率 (B / A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,117,004	1,182,759	65,755	106%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,700,645	3,281,179	▲ 419,466	89%
特別会計合計	4,817,649	4,463,938	▲ 353,711	93%

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
327,305	1,267,220	11	1,762,488	840,030	266,884	4,463,938

令和7年度当初予算案 債務負担行為（土木部）

（流域下水道事業会計を除く）

債務負担行為の設定 21,007,432千円（一般会計 19,187,110千円、特別会計 1,820,322千円）

〔一般会計〕

事項（事業）	期間 （年度）	限度額 （千円）	内容	
			箇所・概要	位置
特別資材調査業務委託費	7～8	60,000	建設工事に使用する特別資材の価格調査業務 60,000千円	—
建設資材価格実態調査業務委託費	8	4,813	公共工事の適正な建設資材単価を定めるための単価の 動向調査業務 4,813千円	—
島根県土木部単独用地先行 取得費	8～11	462,399	島根県土地開発公社に委託し先行取得した用地を、後 年度に買い戻すための経費 462,399千円	—
社会資本整備総合交付金事 業費	7～8	1,080,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
			(国)184号外 現場技術業務 600,000千円	全県
			(都)元町人麿線外 現場技術業務 80,000千円	全県
			ほか1件	
社会資本整備総合交付金事 業費	8	5,235,000	(国)375号 湯抱2工区 道路改良工(橋梁下部工) 100,000千円	美郷町
			平田船川 橋台工、護岸工 210,000千円	出雲市
			益田港 高津地区 ケーソン工、上部工 300,000千円	益田市
			高佐町A地区 掘削工等 85,000千円	浜田市
			(都)神門通り線 迂回路撤去等工事 125,000千円	出雲市
			ほか55件	
社会資本整備総合交付金事 業費	7～9	2,500,000	(国)431号 森山西工区 トンネル工 2,500,000千円	松江市
社会資本整備総合交付金事 業費	8～9	1,710,000	(主)大田桜江線 行恒2工区 用地・物件補償 30,000千円	大田市
			浜山公園 陸上競技場ナイター照明工事 1,680,000千円	出雲市
社会資本整備総合交付金事 業費	8～10	700,000	(一)益田港線 中吉田工区 公共施設管理者負担金 700,000千円	益田市
道路メンテナンス事業費	7～8	115,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
			ほか1件	
道路メンテナンス事業費	8	462,000	(一)十六島直江停車場線 西代橋 橋梁修繕工 105,000千円	出雲市
			ほか7件	
土砂災害対策道路事業費	7～8	100,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
道路橋梁維持修繕費	7～8	1,498,000	(国)184号外 道路維持修繕 900,000千円	全県
			ほか5件	
道路橋梁維持修繕費	8	554,500	(国)184号外 道路パトロール業務 202,500千円	全県
			ほか3件	
道路橋梁維持修繕費	7～9	209,000	(国)184号外 道路パトロール業務 209,000千円	全県
道路環境整備費	7～8	719,000	(国)184号外 植樹帯管理 219,000千円	全県
			ほか1件	
道路橋梁照明維持費	7～8	153,000	(国)184号外 道路橋梁照明維持業務 153,000千円	全県

道路維持管理業務委託費	7~8	196,000	(国)184号外 道路管理業務 196,000千円	全県
国庫国道道路改良事業費	7~8	150,000	(国)431号外 現場技術業務 150,000千円	全県
国庫国道道路改良事業費	8	690,000	(国)432号 大庭3工区 用地・物件補償 100,000千円 ほか4件	松江市
大規模特定河川事業費	8	290,000	中川 護岸工 200,000千円 ほか2件	松江市
受託事業費	8	120,000	矢原川ダム ブロック積護岸工、地山補強土壁工 100,000千円 ほか1件	益田市
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	8	155,000	東川 護岸工、地盤改良工 20,000千円 ほか1件	江津市
県単河川災害関連事業費	8	60,000	八戸川 護岸工、護床工 60,000千円	江津市
ダム管理事業費	8	100,000	布部ダム ゲート再塗装 30,000千円 ほか1件	安来市
河川総合開発事業費	8	510,000	矢原川ダム 補強土壁工、法枠工、鉄筋挿入工 120,000千円 ほか5件	益田市
ダムメンテナンス事業費	8	416,000	八戸ダム ダム管理用制御設備更新 240,000千円 ほか1件	江津市
県単河川維持修繕費	8	100,000	朝酌川 護岸工、地盤改良工、L型擁壁工 100,000千円	松江市
事業間連携河川事業費	8	60,000	矢谷川 橋梁下部工 60,000千円	川本町
港湾管理事業費	7~10	194,088	浜田港 保安警備業務 194,088千円	浜田市
国庫空港事業費	8	338,310	隠岐空港 電源施設更新 260,400千円 ほか1件	隠岐の島町
県単空港事業費	7~8	23,000	石見空港 維持管理業務 15,000千円 ほか1件	益田市
志津見ダム・尾原ダム事業促進事業費	7~8	22,000	尾原ダム湖 ポート競技施設管理業務 22,000千円	雲南市
過年土木災害復旧費	8	60,000	(主)大社日御碕線 法枠工、鉄筋挿入工、擁壁工 60,000千円	出雲市
特定土砂災害対策推進事業費	8	140,000	山崎川 堰堤工 80,000千円 ほか2件	出雲市

〔臨港地域整備特別会計〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内容	
			箇所・概要	位置
港湾建設費	8	242,070	西郷港 小田地区 ケーソン工、基礎捨石工 200,000千円 ほか1件	隠岐の島町

〔県営住宅特別会計〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内容	
			箇所・概要	位置
社会資本整備総合交付金事業費	8	61,116	江津市新島団地1、3号棟解体工事 61,116千円	江津市
社会資本整備総合交付金事業費	8~9	1,517,136	出雲市川北天神団地2号棟建設工事 1,517,136千円	出雲市

令和7年度当初予算案 流域下水道事業会計

1. 予算案

(1) 業務の予定量

年間総処理水量 30,917,325 m³ (1日平均処理水量 84,705 m³)

(2) 予算額

① 収益的収入及び支出

[収 益] 4,844 百万円 [費 用] 5,144 百万円

② 資本的収入及び支出

[収 入] 2,462 百万円 [支 出] 2,665 百万円

2. 主な事業

(1) 流域下水道の運転管理

- ・ 終末処理場等維持管理業務 (包括民間委託) 1,623 百万円
- ・ 機器・管渠等の点検、修繕 283 百万円
- ・ 発生汚泥等の処理 426 百万円

(2) 建設改良費 2,086 百万円

- ・ 東部処理区 マンホール更生工事
- ・ 西部処理区 マンホール更生工事 等

3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		R 6 当初 (A)	R 7 当初 (B)	増 減 (B)-(A)	概 要 等 (単位：百万円)	
収益的収支	流域下水道 事業収益	営業収益	2,239,815	2,303,772	63,957	維持管理費負担金 うち二次処理費 2,052 資本費 252
		営業外収益	2,540,252	2,540,641	389	長期前受金戻入益 2,298 一般会計からの補助金 142 消化ガス売却、土地貸付料 ほか
		収益計(a)	4,780,067	4,844,413	64,346	
	流域下水道 事業費用	営業費用	4,838,137	4,960,190	122,053	減価償却費 2,430 終末処理場等維持管理業務、機器・管渠 等の点検、修繕、汚泥等の処理 ほか
		営業外費用	131,407	181,961	50,554	企業債償還利息 81 消費税等 100
		予備費	2,000	2,000	0	
		費用計(b)	4,971,544	5,144,151	172,607	
	収 支(a-b) (当期損益)		▲ 191,477 (▲ 134,561)	▲ 299,738 (▲ 201,003)	▲ 108,261 (▲ 66,442)	()は税抜き

科目等		R 6 当初 (A)	R 7 当初 (B)	増 減 (B)-(A)	概 要 等 (単位：百万円)	
資本的収支	資本的収入	企業債	967,434	955,734	▲ 11,700	
		国庫補助金	481,500	260,500	▲ 221,000	
		他会計補助金	380,386	381,204	818	一般会計からの補助金
		建設費負担金	851,601	865,450	13,849	
		収入計(c)	2,680,921	2,462,888	▲ 218,033	
	資本的支出	建設改良費	2,300,387	2,085,533	▲ 214,854	交付金事業 432 県単事業 1,648 固定資産購入費 6
		企業債償還金	578,969	574,336	▲ 4,633	
		予備費	5,000	5,000	0	
		支出計(d)	2,884,356	2,664,869	▲ 219,487	
	補 填(e)		203,435	201,981	▲ 1,454	損益勘定留保資金 ほか
収 支(c-d+e)		0	0	0		

4. 債務負担行為

債務負担行為の設定額 2,352 百万円

(内 訳)

事 項	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R7～R9	474,975	東部、西部
東部処理区幹線管渠調査・点検業務	R7～R8	60,000	
東部処理区マンホール更生工事 (M2-12)	R8	75,000	
東部浄化センター造粒脱リン電気計装設備更新工事	R8	292,500	
東部浄化センター2-2生物反応槽及び2系最初沈殿池改築工事	R8～R9	980,000	
東部浄化センターNo. 1遠心汚泥脱水機定期修繕工事	R8	60,000	
東部浄化センター3-3系最終沈殿池汚泥掻寄機修繕工事	R8	60,000	
西部処理区幹線管渠調査・点検業務	R7～R8	60,000	
西部処理区マンホール更生工事 (M18-1)	R8	105,000	
西部浄化センター水処理設備改築工事	R8	50,000	
西部浄化センターNo. 4ブローワー電動機修繕工事	R8	135,000	

しまねの建設担い手確保・育成事業【新規・拡充】

建設産業の担い手確保・育成に対する取組を総合的に実施するため、新たに主に若年層を対象に鉄筋工や型枠大工などの工種の魅力を伝える事業や、女性や外国人などの多様な人材の入職を促進するための事業に取り組む

1 建設産業の魅力発信【拡充】 14百万円（+6百万円）

[拡充の内容]

- ・将来の担い手となる若年層を含む幅広い層に向けての建設産業の魅力発信事業に、鉄筋工や型枠大工など専門工種での中高生体験事業等を追加
- ・技能系職種 PR 動画「みちごと」の WEB サイト改修

2 除雪機械資格取得の支援【拡充】 3百万円（+1百万円）

[事業の概要]

- ・除雪機械の運転手となる人材の育成のため、資格取得経費を支援

[拡充の内容]

- ・支援対象者の年齢を 50 歳未満から 60 歳未満へ引き上げ

[補助率] 1 / 3

[補助上限額] 20 万円

3 建設産業の働き方改革推進【新規】 5百万円（皆増）

[事業の概要]

- ・多様な人材の職域拡大や技術者の時間外労働削減を目的とした建設ディレクター等の普及セミナーや研修を実施

4 外国人材活用促進【新規】 4百万円（皆増）

[事業の概要]

- ・外国人材活用促進のため、ベトナムチャーター便を活用した現地視察や県内セミナーを実施

出雲空港ターミナルビル改修整備事業【新規】

1. 現状と課題

(1) 現状

- ・新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行し、航空需要は回復傾向にある
- ・出雲空港では、国際チャーター便の運航が令和5年度より再開し、今後、国際的な航空需要の高まりから、同チャーター便の運航回数増加が想定される

(2) 課題（ターミナルビル2階・搭乗待合室）

- ・国際線が運航する場合を除き、国際線側を含め全てを国内線用の待合スペースとして開放
- ・今後、国内線ピーク時間帯に国際チャーター便が運航する場合、国内線待合室に容量不足が懸念



図－1．現状の搭乗待合室運用（国際線が運航する場合を除く）



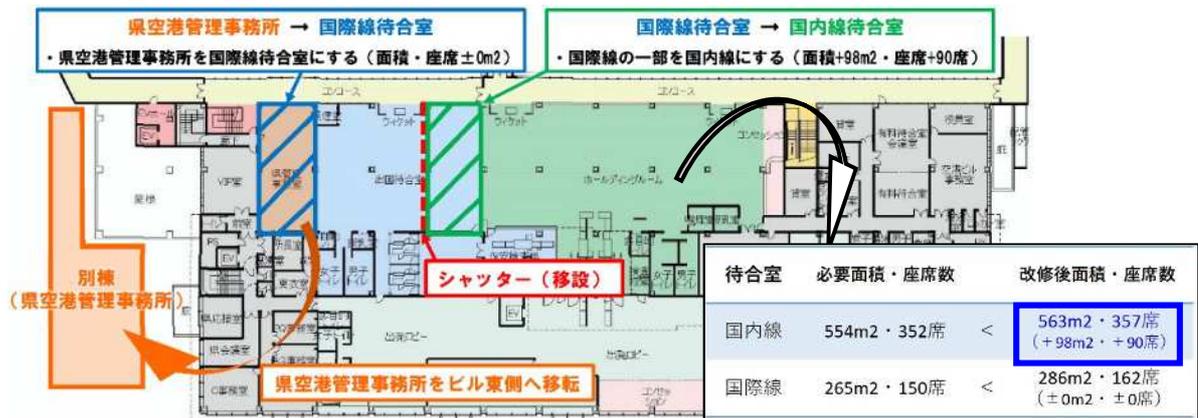
図－2．国際線運航時の搭乗待合室（国内線ピーク時間帯）

2. 事業概要

- ・国際チャーター便が運航する場合でも、ピーク時間帯の国内線に必要な待合スペースを確保

(1) 事業内容

- ① 県空港管理事務所移転（別棟新築）
- ② 搭乗待合室改修（国内・国際線）



※ 改修后面積・座席数は、R7年度設計業務内で詳細に検討する

図－3. 搭乗待合室改修計画

(2) 事業期間

令和7年度～令和9年度（予定）

(3) 総事業費

約7億円

(4) スケジュール（予定）

- 令和7年度：基本・実施設計
- 令和8年度：工事（県空港管理事務所移転）
- 令和9年度：工事（搭乗待合室改修）

(5) 予算額（令和7年度当初予算）

85百万円（皆増）

(2) 債務負担行為補正 64 百万円 ※流域下水道事業会計を除く
うち変更分 64 百万円

- ・指定管理施設における労務単価の上昇や物価高騰等の影響を踏まえた指定管理料の増額に伴う追加

(3) 繰越明許費 5,198 百万円 ※流域下水道事業会計を除く

- ・設計変更などにより年度内に完了しない見込みであることが既に明らかな事業に係る繰越明許費の設定

(4) 流域下水道事業会計

- ・事業実績見込み等に伴う補正

- 1) 収益的収支〔費用〕 ▲171 百万円
- 2) 資本的収支〔支出〕 ▲747 百万円

**令和6年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額 A	補正額		補正後 E(A+D)		
			初日(国補正) B	中日(通常) C			
公共(改良系)	補助公共	道 路	18,792	3,870	9	3,879	22,671
		河川・ダム	7,158	813	-	813	7,971
		砂 防	4,624	572	▲ 2	570	5,194
		港湾・空港	2,232	511	▲ 66	445	2,677
		街路・公園	2,828	544	-	544	3,372
		下 水 道	987	35	▲ 51	▲ 16	971
		住 宅	848	-	▲ 204	▲ 204	644
		文化財調査	24	-	▲ 10	▲ 10	14
		災害関連	1,473	-	▲ 434	▲ 434	1,039
		補助公共計	38,966	6,345	▲ 758	5,587	44,553
	うち国土強靱化	10,682	4,966	-	4,966	15,648	
	県単公共	道 路	1,309	-	▲ 22	▲ 22	1,287
		河川・ダム	2,142	-	▲ 266	▲ 266	1,876
		砂 防	454	-	▲ 1	▲ 1	453
		港湾・空港	1,105	-	4	4	1,109
		街路・公園	437	50	▲ 56	▲ 6	431
		下 水 道	1,333	-	▲ 700	▲ 700	633
		住 宅	91	-	▲ 80	▲ 80	11
		地域整備促進等	464	-	▲ 15	▲ 15	449
		災害関連	1,814	-	▲ 243	▲ 243	1,571
県単公共計		9,149	50	▲ 1,379	▲ 1,329	7,820	
うち国土強靱化	-	50	-	50	50		
公共計	48,115	6,395	▲ 2,137	4,258	52,373		
維持修繕費	持補助修繕	道 路	3,508	332	▲ 2	330	3,838
		補助維持修繕計	3,508	332	▲ 2	330	3,838
		うち国土強靱化	643	151	-	151	794
	県単維持修繕	道 路	7,242	-	524	524	7,766
		河川・ダム	2,127	-	10	10	2,137
		砂 防	591	-	5	5	596
		港湾・空港	115	-	-	-	115
		地域整備促進	940	-	▲ 6	▲ 6	934
	県単維持修繕計	11,015	-	533	533	11,548	
	維持修繕費計	14,523	332	531	863	15,386	
公共+維持修繕費	62,638	6,727	▲ 1,606	5,121	67,759		
直轄負担金	7,053	2,315	▲ 1,183	1,132	8,185		
うち国土強靱化	-	2,085	-	2,085	2,085		
災害復旧費	5,454	-	▲ 2,908	▲ 2,908	2,546		
受託事業費	839	-	▲ 294	▲ 294	545		
総 合 計	75,984	9,042	▲ 5,991	3,051	79,035		
うち国土強靱化	11,325	7,252	-	7,252	18,577		

- 注 1)砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 2)港湾・住宅には、特別会計計上分を含む。
 3)下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 4)災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和6年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日 (国補正) (B)	中日 (通常) (C)	
土木総務課	2,872,355	-	▲ 48,836	2,823,519
技術管理課	477,214	-	▲ 14,531	462,683
用地対策課	4,107,268	21,879	▲ 3,052,839	1,076,308
道路維持課	17,346,486	958,364	505,664	18,810,514
道路建設課	16,067,407	3,244,010	▲ 76,284	19,235,133
高速道路推進課	5,348,749	988,584	▲ 882,485	5,454,848
河川課	16,471,584	2,104,865	▲ 1,384,830	17,191,619
斐伊川神戸川対策課	294,675	-	▲ 71,692	222,983
港湾空港課	5,792,496	545,675	▲ 764,229	5,573,942
砂防課 ※	12,076,037	572,093	▲ 2,204,114	10,444,016
都市計画課	4,211,549	593,687	▲ 167,493	4,637,743
下水道推進課	743,610	-	544	744,154
建築住宅課	1,240,468	-	▲ 162,139	1,078,329
一般会計合計	87,049,898	9,029,157	▲ 8,323,264	87,755,791

補正額の財源内訳 ※砂防課予算額：災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 2,554,468	38,706	▲ 54,469	▲ 2,611,000	▲ 2,986,989	▲ 155,044	▲ 8,323,264

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日 (国補正) (B)	中日 (通常) (C)	
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,123,947	-	▲ 20,870	1,103,077
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,716,223	-	▲ 363,879	3,352,344
特別会計合計	4,840,170	-	▲ 384,749	4,455,421

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
▲ 43,735	▲ 41,942	5,941	▲ 253,500	▲ 35,696	▲ 15,817	▲ 384,749

令和6年度2月補正予算案 債務負担行為補正
(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 63,750千円 (変更:63,750千円)

〔一般会計:変更分〕

※「限度額」欄の括弧書きは、補正前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変 更 内 容	位 置
県立都市公園管理運営事業費	7~11	1,964,630 (1,900,880)	浜山公園、石見海浜公園、万葉公園 指定管理業務 (1,900,880千円→1,964,630千円(+63,750千円))	出雲市、江津市、 浜田市、益田市

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額				計	繰越率	繰越額の理由別内訳												
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)				補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更								
補助公共																				
道路	22,671,576	256	13,022,930	66	3,870,248	35	700,631	357	17,593,809	77.6%	131	7,245,660	39	1,137,775	10	1,150,875		177	8,059,499	
河川・ダム	7,971,209	60	6,360,861	11	812,700	3	47,100	74	7,220,661	90.6%	44	5,379,500	6	422,600	4	583,600	1	85,100	19	749,861
砂防	5,193,846	143	4,472,635	—	572,093	1	—	144	5,044,728	97.1%	64	2,863,613	16	273,200	3	54,600		61	1,853,315	
港湾・空港	2,677,261	23	1,311,727	3	511,300	1	3,800	27	1,826,827	68.2%	7	794,800			3	333,600		17	698,427	
街路・公園	3,370,871	12	1,706,420	5	543,328	2	175,200	19	2,424,948	71.9%	6	708,178			1	43,100		12	1,673,670	
下水道	3,301																			
住宅	8,120																			
文化財調査	13,798																			
災害関連	1,039,254	2	480,100			7	99,654	9	579,754	55.8%	3	21,254						6	558,500	
補助公共計	42,949,236	496	27,354,673	85	6,309,669	49	1,026,385	630	34,690,727	80.8%	255	17,013,005	61	1,833,575	21	2,165,775	1	85,100	292	13,593,272
単体公共																				
道路	1,287,713	14	620,227			15	344,219	29	964,446	74.9%				1	10,100			28	954,346	
河川・ダム	1,876,817	25	1,423,543			7	20,948	32	1,444,491	77.0%			8	769,820	1	13,100	1	48,000	22	613,571
砂防	452,933	18	315,630			4	15,710	22	331,340	73.2%			3	56,960				19	274,380	
港湾・空港	738,299	10	207,500			6	76,510	16	284,010	38.5%				5	76,500			11	207,510	
街路・公園	430,677	7	191,694	1	50,359	5	158,509	13	400,562	93.0%	1	50,359		1	21,090			11	329,113	
住宅	10,628																			
地域整備促進等	448,503					55	185,639	55	185,639	41.4%							16	31,810	39	153,829
災害関連	1,571,067	28	1,224,846			8	51,711	36	1,276,557	81.3%			6	123,870	1	18,000	2	25,000	27	1,109,687
単体公共計	6,816,637	102	3,983,440	1	50,359	100	853,246	203	4,887,045	71.7%	1	50,359	17	950,650	9	138,790	19	104,810	157	3,642,436
維持修繕																				
道路	11,604,152	186	2,381,336	3	332,126	69	837,425	258	3,550,887	30.6%	72	975,103			31	301,568		155	2,274,216	
河川	2,137,134	44	1,121,267			59	472,516	103	1,593,783	74.6%				3	22,000	15	71,119		85	1,500,664
砂防	596,762	27	239,674			27	238,437	54	478,111	80.1%									54	478,111
港湾・空港	115,001					1	26,000	1	26,000	22.6%									1	26,000
地域整備促進	933,665	3	50,000			46	464,729	49	514,729	55.1%			2	1,150	1	23,000	7	24,467	39	466,112
維持修繕計	15,386,714	260	3,792,277	3	332,126	202	2,039,107	465	6,163,510	40.1%	72	975,103	5	23,150	47	395,687	7	24,467	334	4,745,103
直轄事業負担金	8,185,675																			
災害復旧	2,545,589	93	1,089,230			91	886,568	184	1,975,798	77.6%	1	2,888	35	474,913			6	24,288	142	1,473,709
受託																				
道路	3,715																			
河川	418,614	10	339,431			1	▲ 14,762	11	324,669	77.6%				3	154,073		2	74,550	6	96,046
砂防																				
街路	122,580	3	115,400					3	115,400	94.1%									3	115,400
受託事業計	544,909	13	454,831			1	▲ 14,762	14	440,069	80.8%				3	154,073		2	74,550	9	211,446
その他	11,327,031	1	47,530	1	21,879	3	54,600	5	124,009	1.1%	1	21,879			1	4,000			3	98,130
合計	87,755,791	965	36,721,981	90	6,714,033	446	4,845,144	1,501	48,281,158	55.0%	330	18,063,234	121	3,436,361	78	2,704,252	35	313,215	937	23,764,096

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額				計	繰越率	繰越額の理由別内訳													
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)				補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更									
臨港地域整備特別会計	1,103,077	4	241,565			4	241,565	4	241,565	21.9%				1	154,600				3	86,965	
県営住宅特別会計	3,352,344					9	352,713	9	352,713	10.5%				1	61,920					8	290,793

第77号議案

令和6年度2月補正予算案(中日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ・ 営業費用 ▲ 108 百万円
 - ・ 営業外費用 ▲ 63 百万円
- 事業実績見込み等に伴う補正

(2) 資本的収支

- ・ 建設改良費 ▲ 747 百万円
- 事業実績見込み等に伴う補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 【R6.11補後】 (A)	補正額		補正後額 【R6.2補後】 (E=A+D)	概要等	
			初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)			(D=B+C)
収益的収支	流域下水道事業収益						
	営業収益	2,239,815	0	0	0	2,239,815	
	営業外収益	2,540,072	0	139,387	139,387	2,679,459	消費税還付金 146 ほか
	特別利益	0	0	738	738	738	過年度損益修正益 0.7
	収益計(a)	4,779,887	0	140,125	140,125	4,920,012	
	流域下水道事業費用						
	営業費用	4,835,426	0	▲ 108,013	▲ 108,013	4,727,413	運転管理費 ▲107 ほか
営業外費用	131,407	0	▲ 63,332	▲ 63,332	68,075	消費税等 ▲64	
予備費	2,000	0	0	0	2,000		
費用計(b)	4,968,833	0	▲ 171,345	▲ 171,345	4,797,488		
収支(a-b) (当期損益)		▲ 188,946 (▲ 132,022)	0 (0)	311,470 (93,130)	311,470 (93,130)	122,524 (▲ 38,892)	()は税抜き

科目等		補正前の額 【R6.11補後】 (A)	補正額		補正後額 【R6.2補後】 (E=A+D)	概要等	
			初日<国補正> (B)	中日<通常> (C)			(D=B+C)
資本的収支	資本的収入						
	企業債	966,334	5,300	▲ 357,300	▲ 352,000	614,334	
	国庫補助金	506,900	23,400	▲ 13,055	10,345	517,245	防災・安全交付金
	他会計補助金	380,626	0	3	3	380,629	
	建設費負担金	845,664	5,850	▲ 354,836	▲ 348,986	496,678	
	収入計(c)	2,699,524	34,550	▲ 725,188	▲ 690,638	2,008,886	
	資本的支出						
	建設改良費	2,316,648	35,100	▲ 747,231	▲ 712,131	1,604,517	交付金事業 ▲46 県単事業 ▲702 ほか
	企業債償還金	578,969	0	▲ 81	▲ 81	578,888	
	予備費	5,000	0	0	0	5,000	
支出計(d)	2,900,617	35,100	▲ 747,312	▲ 712,212	2,188,405		
補填(e)	201,093	550	▲ 22,124	▲ 21,574	179,519	損益勘定留保資金 ほか	
収支(c-d+e)		0	0	0	0		

「今後10年間の公共土木事業の実施方針」の一部改訂について

1. 実施方針の概要

(1) 位置づけ

公共土木事業を総合的に推進させるため、道路、河川、砂防、港湾及び空港の各事業における今後10年間の事業の進め方及び整備目標を定めるもの

(2) 目標期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

2. 改訂の考え方

(1) 目標期間内における各事業の基本的な進め方については変更なし

(2) 第2期島根創生計画の策定を踏まえ、次の観点で整備目標等を見直し

①第2期島根創生計画のKPIとの整合

②令和6年度末の現状、実施事業の状況等の反映

3. 主な改訂内容

(1) 第2期島根創生計画のKPIと整合

・ I-2. 道路建設事業 (3) 交通安全事業 【資料 P146～P147】
改訂内容：対策必要箇所を追加（時点更新）

・ I-3. 道路維持事業 (1) 老朽化対策 【資料 P148～P149】
改訂内容：2巡目点検（R1～R5）の結果を反映

(2) 令和6年度末の現状、実施事業の状況等の反映

・ V-2. 河川改修 (1) 近年発生した災害への対応 【資料 P173】
改訂内容：事業方針が確定した河川に係る記載内容の修正

4. 今後の予定

・ 3月下旬 第2期島根創生計画の策定に合わせ、県ホームページで公表

今後10年間の公共土木事業の実施方針 新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>【P4】</p> <p>(3) 交通安全事業</p> <p>①今後の進め方</p> <p>○令和11年度までに以下の64工区を完了させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通学路交通安全プログラム」*に掲載されている小中学生の通学路の要対策区間全46工区 <ul style="list-style-type: none"> ※市町村毎に策定する、持続的な通学路の安全確保を図るための基本的方針 ・上記46工区以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策区間全18工区 <p>○骨格幹線道路整備への集中投資や、道路維持事業の拡充に伴い、事業工区数や新規事業工区立ち上げは調整していきます。</p> <p>②整備目標</p> <p>○令和11年度までの要対策工区推移（R2以降に発生する要対策工区除く）</p> <p>【R2】64工区 ⇒ 【R6】23工区 ⇒ 【R11】0工区</p>	<p>【P4】</p> <p>(3) 交通安全事業</p> <p>①今後の進め方</p> <p>○令和11年度までに以下の90箇所の対策を暫定的な安全対策*1も含め完了させます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通学路交通安全プログラム」*2に掲載されている小中学生の通学路の歩道整備箇所全74箇所（表一1） ・上記箇所以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策箇所 全16箇所（表一2） <p>○今後の点検等により追加で対策が必要となった箇所については、暫定的な安全対策も含め検討し、歩行者等の安全確保に努めます。</p> <p>②整備目標</p> <p>○令和11年度までの完了箇所数（令和2年度からの累計）</p> <p>【R1】0箇所 ⇒ 【R6】42箇所 ⇒ 【R11】72箇所 （【R5実績】32箇所 【R11】90箇所（暫定的な安全対策を含む））</p> <p>※1 対策完了までに一定期間を要する箇所において、暫定的に講ずる即効性の高い対策（カラー舗装や注意喚起看板など）</p> <p>※2 市町村毎に策定する、持続的な通学路の安全確保を図るための基本的方針</p>

今後10年間の公共土木事業の実施方針 新旧対照表

改訂前

改訂後

[P5]

[P5]

表-1 交通安全事業を進める工区一覧(64工区)

表-1 「通学路交通安全プログラム」の歩道整備箇所 一覧(74箇所※)

路線名	工区名、対策箇所	現時点での対応方針	路線名	工区名、対策箇所	現時点での対応方針
1 国 432号	大庭バイパス1	道路改良	33 主 川本波多線	大田市三瓶町地内	歩道設置
2 国 432号	大庭バイパス3	道路改良	34 国 375号	大田市川合町地内	歩道設置
3 国 432号	古志原	歩道設置	35 主 大田桜江線	大田市祖式町地内	歩道設置
4 国 431号	母衣町~南田町	歩道設置	36 主 三瓶山公園線	大田市三瓶町地内	歩道設置
5 国 431号	野原	歩道設置	37 国 186号	上來原	歩道設置
6 一 八重垣神社竹矢線	大庭	歩道設置	38 一 江津港線	江津2	歩道設置
7 国 431号	大野2	交差点改良	39 国 186号	浜田市金城町上來原地内	歩道設置
8 国 431号	東長江	歩道設置	40 国 186号	七条	歩道設置
9 一 米子伯太線	吉佐	交差点改良	41 国 488号	匹見	交差点改良
10 主 安来木次線	下山佐	歩道設置	42 主 六日市錦線	有飯	歩道設置
11 一 米子広瀬線	安田2	歩道設置	43 国 187号	大野原	歩道設置
12 主 出雲出雲線	坂本	道路改良	44 主 隠岐空港線	西田	歩道設置
13 主 玉湯吾妻山線	大馬木	歩道設置	45 国 485号	下西2	交差点改良
14 国 432号	久比須	歩道設置	46 一 海士島線	福井2	道路改良
15 国 314号	湯の原	歩道設置	47 一 本庄福富松江線	野原~邑生	歩道設置
16 主 玉湯吾妻山線	高尾	歩道設置	48 主 安来伯太日南線	吉岡	歩道設置
17 主 玉湯吾妻山線	八代	歩道設置	49 主 安来木次線	石原	歩道設置
18 主 玉湯吾妻山線	三成1	歩道設置	50 国 432号	八幡	交差点改良
19 一 横田伯南線	角	歩道設置	51 主 安来伯太日南線	佐久保	道路改良
20 国 314号	六日市	歩道設置	52 一 外園高松線	下横	道路改良
21 一 出雲平田線	西代	歩道設置	53 一 斐川出雲大社線	北神立	安全対策
22 国 431号	国富	歩道設置	54 主 湖陵掛合線	三部	歩道設置
23 国 431号	布崎	歩道設置	55 一 鱒淵寺線	奥宇賀1	道路改良
24 一 大社立久恵線	松寄下	歩道設置	56 一 十六島直江停車場線	直江	交差点改良
25 一 多伎江南出雲線	東橋	歩道設置	57 主 温泉津川本線	川下	道路改良
26 国 375号	長藤	道路改良	58 主 仁摩邑南線	小谷	局所改良
27 主 川本波多線	川本	歩道設置	59 一 和江港大田市停車場線	鳥井~長久	道路改良
28 主 甲田作木線	西之本	道路改良	60 一 池田久手停車場線	小屋原	交差点改良
29 主 浜田作木線	邑智郡邑南町阿須那地内	歩道設置	61 国 187号	真田	歩道設置
30 一 日貴川本線	邑智郡邑南町日貴地内	道路改良	62 国 187号	幸地	歩道設置
31 一 波根久手線	久手	道路改良	63 主 西郷布施線	東郷	歩道設置
32 主 三瓶山公園線	大田市三瓶町地内	歩道設置	64 一 池田中町線	池田	道路改良

路線名	箇所名	備考	路線名	箇所名	備考
1 国 432号	大庭バイパス1	完了	38 一 江津港線	江津2	完了
2 国 432号	大庭バイパス3		39 国 186号	上來原2	
3 国 432号	古志原	完了	40 国 186号	七条	完了
4 国 431号	母衣町~南田町		41 国 488号	匹見	完了
5 国 431号	野原	完了	42 主 六日市錦線	有飯	完了
6 一 八重垣神社竹矢線	大庭		43 国 187号	大野原	
7 国 431号	大野2		44 主 隠岐空港線	西田	完了
8 国 431号	東長江	完了	45 国 485号	下西2	
9 一 米子伯太線	吉佐	完了	46 一 海士島線	福井2	
10 主 安来木次線	下山佐	完了	47 主 安来伯太日南線	吉岡	
11 一 米子広瀬線	安田2	完了	48 二 鱒淵寺線	奥宇賀1	
12 主 出雲出雲線	坂本		49 二 美川周布線	穂出	
13 主 玉湯吾妻山線	大馬木		50 二 出雲平田線	川跡	
14 国 432号	久比須		51 主 益田阿武線	須子	
15 国 314号	湯の原		52 二 養護地石見横田停車場線	向横田	
16 主 玉湯吾妻山線	高尾	完了	53 二 野地鎌手停車場線	鎌手	
17 主 玉湯吾妻山線	八代	完了	54 主 大田桜江線	行恒	
18 主 玉湯吾妻山線	三成1	完了	55 二 和江港大田市停車場線	長久	
19 一 横田伯南線	角	完了	56 二 米子広瀬線	安田3	完了
20 国 314号	六日市		57 二 川平停車場線	後地	
21 一 出雲平田線	西代		58 主 松江木次線	新庄	
22 国 431号	国富		59 主 安来木次線	真金	
23 国 431号	布崎	完了	60 国 国道375号	粕瀬	
24 一 大社立久恵線	松寄下		61 二 海士島線	中里	
25 一 多伎江南出雲線	東橋		62 二 本庄福富松江線	大井	完了
26 国 375号	長藤		63 主 松江鹿島美保間線	北浦	完了
27 主 川本波多線	川本	完了	64 二 大野魚瀬東雲線	吉浦西長江	完了
28 主 甲田作木線	西之原		65 主 出雲出雲線	野尻2	完了
29 主 浜田作木線	阿須那	完了	66 二 佐田八神線	反辺2	完了
30 一 日貴川本線	日貴	完了	67 二 高見出羽線	高見	完了
31 一 波根久手線	久手		68 国 485号	西村2	完了
32 主 三瓶山公園線	三瓶1	完了	69 主 玉湯吾妻山線	上三成	
33 主 川本波多線	三瓶	完了	70 二 益田港線	大吉田	
34 国 375号	川合		71 二 東仙道津田停車場線	大草2	
35 主 大田桜江線	祖式	完了	72 二 大田井田江津線	都治2	
36 主 三瓶山公園線	三瓶2	完了	73 主 浜田八里可部線	今市2	
37 国 186号	上來原	完了	74 主 桜江金城線	市山A	

※令和6年度末時点

表-2 上記74工区以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策箇所 一覧(16箇所※)

路線名	箇所名	備考	路線名	箇所名	備考
1 一 本庄福富松江線	野原~邑生	完了	9 主 温泉津川本線	川下	
2 主 安来木次線	石原	完了	10 主 仁摩邑南線	小谷	
3 国 432号	八幡	完了	11 一 和江港大田市停車場線	鳥井~長久	
4 主 安来伯太日南線	佐久保	完了	12 一 池田久手停車場線	小屋原	
5 一 外園高松線	下横		13 国 187号	真田	完了
6 一 斐川出雲大社線	北神立	完了	14 国 187号	幸地	
7 主 湖陵掛合線	三部	完了	15 主 西郷布施線	東郷	
8 一 十六島直江停車場線	直江	完了	16 一 池田中町線	池田	完了

※令和6年度末時点

着色部: 「通学路交通安全プログラム」※に掲載されている小中学生の通学路の要対策区間 46工区

※市町村毎に策定する、持続的な通学路の安全確保を図るための基本的方針

未着色部: 上記46工区以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策区間 18工区

改訂前	改訂後																																																																																
<p>【P6】</p> <p>1. 進め方及び目標</p> <p>(1) 老朽化対策（橋梁、トンネル等）</p> <p>平成 24 年 12 月中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（9 名死亡）を受け、平成 26 年度から主要な道路施設について 5 年に 1 度の定期点検が法令で義務化されました。点検では、各橋梁の健全性を 4 つの区分で判定します。（表－2）</p> <p>このうち「Ⅲ早期措置段階」と診断された施設について、点検後 5 年以内に修繕します。なお、「Ⅳ緊急措置段階」と診断された施設は、直ちに通行止めするなどした上で対策を行います。平成 30 年度までの点検では該当する施設はありませんでした。</p> <p style="text-align: center;">表－2 県管理道路施設の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路施設</th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="3">平成30年度末</th> </tr> <tr> <th>修繕必要数</th> <th>対策完了数</th> <th>完了率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁</td> <td>2,744</td> <td>214</td> <td>28</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>194</td> <td>75</td> <td>26</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>道路附属物等</td> <td>94</td> <td>28</td> <td>7</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,032</td> <td>317</td> <td>61</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔対象施設〕</p> <p>①橋梁、②トンネル、 ③道路附属物等（洞門・大型カーブ・門型標識・道路情報板）</p> <p>①今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に修繕工事が必要な 317 施設の対策費用は、約 60 億円で、令和 5 年度までに完成させます。 ・ 橋梁は現在、事後保全型^{※1}の対応ですが、令和 8 年度から予防保全型^{※2}の対応へ移行し、中長期的なトータルコストの縮減を目指します。事後保全型から予防保全型へ移行することで、令和 42 年度までに必要な修繕費用を約 2 割（試算額 261 億円⇒215 億円）縮減できます^{※3}。 <p>※1 早期に措置を講ずべき状態になってから修繕すること ※2 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階で、小規模な修繕を行うこと</p> <p>【P7】</p> <p>②整備目標</p> <p>○ 1 巡目点検（平成 26 年度～平成 30 年度の点検）で早期措置段階と診断された施設の対策完了率</p> <p style="text-align: center;">【R1】 27% ⇒ 【R5】 100%</p>	道路施設	施設数	平成30年度末			修繕必要数	対策完了数	完了率	橋梁	2,744	214	28	13%	トンネル	194	75	26	35%	道路附属物等	94	28	7	25%	合計	3,032	317	61	19%	<p>【P6】</p> <p>1. 進め方及び目標</p> <p>(1) 老朽化対策（橋梁、トンネル等）</p> <p>平成 24 年 12 月中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（9 名死亡）を受け、平成 26 年度から主要な道路施設について 5 年に 1 度の定期点検が法令で義務化されました。点検では、各橋梁の健全性を 4 つの区分で判定します。（表－3）</p> <p>このうち「Ⅲ早期措置段階」と診断された施設について、点検後 5 年以内に修繕します。なお、「Ⅳ緊急措置段階」と診断された施設は、直ちに通行止めするなどした上で対策を行います。令和 5 年度までの点検では該当する施設はありませんでした。</p> <p style="text-align: center;">表－2 県管理道路施設の点検状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">道路施設</th> <th rowspan="3">施設数</th> <th colspan="6">令和 5 年度末</th> </tr> <tr> <th colspan="3">1 巡目点検（H26～H30）</th> <th colspan="3">2 巡目点検（R1～R5）</th> </tr> <tr> <th>修繕必要数</th> <th>対策完了数</th> <th>完了率</th> <th>修繕必要数</th> <th>対策完了数</th> <th>完了率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁</td> <td>2,769</td> <td>214</td> <td>188</td> <td>88%</td> <td>199</td> <td>90</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>199</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>100%</td> <td>82</td> <td>35</td> <td>43%</td> </tr> <tr> <td>道路附属物等</td> <td>99</td> <td>28</td> <td>24</td> <td>86%</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,067</td> <td>317</td> <td>287</td> <td>91%</td> <td>296</td> <td>132</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔対象施設〕</p> <p>①橋梁、②トンネル、③道路附属物等（洞門・大型カーブ・門型標識・道路情報板）</p> <p>※ 2 巡目点検の修繕必要数および対策完了数は、1 巡目点検との重複あり</p> <p>① 今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 巡目点検の結果、早期に修繕工事が必要な早期措置段階^{※1}と診断された 317 施設のうち、令和 5 年度までに完了しなかった 30 施設については、令和 8 年度までに完了させます。 ・ 2 巡目点検の結果、早期に修繕工事が必要な早期措置段階^{※1}と診断された 296 施設は、点検後 5 年以内に完了させます。 ・ 橋梁は現在、事後保全型^{※1}の対応ですが、令和 8 年度から予防保全型^{※2}の対応へ移行し、中長期的なトータルコストの縮減を目指します^{※3}。事後保全型から予防保全型へ移行することで、令和 42 年度までに必要な修繕費用を約 2 割（試算額 261 億円⇒215 億円）縮減できます^{※3}。 <p>※1 早期に措置を講ずべき状態になってから修繕すること ※2 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階で、小規模な修繕を行うこと</p> <p>【P7】</p> <p>②整備目標</p> <p>○ 1 巡目点検（平成 26 年度～平成 30 年度の点検）及び 2 巡目点検（R1～R5 の点検）で早期措置段階と診断された施設の対策完了率</p> <p style="text-align: center;">1 巡目点検対策完了率 【R1】 27% ⇒ 【R8】 100% （【R5 実績】 91%）</p> <p style="text-align: center;">2 巡目点検対策完了率 【R5】 45% ⇒ 【R10】 100%</p>	道路施設	施設数	令和 5 年度末						1 巡目点検（H26～H30）			2 巡目点検（R1～R5）			修繕必要数	対策完了数	完了率	修繕必要数	対策完了数	完了率	橋梁	2,769	214	188	88%	199	90	45%	トンネル	199	75	75	100%	82	35	43%	道路附属物等	99	28	24	86%	15	7	47%	合計	3,067	317	287	91%	296	132	45%
道路施設			施設数	平成30年度末																																																																													
	修繕必要数	対策完了数		完了率																																																																													
橋梁	2,744	214	28	13%																																																																													
トンネル	194	75	26	35%																																																																													
道路附属物等	94	28	7	25%																																																																													
合計	3,032	317	61	19%																																																																													
道路施設	施設数	令和 5 年度末																																																																															
		1 巡目点検（H26～H30）			2 巡目点検（R1～R5）																																																																												
		修繕必要数	対策完了数	完了率	修繕必要数	対策完了数	完了率																																																																										
橋梁	2,769	214	188	88%	199	90	45%																																																																										
トンネル	199	75	75	100%	82	35	43%																																																																										
道路附属物等	99	28	24	86%	15	7	47%																																																																										
合計	3,067	317	287	91%	296	132	45%																																																																										

今後10年間の公共土木事業の実施方針 新旧対照表

改訂前	改訂後																																																																																																																							
<p>【P31】</p> <p>2) 江の川流域における対応方針</p> <p>○県管理支川において浸水被害があった表-2の38河川について、被害の程度によりグループ分けすると以下のとおりとなります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【グループA】</p> <p style="text-align: center;">2度の家屋浸水被害が生じた河川および事業中の河川 (12河川)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【グループB】</p> <p style="text-align: center;">H30.7豪雨のみで家屋浸水被害が生じた河川 (5河川)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【グループC】</p> <p style="text-align: center;">浸水被害は生じたが家屋浸水被害は生じなかった河川 (21河川)</p> </div> </div> <p>○国土交通省が実施する江の川本川の整備については、平成30年、令和2年と2度の家屋浸水被害が発生した箇所について、優先的・重点的に整備を進めるとの方針が示されています。</p> <p>この方針に合わせ、県管理の支川についても、グループA(2度の家屋浸水被害が生じた河川および事業中の河川)について、優先的・重点的に浸水対策を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【グループAの12河川】</p> <p>①国土交通省が実施する事業により、家屋浸水が解消される見込みの河川</p> <p style="padding-left: 20px;">5河川：奥谷川、長良川、榎谷川、久井谷川、田津谷川</p> <p>②防災集団移転の実施により、家屋浸水が解消される見込みの河川</p> <p style="padding-left: 20px;">1河川：君谷川</p> <p>③県が河川事業を実施する河川</p> <p style="padding-left: 20px;">6河川：都治川(調整中)、八戸川、枕の滝川、宮の谷川、玉川、矢谷川</p> </div> <p>○グループB及びグループCの河川については、国や地元と調整しながら整備内容・スケジュール・優先度等を検討し、必要に応じて対策を実施します。</p> <p>③整備目標</p> <p>近年発生した災害への対応として、整備目標を表-3のとおり設定します。</p> <p style="text-align: center;">表-3 今後10年間の整備予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">位置</th> <th colspan="2">今後10年間の整備予定</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢谷川</td> <td>邑智郡川本町川本地先</td> <td>新規着手</td> <td>完成</td> <td>※現在計画決定中であり、今後の地元調整の状況により、整備予定が変更となる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>都治川</td> <td>江津市松川町地先</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">調整中</td> <td>※整備内容について地元と調整を進めた上で、整備スケジュールを設定します。</td> </tr> <tr> <td>八戸川</td> <td>江津市桜江町小田～江尾地先</td> <td>事業推進</td> <td>完成</td> <td>※八戸川で現在実施中の築堤工事は、令和3年度に完了する予定です。</td> </tr> <tr> <td>枕の滝川 宮の谷川</td> <td>江津市桜江町今田地先</td> <td>事業推進</td> <td>完成</td> <td>※可能な範囲で整備スケジュールを前倒しし、早期完成を目指します。</td> </tr> <tr> <td>玉川</td> <td>江津市桜江町市山地先</td> <td>事業推進</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日和川</td> <td>江津市桜江町江尾地先</td> <td>新規着手</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東川</td> <td>江津市浅利町地先</td> <td>新規着手・完成</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尻無川</td> <td>邑智郡美郷町別府地先</td> <td>完成</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津和野川</td> <td>鹿足郡津和野町高峰～郡栄地先</td> <td>事業推進</td> <td>事業推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛇喰川</td> <td>安来市伯太町東母里地先</td> <td>新規着手</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注1) 江の川の支川については、今後、直轄事業との調整により追加となる場合があります。 注2) 今後、新たに災害が発生した場合には、追加となる場合があります。</p>	河川名	位置	今後10年間の整備予定		備考	前期	後期	矢谷川	邑智郡川本町川本地先	新規着手	完成	※現在計画決定中であり、今後の地元調整の状況により、整備予定が変更となる場合があります。	都治川	江津市松川町地先	調整中		※整備内容について地元と調整を進めた上で、整備スケジュールを設定します。	八戸川	江津市桜江町小田～江尾地先	事業推進	完成	※八戸川で現在実施中の築堤工事は、令和3年度に完了する予定です。	枕の滝川 宮の谷川	江津市桜江町今田地先	事業推進	完成	※可能な範囲で整備スケジュールを前倒しし、早期完成を目指します。	玉川	江津市桜江町市山地先	事業推進	完成		日和川	江津市桜江町江尾地先	新規着手	完成		東川	江津市浅利町地先	新規着手・完成	—		尻無川	邑智郡美郷町別府地先	完成	—		津和野川	鹿足郡津和野町高峰～郡栄地先	事業推進	事業推進		蛇喰川	安来市伯太町東母里地先	新規着手	完成		<p>【P31】</p> <p>2) 江の川流域における対応方針</p> <p>○県管理支川において浸水被害があった表-2の38河川について、被害の程度によりグループ分けすると以下のとおりとなります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【グループA】</p> <p style="text-align: center;">2度の家屋浸水被害が生じた河川および事業中の河川 (12河川)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【グループB】</p> <p style="text-align: center;">H30.7豪雨のみで家屋浸水被害が生じた河川 (5河川)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【グループC】</p> <p style="text-align: center;">浸水被害は生じたが家屋浸水被害は生じなかった河川 (21河川)</p> </div> </div> <p>○国土交通省が実施する江の川本川の整備については、平成30年、令和2年と2度の家屋浸水被害が発生した箇所について、優先的・重点的に整備を進めるとの方針が示されています。</p> <p>この方針に合わせ、県管理の支川についても、グループA(2度の家屋浸水被害が生じた河川および事業中の河川)について、優先的・重点的に浸水対策を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【グループAの12河川】</p> <p>①国土交通省が実施する事業により、家屋浸水が解消される見込みの河川</p> <p style="padding-left: 20px;">4河川：奥谷川、榎谷川、久井谷川、田津谷川</p> <p>②防災集団移転の実施により、家屋浸水が解消される見込みの河川</p> <p style="padding-left: 20px;">2河川：君谷川、長良川</p> <p>③県が河川事業を実施する河川</p> <p style="padding-left: 20px;">6河川：都治川、八戸川、枕の滝川、宮の谷川、玉川、矢谷川</p> </div> <p>○グループB及びグループCの河川については、国や地元と調整しながら整備内容・スケジュール・優先度等を検討し、必要に応じて対策を実施します。</p> <p>③整備目標</p> <p>近年発生した災害への対応として、整備目標を表-3のとおり設定します。</p> <p style="text-align: center;">表-3 今後10年間の整備予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">位置</th> <th colspan="2">今後10年間の整備予定</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢谷川</td> <td>邑智郡川本町川本地先</td> <td>新規着手</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都治川</td> <td>江津市松川町地先</td> <td>新規着手</td> <td>事業推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八戸川</td> <td>江津市桜江町小田～江尾地先</td> <td>事業推進</td> <td>完成</td> <td>※八戸川の災害関連工事(築堤工事)は、令和3年度に完了。</td> </tr> <tr> <td>枕の滝川 宮の谷川</td> <td>江津市桜江町今田地先</td> <td>事業推進</td> <td>完成</td> <td>※可能な範囲で整備スケジュールを前倒しし、早期完成を目指します。</td> </tr> <tr> <td>玉川</td> <td>江津市桜江町市山地先</td> <td>事業推進</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日和川</td> <td>江津市桜江町江尾地先</td> <td>新規着手</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東川</td> <td>江津市浅利町地先</td> <td>新規着手・完成</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尻無川</td> <td>邑智郡美郷町別府地先</td> <td>完成</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津和野川</td> <td>鹿足郡津和野町高峰～郡栄地先</td> <td>事業推進</td> <td>事業推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛇喰川</td> <td>安来市伯太町東母里地先</td> <td>新規着手</td> <td>完成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>田頭川 津田平川</td> <td>安来市上坂田町～西松井町地先 安来市西高江町～中津町地先</td> <td>新規着手</td> <td>事業推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注1) 江の川の支川については、今後、直轄事業との調整により追加となる場合があります。 注2) 今後、新たに災害が発生した場合には、追加となる場合があります。</p>	河川名	位置	今後10年間の整備予定		備考	前期	後期	矢谷川	邑智郡川本町川本地先	新規着手	完成		都治川	江津市松川町地先	新規着手	事業推進		八戸川	江津市桜江町小田～江尾地先	事業推進	完成	※八戸川の災害関連工事(築堤工事)は、令和3年度に完了。	枕の滝川 宮の谷川	江津市桜江町今田地先	事業推進	完成	※可能な範囲で整備スケジュールを前倒しし、早期完成を目指します。	玉川	江津市桜江町市山地先	事業推進	完成		日和川	江津市桜江町江尾地先	新規着手	完成		東川	江津市浅利町地先	新規着手・完成	—		尻無川	邑智郡美郷町別府地先	完成	—		津和野川	鹿足郡津和野町高峰～郡栄地先	事業推進	事業推進		蛇喰川	安来市伯太町東母里地先	新規着手	完成		田頭川 津田平川	安来市上坂田町～西松井町地先 安来市西高江町～中津町地先	新規着手	事業推進	
河川名			位置	今後10年間の整備予定		備考																																																																																																																		
	前期	後期																																																																																																																						
矢谷川	邑智郡川本町川本地先	新規着手	完成	※現在計画決定中であり、今後の地元調整の状況により、整備予定が変更となる場合があります。																																																																																																																				
都治川	江津市松川町地先	調整中		※整備内容について地元と調整を進めた上で、整備スケジュールを設定します。																																																																																																																				
八戸川	江津市桜江町小田～江尾地先	事業推進	完成	※八戸川で現在実施中の築堤工事は、令和3年度に完了する予定です。																																																																																																																				
枕の滝川 宮の谷川	江津市桜江町今田地先	事業推進	完成	※可能な範囲で整備スケジュールを前倒しし、早期完成を目指します。																																																																																																																				
玉川	江津市桜江町市山地先	事業推進	完成																																																																																																																					
日和川	江津市桜江町江尾地先	新規着手	完成																																																																																																																					
東川	江津市浅利町地先	新規着手・完成	—																																																																																																																					
尻無川	邑智郡美郷町別府地先	完成	—																																																																																																																					
津和野川	鹿足郡津和野町高峰～郡栄地先	事業推進	事業推進																																																																																																																					
蛇喰川	安来市伯太町東母里地先	新規着手	完成																																																																																																																					
河川名	位置	今後10年間の整備予定		備考																																																																																																																				
		前期	後期																																																																																																																					
矢谷川	邑智郡川本町川本地先	新規着手	完成																																																																																																																					
都治川	江津市松川町地先	新規着手	事業推進																																																																																																																					
八戸川	江津市桜江町小田～江尾地先	事業推進	完成	※八戸川の災害関連工事(築堤工事)は、令和3年度に完了。																																																																																																																				
枕の滝川 宮の谷川	江津市桜江町今田地先	事業推進	完成	※可能な範囲で整備スケジュールを前倒しし、早期完成を目指します。																																																																																																																				
玉川	江津市桜江町市山地先	事業推進	完成																																																																																																																					
日和川	江津市桜江町江尾地先	新規着手	完成																																																																																																																					
東川	江津市浅利町地先	新規着手・完成	—																																																																																																																					
尻無川	邑智郡美郷町別府地先	完成	—																																																																																																																					
津和野川	鹿足郡津和野町高峰～郡栄地先	事業推進	事業推進																																																																																																																					
蛇喰川	安来市伯太町東母里地先	新規着手	完成																																																																																																																					
田頭川 津田平川	安来市上坂田町～西松井町地先 安来市西高江町～中津町地先	新規着手	事業推進																																																																																																																					

今後 10 年間の公共土木事業の実施方針
(案)

島根県土木部
令和3年3月
(令和7年3月改訂)

目 次

	頁
I. 道路事業	2
II. 砂防事業	13
III. 港湾事業	19
IV. 空港事業	26
V. 河川事業	29

※下線部分は、令和7年3月改訂による追加・変更箇所を示しています。

1. はじめに

島根県土木部では、この度、今後10年間の公共土木事業について、道路、砂防、港湾、空港、河川の各事業ごとの事業方針及び数値目標を設定しました。

2. 土木部所管の公共事業の概要

主な事業内容と予算規模は、次のとおりです。

土木部公共事業予算（平成30年9月補正後）



（金額は新設・改良・維持修繕に係る予算を合計したもの。単位：百万円）

主な事業内容

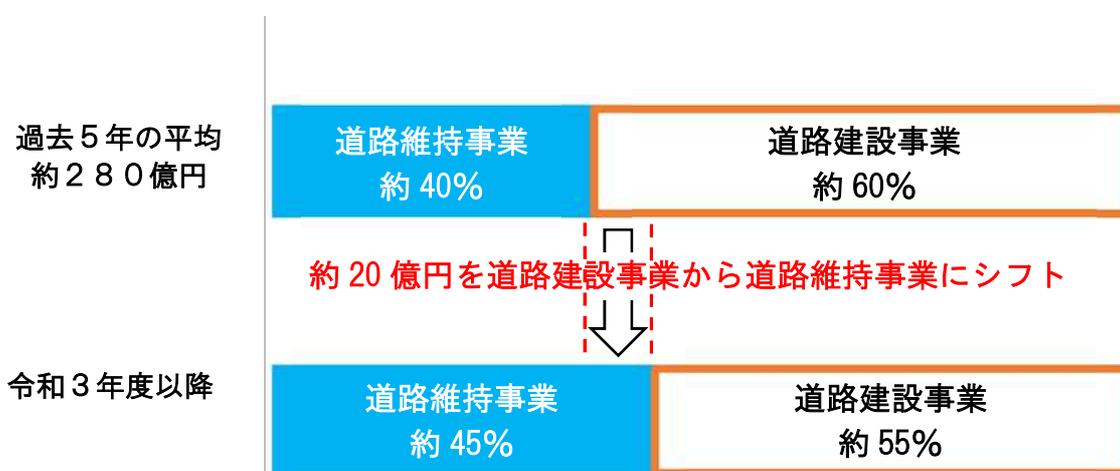
道路維持	道路の補修、道路施設（防護柵、標識、照明等）の整備、除雪、無電柱化、橋梁の耐震化、災害防除（落石対策等）
道路建設	道路の新設、改築
河川・ダム	河川の改修（堤防建設、水門建設等）・維持補修、ダム建設・維持補修、海岸施設（護岸、防波堤等）の建設、維持補修
砂防	砂防ダムの建設・維持補修、地すべり防止施設の建設、維持補修 急傾斜地崩壊防止施設（擁壁等）の建設、維持補修
港湾・空港	港湾施設（埠頭、荷揚場、防波堤、貨物上屋、旅客上屋等）の建設、維持補修 空港の建設、維持補修
街路・公園	街路の建設、土地区画整理、都市公園の建設・維持補修
その他	流域下水道の建設・維持補修、県営住宅の建設・維持補修、建物耐震化対策

I. 道路事業

I—1. 投資規模

I—2. 以下で示す今後10年間の方針・数値目標は、投資規模（補助・交付金事業、単事業の合計）を、過去5年のおおよそ平均的な予算規模である約280億円を想定しています。このほか、松江北道路と新大橋の架け替えは、別途進めていきます。

これまで、この約280億円を道路維持事業に約40%、道路建設事業に約60%で投資していましたが、令和3年度以降は約20億円を、道路建設事業から道路維持事業に移行させ、道路維持事業（老朽化対策、舗装修繕、橋梁耐震化、落石対策等）の拡充を図ります。



図—1 今後10年間における道路建設と道路維持の投資イメージ

I—2. 道路建設事業

1. 道路の分類



図—2 道路の分類

2. 進め方及び目標

(1) 骨格幹線道路

①対象となる路線の定義

- (i) 全国の高速道路網と一体となってネットワークを形成する国県道
- (ii) 県内外の都市間を連絡し、県内の道路網の骨格機能を有する国道
- (iii) (i) (ii) が担っている路線の役割を代替・補完する主要な県道
- (iv) 隣接する市町村の中心部を連絡する主要な県道
- (v) 市町村中心部と IC を連絡する主要な県道

②今後の進め方

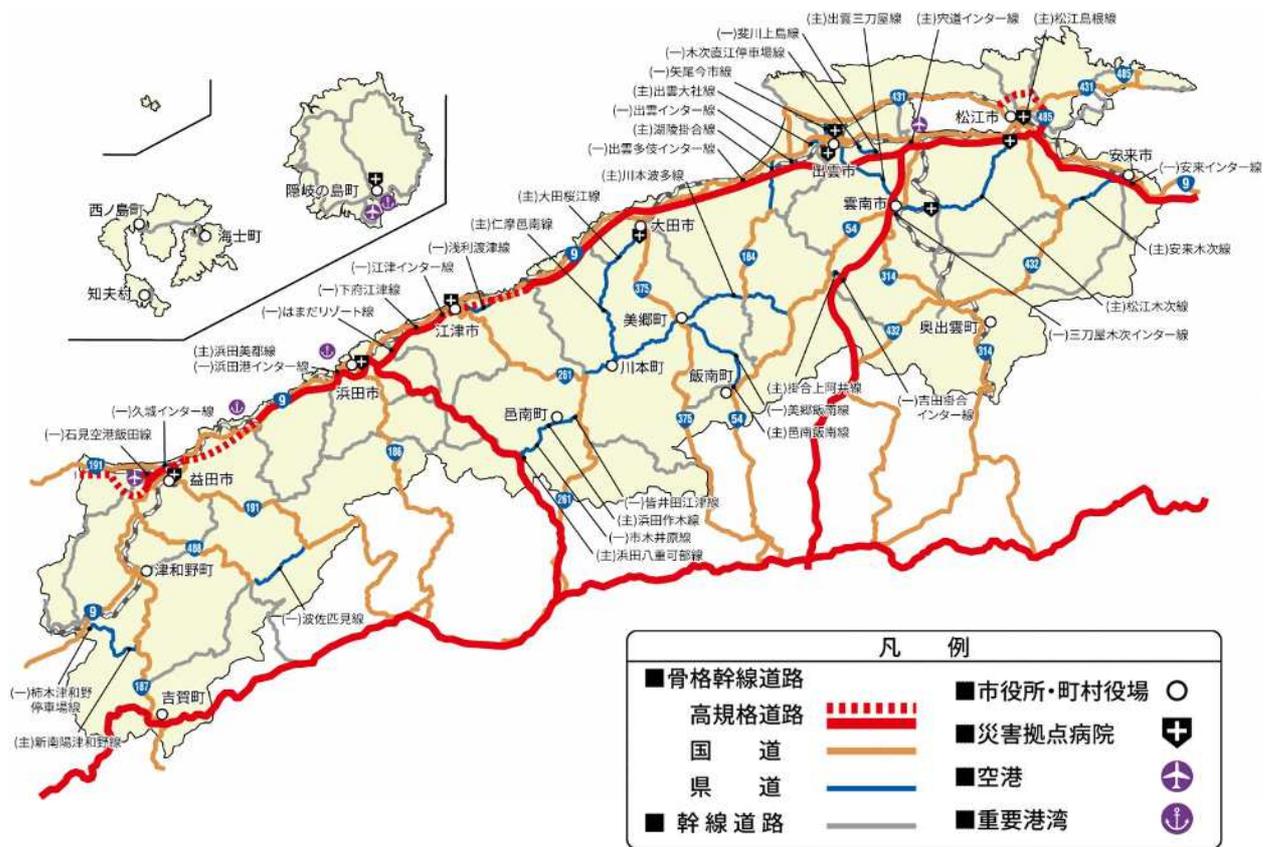
- ・ 高速道路の整備効果を早期に全県に波及させるため、令和11年度までに未改良区間の解消を目指します。

③整備目標

○令和11年度までの骨格幹線道路の整備率

【R1】96% ⇒ 【R6】97% ⇒ 【R11】100%

（【R5実績】97%）



図－3 骨格幹線道路

(2) 幹線道路及び生活関連道路（優先整備区間）

①対象となる路線の定義

1) 幹線道路

- (i) 東西に縦貫し地域の連携を強化する主要な県道
- (ii) 各地域と生活圏中心都市を連絡する主要な県道等
- (iii) 広域的な観光ルートを形成する主要な県道

2) 生活関連道路（優先整備区間）

- (i) 一定規模（概ね 50 戸以上）の集落から、幹線道路や市町村中心部を連絡する県道
- (ii) 幹線道路を補完しネットワークを形成する県道（交通量が比較的多い区間）

②今後の進め方

- ・令和 1 5 年度までに事業中（令和 2 年度時点）のすべての工区の完成を目指します。
- ・骨格幹線道路整備への集中投資や、防災対策・老朽化対策などの道路維持事業への予算の移行に伴い、事業工区数や新規事業工区立ち上げは調整していきます。

③整備目標

○令和 1 1 年度までの幹線道路及び生活関連道路（優先整備区間）の整備率

【R1】 77% ⇒ 【R6】 79% ⇒ 【R11】 82%
（【R5 実績】 79%）

(3) 交通安全事業

①今後の進め方

- 令和 1 1 年度までに以下の 9 0 箇所^{※1}の対策を暫定的な安全対策^{※1}も含め完了させます。
 - ・「通学路交通安全プログラム」^{※2}に掲載されている小中学生の通学路の歩道整備箇所 全 7 4 箇所（表一1）
 - ・上記箇所以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策箇所 全 1 6 箇所（表一2）
- 今後の点検等により追加で対策が必要となった箇所については、暫定的な安全対策も含め検討し、歩行者等の安全確保に努めます。

②整備目標

○令和 1 1 年度までの完了箇所数（令和 2 年度からの累計）

【R1】 0 箇所 ⇒ 【R6】 42 箇所 ⇒ 【R11】 72 箇所

（【R5 実績】 32 箇所） 【R11】 90 箇所（暫定的な安全対策を含む）

※1 対策完了までに一定期間を要する箇所において、暫定的に講ずる即効性の高い対策（カラー舗装や注意喚起看板など）

※2 市町村毎に策定する、持続的な通学路の安全確保を図るための基本的方針

表－1 「通学路交通安全プログラム」の歩道整備箇所 一覧（74箇所※）

路線名				箇所名	備考	路線名				箇所名	備考
1	国	432号		大庭バイパス1	完了	38	—	江津港線	江津2	完了	
2	国	432号		大庭バイパス3		39	国	186号	上来原2		
3	国	432号		古志原	完了	40	国	186号	七条	完了	
4	国	431号		母衣町～南田町		41	国	488号	匹見	完了	
5	国	431号		野原	完了	42	主	六日市錦線	有飯	完了	
6	—	八重垣神社竹矢線		大庭		43	国	187号	大野原		
7	国	431号		大野2		44	主	隠岐空港線	西田	完了	
8	国	431号		東長江	完了	45	国	485号	下西2		
9	—	米子伯太線		吉佐	完了	46	—	海士島線	福井2		
10	主	安来木次線		下山佐	完了	47	主	安来伯太日南線	吉岡		
11	—	米子広瀬線		安田2	完了	48	二	鰐淵寺線	奥宇賀1		
12	主	出雲奥出雲線		坂本		49	二	美川周布線	穂出		
13	主	玉湯吾妻山線		大馬木		50	二	出雲平田線	川跡		
14	国	432号		久比須		51	主	益田阿武線	須子		
15	国	314号		湯の原		52	二	美濃地石見横田停車場線	向横田		
16	主	玉湯吾妻山線		高尾	完了	53	二	野地鎌手停車場線	鎌手		
17	主	玉湯吾妻山線		八代	完了	54	主	大田桜江線	行恒		
18	主	玉湯吾妻山線		三成1	完了	55	二	和江港大田市停車場線	長久		
19	—	横田伯南線		角	完了	56	二	米子広瀬線	安田3	完了	
20	国	314号		六日市		57	二	川平停車場線	後地		
21	—	出雲平田線		西代		58	主	松江木次線	新庄		
22	国	431号		国富		59	主	安来木次線	真金		
23	国	431号		布崎	完了	60	国	国道375号	粕淵		
24	—	大社立久恵線		松寄下		61	二	海士島線	中里		
25	—	多伎江南出雲線		東橋		62	二	本庄福富松江線	大井	完了	
26	国	375号		長藤		63	主	松江鹿島美保関線	北浦	完了	
27	主	川本波多線		川本	完了	64	二	大野魚瀬恵曇線	古浦西長江	完了	
28	主	甲田作木線		西之原		65	主	出雲奥出雲線	野尻2	完了	
29	主	浜田作木線		阿須那	完了	66	二	佐田八神線	反辺2	完了	
30	—	日貫川本線		日貫	完了	67	二	高見出羽線	高見	完了	
31	—	波根久手線		久手		68	国	485号	西村2	完了	
32	主	三瓶山公園線		三瓶1	完了	69	主	玉湯吾妻山線	上三成		
33	主	川本波多線		三瓶	完了	70	二	益田港線	中吉田		
34	国	375号		川合		71	二	東仙道津田停車場線	大草2		
35	主	大田桜江線		祖式	完了	72	二	大田井田江津線	都治2		
36	主	三瓶山公園線		三瓶2	完了	73	主	浜田八重可部線	今市2		
37	国	186号		上来原	完了	74	主	桜江金城線	市山A		

※令和6年度末時点

表－2 上記74工区以外で交通事故等の危険度が高い箇所や歩行者等通行量の多い箇所における要対策箇所 一覧（16箇所※）

路線名				箇所名	備考	路線名				箇所名	備考
1	—	本庄福富松江線		野原～邑生	完了	9	主	温泉津川本線	川下		
2	主	安来木次線		石原	完了	10	主	仁摩邑南線	小谷		
3	国	432号		八幡	完了	11	—	和江港大田市停車場線	鳥井～長久		
4	主	安来伯太日南線		佐久保	完了	12	—	池田久手停車場線	小屋原		
5	—	外園高松線		下横		13	国	187号	真田	完了	
6	—	斐川出雲大社線		北神立	完了	14	国	187号	幸地		
7	主	湖陵掛合線		三部	完了	15	主	西郷布施線	東郷		
8	—	十六島直江停車場線		直江	完了	16	—	池田中町線	池田	完了	

※令和6年度末時点

I—3. 道路維持事業

1. 進め方及び目標

(1) 老朽化対策（橋梁、トンネル等）

平成 24 年 12 月中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（9 名死亡）を受け、平成 26 年度から主要な道路施設について 5 年に 1 度の定期点検が法令で義務化されました。

点検では、各橋梁の健全性を 4 つの区分で判定します。（表－3）

このうち「Ⅲ早期措置段階」と診断された施設について、点検後 5 年以内に修繕します。なお、「Ⅳ緊急措置段階」と診断された施設は、直ちに通行止めするなどした上で対策を行います。令和 5 年度までの点検では該当する施設はありませんでした。

表－2 県管理道路施設の点検状況

道路施設	施設数	令和 5 年度末					
		1 巡目点検（H26～H30）			2 巡目点検（R1～R5）		
		修繕必要数	対策完了数	完了率	修繕必要数	対策完了数	完了率
橋梁	2,769	214	188	88%	199	90	45%
トンネル	199	75	75	100%	82	35	43%
道路附属物等	99	28	24	86%	15	7	47%
合計	3,067	317	287	91%	296	132	45%

※ 2 巡目点検の修繕必要数および対策完了数は、1 巡目点検との重複あり

〔対象施設〕

①橋梁、②トンネル、③道路附属物等（洞門・大型カバート・門型標識・道路情報板）

① 今後の進め方

・ 1 巡目点検の結果、早期に修繕工事が必要な早期措置段階^{※1}と診断された 317 施設のうち、令和 5 年度までに完了しなかった 30 施設については、令和 8 年度までに完了させます。

・ 2 巡目点検の結果、早期に修繕工事が必要な早期措置段階^{※1}と診断された 296 施設は、点検後 5 年以内に完了させます。

・ 橋梁は現在、事後保全型^{※1}の対応ですが、令和 8 年度から予防保全型^{※2}の対応へ移行し、中長期的なトータルコストの縮減を目指します^{※3}。事後保全型から予防保全型へ移行することで、令和 42 年度までに必要な修繕費用を約 2 割（試算額 261 億円⇒215 億円）縮減できます^{※3}。

※1 早期に措置を講ずべき状態になってから修繕すること

※2 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階で、小規模な修繕を行うこと

表－3 定期点検における健全性の判定区分

健全性区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【出典】「トンネル等の健全性の診断基準の分類に関する告示」（平成 26 年 7 月 1 日施行）



〔主桁〕

近接目視で容易に視認できるひび割れがあり、内部の鉄筋やPC鋼材の腐食が進行



〔橋脚〕

近接目視で容易に視認できるひび割れがあり、顕著な漏水が継続しているなどにより、急速に劣化が進展すると見込まれる



〔支承〕 平成 26 年点検



早期の修繕が必要



令和元年点検

写真－2 修繕をせず放置しておいた場合の劣化の進事例

②整備目標

○ 1 巡目点検（平成 26 年度～平成 30 年度の点検）及び 2 巡目点検（R1～R5 の点検） で早期措置段階と診断された施設の対策完了率

1 巡目点検対策完了率 【R1】 27% ⇒ 【R8】 100%
（【R5 実績】 91%）

2 巡目点検対策完了率 【R5】 45% ⇒ 【R10】 100%

(2) 舗装修繕

舗装の長寿命化を図るため、管理する道路を交通量毎にB～Dに分類し、5年に1度の点検を実施し、この結果に基づいた適正な維持修繕に努めます。

①今後の進め方

- ・道路の交通量に応じた管理基準値^{※4} (IRI^{※5} など) を定め修繕します。

令和2年3月31日時点

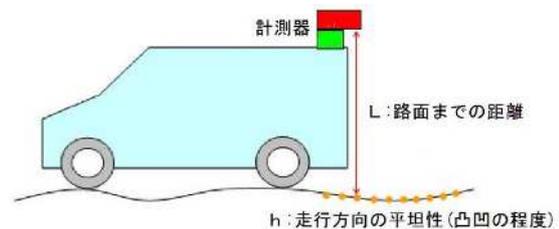
道路分類	1日当たり交通量	対象延長 (km)	管理基準値以上	
			R1末	R11末
分類B	5,000台以上	423.3	95%	100%
分類C	500台以上5,000台未満	1,837.0	93%	80%
分類D	500台未満	746.1	—	—

※道路分類は国が定めており、分類Aは高速道路とされています。
このため県管理道路で該当はありません。

※4：管理基準値

グループ	管理基準値
分類B	ひび割れ率40%またはIRI 8mm/m
分類C	ひび割れ率45%

※5：IRI とは、路面の凸凹の程度(乗り心地)を評価する指数で、専用の計測車を使用して調査します。



②整備目標

○管理基準値以上の道路の延長の割合

分類B 【R1】 95% ⇒ 【R6】 100% ⇒ 【R11】 100%
(【R5実績】 97%)

分類C 【R1】 93% ⇒ 【R6】 92% ⇒ 【R11】 80%
(【R5実績】 98%)



修繕前



修繕後

写真-3 舗装修繕の実施事例

(3) 橋梁耐震

①今後の進め方

- ・緊急輸送道路*上にある、平成7年度以前の耐震基準で建設された、長さ15m以上かつ複数径間の橋梁221橋の耐震化を令和11年度までに完了させます。

※災害発生直後から行われる人員、物資などの緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路。(県内延長2,032km うち県管理道路延長1,297km)

②整備目標

○対象橋梁の耐震化率

【R1】67% ⇒ 【R6】85% ⇒ 【R11】100%
(【R5実績】78%)



槇原橋 (主)三瓶山公園線(大田市大田町)

写真-4 橋梁耐震対策の実施事例

(4) 落石対策

平成 28 年 5 月の落石死亡事故の発生後、令和元年度までの約 4 年間をかけて県が管理する道路の斜面について、落石に対する安定度を調査し、

- ・対策が必要な箇所（「要対策箇所」という。）3,748 箇所
- ・継続して監視しながら管理していく箇所（「カルテ監視箇所」という。）1,626 箇所を選定しました。

これらの箇所の落石対策を、

- ・落石に対する道路の安全性確保のスピードアップ
 - ・ハード、ソフト両面での一体的かつ計画的な対策の実行
- の基本方針のもと、以下のとおり進めていきます。

なお、詳細な内容については、令和 2 年 12 月策定の「落石に係る道路防災計画（令和 2 年度改訂版）」に示します。

①今後の進め方

○対策の進め方

- ・県管理道路全体の安全度を段階的に上げていく「段階施工」を実施していきます。
- ・まずは、第 1 段階として、落石発生頻度の高い 30 cm 未満の石を対象とした対策を優先して実施し、一定程度の安全性を確保することにより、県管理道路全体の安全度の早期底上げを図ります。
- ・その後に、第 2 段階として、発生頻度が稀な石の対策へと段階的に進めていきます。
- ・対策が必要な 3,748 箇所うち、第 1 段階から対策を行う必要がある 2,688 箇所については、今後、概ね 15 年間で対策を完了させます。
- ・その中でも、緊急輸送道路にある 783 箇所を優先し、10 年間を目途に完了させます。



○点検の実施

- ・実際に現地を踏査して行う斜面点検を
要対策箇所 3,748 箇所においては「毎年」、
カルテ監視箇所 1,626 箇所においては「5 年に 1 度」
の頻度で行い、斜面の状態を継続して観察、把握していくことで、段階施工の前倒しや緊急対策※など、適時・適切な対策の実施に繋がっていきます。

※点検時に極めて不安定な状態の落石源を確認した時に行う緊急的な対策。

早急に通行止めなどの交通規制を実施する、小割にして除去する、落ちないようにロープなどで押さえる、簡易な防護柵を設置する、などの対策を行います。

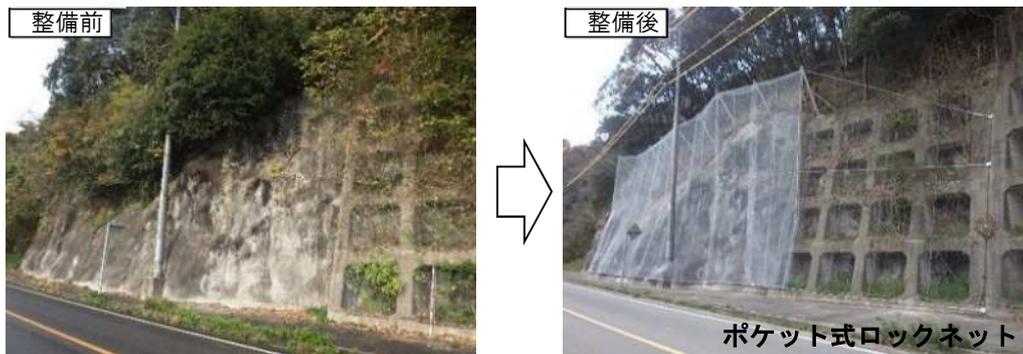
②整備目標

○緊急輸送道路にある 783 箇所 の第 1 段階の対策完了率

【R1】 6% ⇒ 【R6】 49% ⇒ 【R11】 100%
（【R5 実績】 36%）

（参考）第 1 段階の対策から必要な 2,688 箇所 の対策完了率

【R1】 3% ⇒ 【R6】 20% ⇒ 【R11】 40%
（【R5 実績】 12%）



国道 261 号(邑南町)



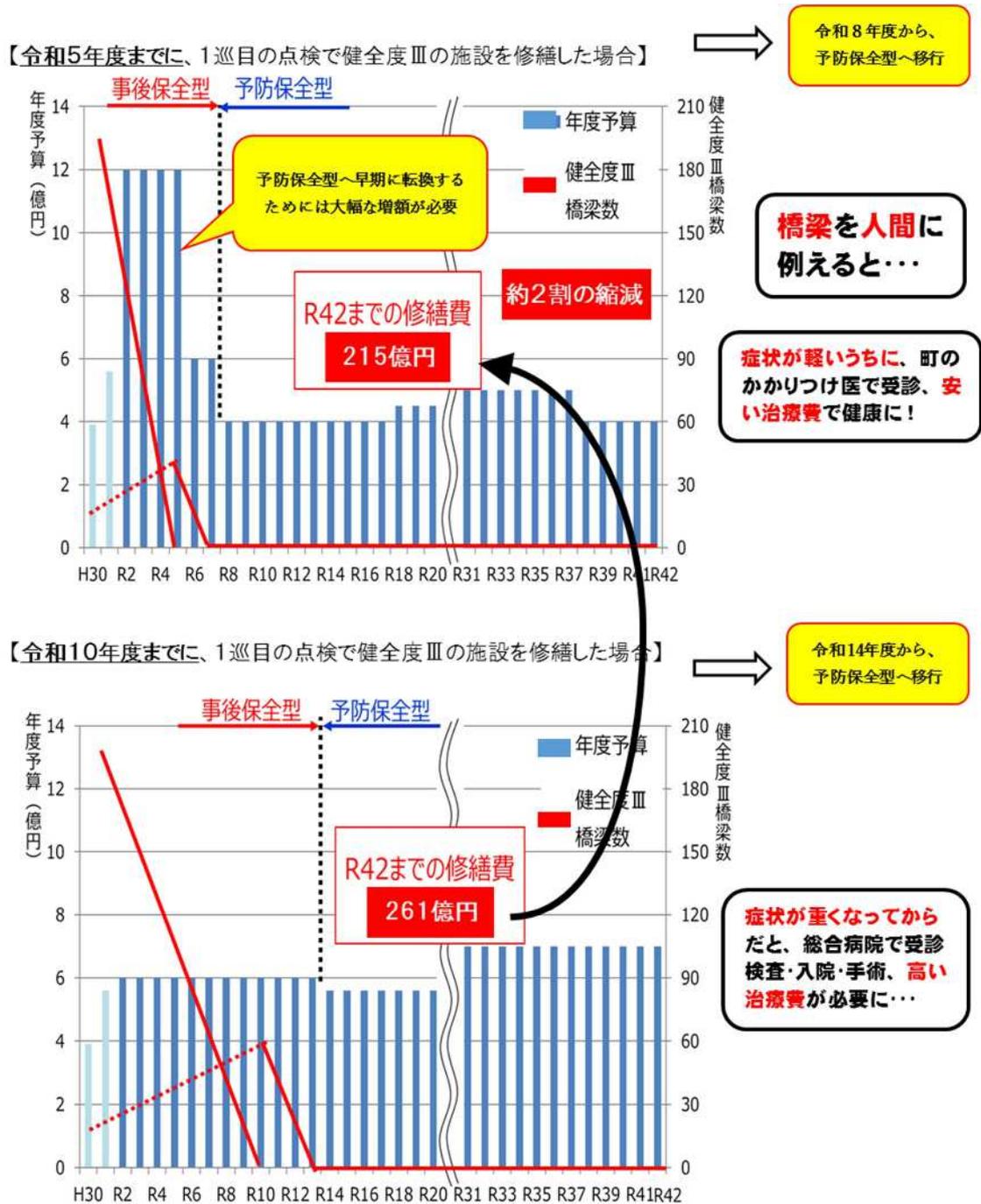
国道 432 号(安来市広瀬町)

写真－5 第 1 段階の落石対策の実施事例

※ 以上の道路事業に関する今後 10 年間の方針の詳細は、令和 2 年 9 月に策定した「島根の『つなぐ道プラン 2020』」に示しています。

【参考資料】

※3 「事後保全型」から「予防保全型」へ移行することの縮減効果（橋梁における試算）

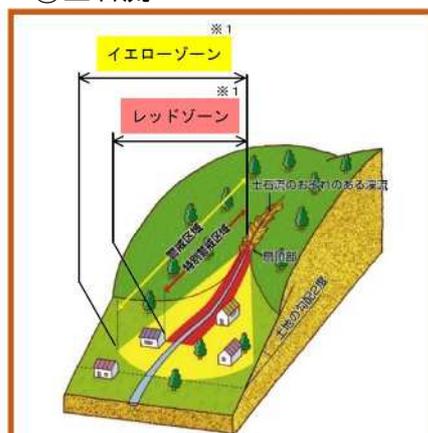


Ⅱ. 砂防事業

Ⅱ－１. 土砂災害と対策内容

○土砂災害は次の3つの現象をいいます。

①土石流

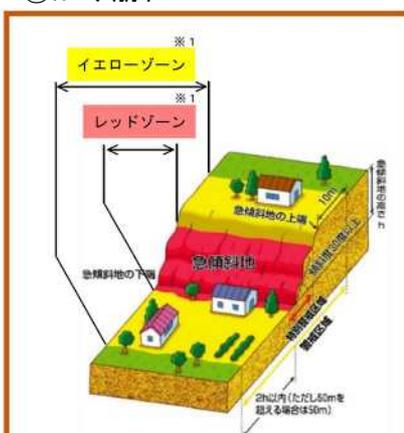


谷あいの岩や土砂が、豪雨等により水と一緒に一気に流れ出します。流れは非常に速く、破壊力もあるため、大きな被害をもたらします。



H9 出雲市奥宇賀町

②がけ崩れ

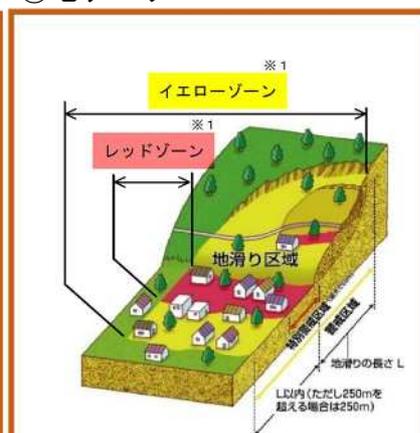


がけに雨水がしみ込み、弱くなった斜面が瞬時に崩れ落ちます。



H19 隠岐郡隠岐の島町

③地すべり



比較的緩やかな斜面で、地下水の影響などにより斜面がゆっくり動き出します。



H28 出雲市多伎町

※1

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

- ・土砂災害の恐れがある区域です。
- ・区域に指定されると、早めの避難につなげるための「危険な場所の周知」等が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

- ・建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域です。
- ・区域に指定されると、危険な場所に建物ができるのを規制するために、「特定の開発行為に対する許可制」や「建築物の構造規制」、必要に応じて「建築物の移転勧告」が行われます。

○各現象ごとの対策内容

①土石流対策

- ・砂防堰堤、流路工など



隠岐郡隠岐の島町

写真－１ 砂防堰堤



仁多郡奥出雲町

写真－２ 砂防堰堤と流路工

②がけ崩れ対策

- ・擁壁工、斜面对策工（法枠工、植生工など）



隠岐郡隠岐の島町

写真－３ 擁壁工



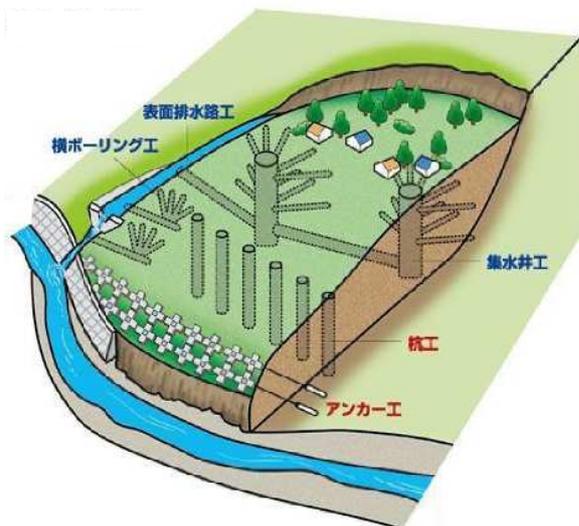
安来市植田町

写真－４ 斜面对策工（法枠工）

③地すべり対策

- ・横（水抜き）ボーリング工、集水井工、杭工、アンカー工など

○地すべり対策施設



横ボーリング工



集水井工



杭工



アンカー工

写真－５ 地すべり対策工

Ⅱ－２．土石流対策とがけ崩れ対策の方針

1. 進め方及び目標

①今後の進め方

- ・土砂災害警戒区域^{※1}の指定箇所のうち、人家5戸以上または人家5戸未満であっても公共施設のある箇所のうち、未整備・一部未整備の箇所が3,663箇所あります。
- ・このうち要配慮者利用施設や地域の重要な避難所等「重点的に整備する保全対象」のある箇所は949箇所です。
- ・949箇所のうち下表の(ア)及び(イ)の61箇所については今後10年以内に全て完成させます。
- ・(ウ)～(カ)は、現在事業中の対策箇所の早期完成に努めるとともに、災害発生時の県民生活や経済活動への影響が大きい第1次緊急輸送道路や鉄道、人家戸数の多い箇所などにおいて、(ア)及び(イ)の進捗に応じて、今後順次、対策に新規着手していきます。
- ・下表以外の箇所は、地元要望を参考に緊急性、危険性の観点により対策の必要性を見極めて対策を行います。

表－1 重点的に整備する保全対象

(単位：箇所)

対策区分	重点的に整備する保全対象		対策箇所		R2～R11 整備目標	
			土石流	がけ崩れ	土石流	がけ崩れ
(ア) 医療・福祉の拠点	要配慮者利用施設	・病院、老人福祉施設など (24時間滞在型) ※2	土石流 7	がけ崩れ 5	土石流 7完了	がけ崩れ 5完了
(イ) 避難活動の拠点	地域の重要な 避難所	・収容人数100人以上又は 地域唯一の避難所 ※2	土石流 37	がけ崩れ 12	土石流 37完了	がけ崩れ 12完了
(ウ) 防災活動の拠点	災害活動の 拠点施設	・役場(支所を含む)など ※2				
(エ) 重要インフラ・ ライフライン	緊急輸送道路	・第1次緊急輸送道路 (迂回路なし) ※3	土石流 294		土石流 (39対策) 8完了	
	鉄道施設	・JR、一畑電鉄				
	ライフライン	・水道施設(浄水場)	がけ崩れ 594		がけ崩れ (34対策) 23完了	
(オ) 一定以上の保全 対象家屋	保全人家	【土石流対策】 ・50戸以上 ・10戸以上 (県道等公共施設のある場合) 【がけ崩れ対策】 ・10戸以上 ・5～9戸 ※4				
(カ) その他	官公庁、教育施設	・寄宿舎など (24時間滞在型)				
未整備・一部整備 箇所計	3,663	重点整備箇所計	949		対策 完了	134 92
うち土石流	1,704	うち土石流	338		対策 完了	83 52
うちがけ崩れ	1,959	うちがけ崩れ	611		対策 完了	51 40

61箇所

注)未整備・一部未整備、対策箇所は、基礎調査結果(H31.3末時点)からの机上調査による推定値

※2 がけ崩れ対策は、がけ下端から10m以内、かつ、がけ高20m以上で土砂災害特別警戒区域内が対象です。

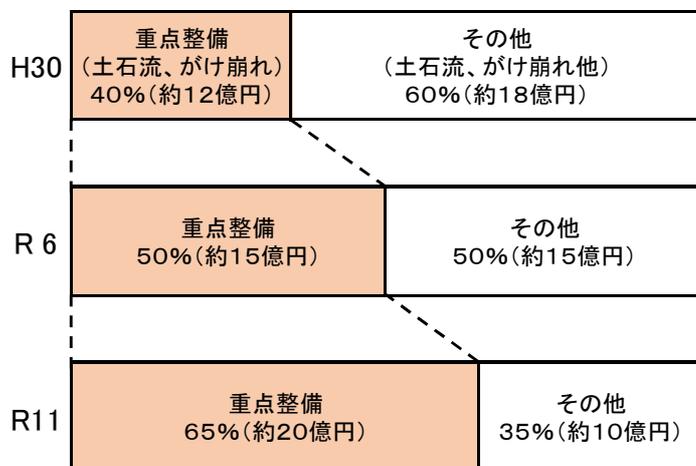
※3 山陰道、尾道松江線、浜田道、中国道、国道9号、国道187号、国道261号、国道375号、国道485号などが対象です。

※4 土砂災害特別警戒区域内人家が5戸以上、かつ、地域防災計画上の避難路を含むものが対象です。

2. 予算配分

- ・今後、「重点的に整備する保全対象」の対策へ徐々に予算をシフトしていきます。

○今後10年間の予算配分のイメージ



- ・重点整備の割合を5年毎に10%、15%増加する。
- ※H30当初予算(約30億円)で推移した場合

3. 整備目標

①土石流対策

- (ア)「医療・福祉の拠点」及び(イ)「避難活動の拠点」の整備率

【R 1】56% (56箇所) → 【R 6】70% (70箇所) → 【R11】100% (100箇所)
(【R 5実績】64%)

(R 1までに(ア)36箇所、(イ)20箇所を完了)

- (ウ)「防災活動の拠点」及び(エ)「重要インフラ・ライフライン」、(オ)「一定以上の保全対象家屋」、(カ)「その他」の着手箇所数

【R 2】8箇所 → 【R 6】15箇所 → 【R11】39箇所
(【R 5実績】11箇所)

②がけ崩れ対策

- (ア)「医療・福祉の拠点」及び(イ)「避難活動の拠点」の整備率

【R 1】60% (26箇所) → 【R 6】81% (35箇所) → 【R11】100% (43箇所)
(【R 5実績】74%)

(R 1までに(ア)14箇所、(イ)12箇所を完了)

- (ウ)「防災活動の拠点」及び(エ)「重要インフラ・ライフライン」、(オ)「一定以上の保全対象家屋」、(カ)「その他」の着手箇所数

【R 2】16箇所 → 【R 6】20箇所 → 【R11】34箇所
(【R 5実績】19箇所)

Ⅱ－３．地すべり対策の方針

1. 地すべり対策の現状

- ・地すべりが発生した区域や、地すべりの兆候があり地すべりが発生するおそれのある 130 箇所を地すべり防止区域^{※6}に指定し、このうち 118 箇所の対策を完了しています。

※6 地すべり地域の面積が 5 ha 以上（市街化区域にあっては 2 ha 以上）で、次の要件に該当する区域

- i) 多量の崩土が溪流や川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのある区域
- ii) 鉄道、国・県道以上の道路または迂回路のない市町村道、公共施設に被害を及ぼすおそれのある区域
- iii) 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのある区域

2. 進め方及び目標

①今後の進め方

- ・現在対策中の 12 箇所については、令和 11 年度までに対策を完了させます。
- ・地すべりの兆候が現れた箇所については、新たに地すべり防止区域に指定して対策を実施していきます。

②整備目標

○地すべり防止区域 130 箇所（R2 時点）の整備率

【R 2】91%（118 箇所）→【R 6】98%（127 箇所）→【R 11】100%（130 箇所）
（【R 5実績】92%）

【参考】



Ⅱ－４．近年の土砂災害の被害状況を踏まえた取り組み

1. 被害状況

- 平成 25 年 10 月の台風 26 号や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨では、大量の流木を含む土石流が発生し、土石流とともに流下した流木が橋梁などに詰まり、氾濫を引き起こして下流に大きな被害が生じました。



平成 25 年 10 月 台風 26 号
東京都伊豆大島での被害状況



平成 29 年 7 月 九州北部豪雨
大量の流木が橋梁に詰まり氾濫

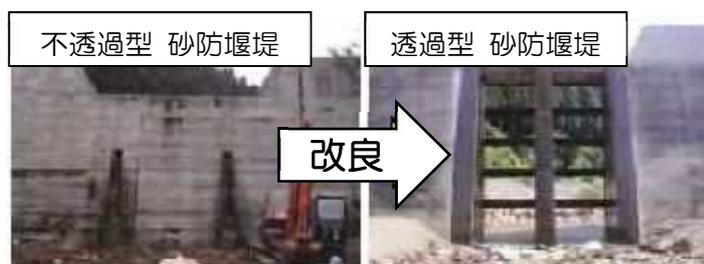
2. 土砂・流木対策

- 近年の被害を受け、平成 28 年に国から「砂防堰堤については土砂と流木を捕捉する機能を有した透過型堰堤を基本とする」設計指針が示されました。
島根県ではこれにより、砂防堰堤の整備にあたっては透過型を基本としています。
- 既存堰堤についても、多量の流木が発生する恐れの高い箇所について、保全対象の重要度などを考慮しながら流木捕捉機能のある砂防堰堤への改良を進めます。



○既存砂防堰堤の改良

- 流木捕捉機能のある砂防堰堤に改良します。

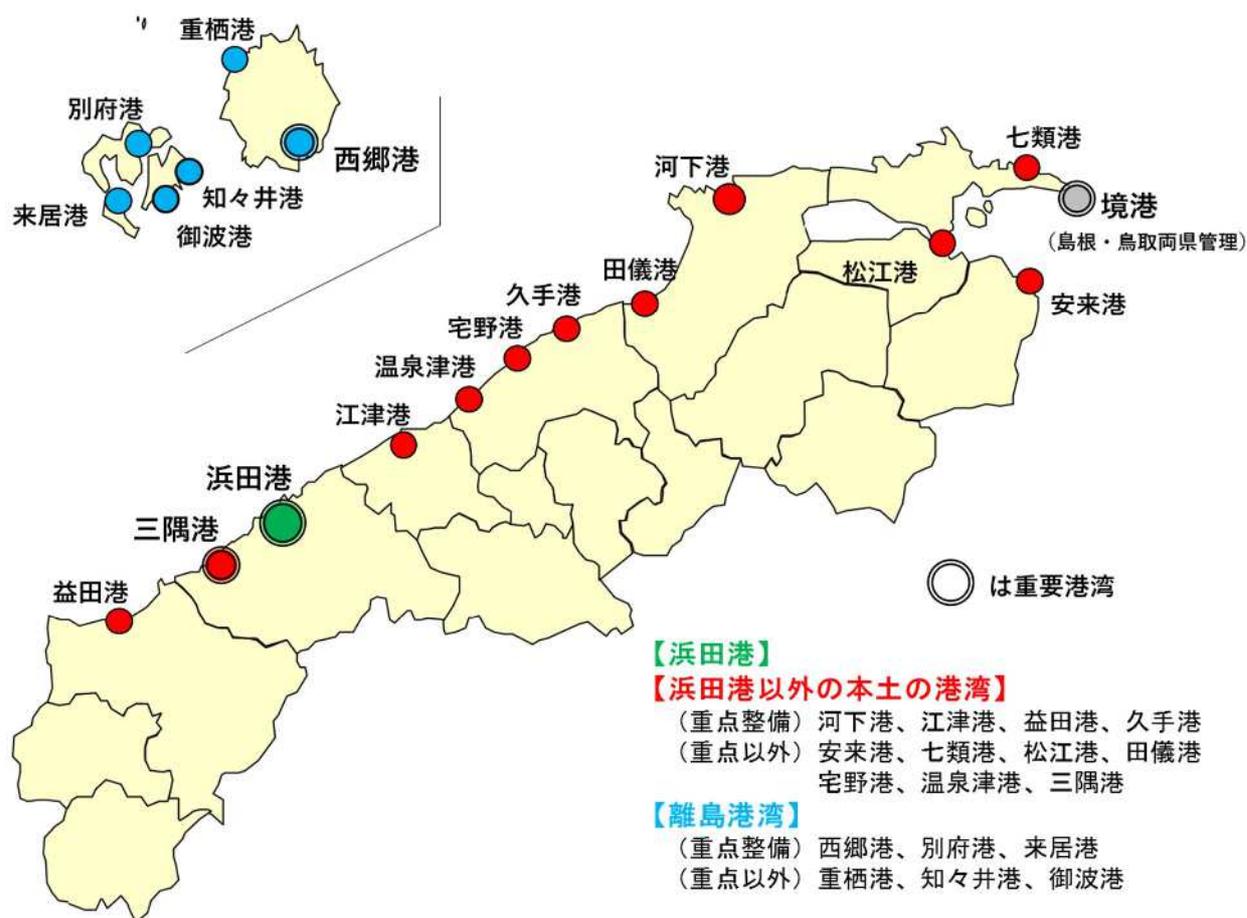


Ⅲ. 港湾事業

今後10年間の港湾事業は、次の3つの分類ごとに示します。

- ・ 浜田港（重要港湾）
- ・ 浜田港以外の本土の港湾（11港）
- ・ 離島港湾（6港）

港湾事業の予算については、事業の実施内容に応じて大きく変動します。今後、事業の進捗に応じて必要な予算を確保していきます。



図－1 港湾の分類

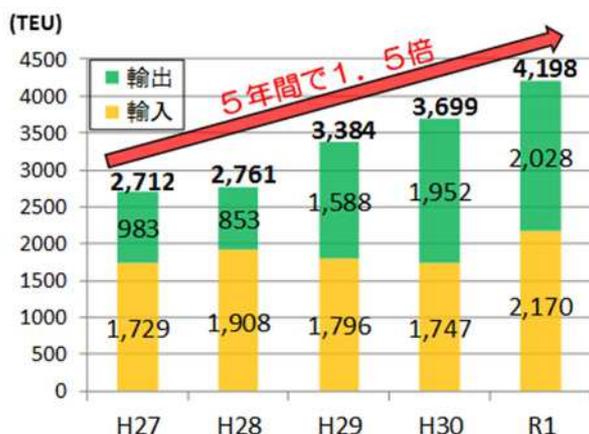
Ⅲ－１． 港湾整備

1. 進め方及び目標

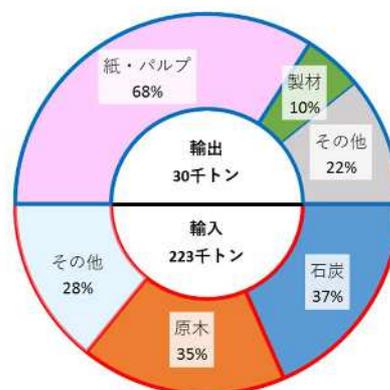
(1) 浜田港

①今後の進め方

- ・県内唯一の国際的な取引のある貿易港で県西部の物流拠点である浜田港は、国際コンテナ貨物の取扱量が年々増加しており、今後も取扱量が増加する見込みであることから、船舶の大型化や増加する貨物需要への対応が必要です。
- ・また、福井地区と長浜地区の両埠頭間のアクセス向上、海上が荒れた際でも安全な積み卸し作業ができるようにすることも課題となっております。
- ・これらの課題に対応すべく、平成29年度に改訂した港湾計画で位置づけた施設のうち、今後10年間は福井地区を優先し、防波堤や岸壁の整備など港湾機能を拡充し、より一層の利用を促進することにより、県西部の産業振興につなげていきます。



図－2 国際コンテナ貨物の取扱量 (歴年)



図－3 令和元年の取扱貨物の内訳 (輸出入)



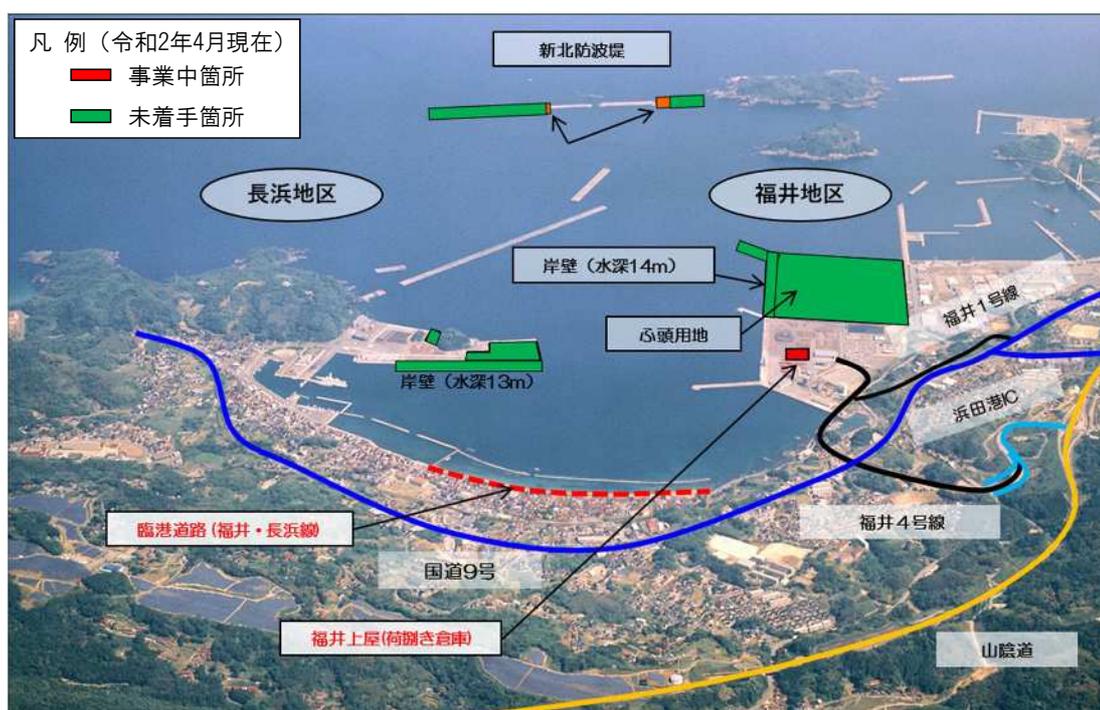
写真－1 コンテナ船の岸壁利用



写真－2 貨物船 (原木) の岸壁利用とふ頭用地



写真－3 海上が荒れた際は岸壁利用が困難



写真－４ 浜田港の港湾計画における主な施設（平成 29 年 11 月改訂）

②整備目標

（今後 10 年間で整備を進める港湾計画に位置付けられた施設）

地区名	施設名	整備目標	備考
福井・長浜	臨港道路 （福井・長浜線）	今後10年以内	延長 900m
福井	新北防波堤	—	大規模であるため、直轄事業で整備中
	岸壁（水深14m）	—	大規模であるため、直轄事業で整備予定 （国へ要望中）
	ふ頭用地	—	岸壁（水深14m）と併せて県で整備予定

（今後 10 年間で整備を進める港湾計画以外の施設）

地区名	施設名	整備目標	備考
福井	福井上屋 （荷捌き倉庫）	令和 4 年度 （令和 4 年度完了）	

※これ以外の施設整備については、ニーズや利用の見通しなどを踏まえ、優先順位を検討し、整備を進めます。

(2) 浜田港以外の本土の港湾

①今後の進め方

- ・特に河下港、江津港、益田港、久手港の4港を重点的に整備していきます。

○河下港

- ・県西部の浜田市から鳥取県西部の米子市までの一般家庭等へ供給されるLPG（プロパンガス）を国内の他港から受け入れているなど、県東部の物流拠点である河下港は、荒天時での積み卸し作業における安全性の向上に取り組んできました。一方で、増加が見込まれる貨物を取り扱う施設が不足していることが課題となっています。
- ・これらの課題に対応すべく、河下港港湾振興ビジョンを踏まえた防波堤及び岸壁の整備を進めます。

○江津港

- ・背後に製紙工場が立地する江津港は、江の川の河口に位置する航路の安定的な確保が課題となっています。
- ・この課題に対応すべく、導流堤（川の流れを導く堤防）の整備を行います。

○益田港、久手港

- ・地域の漁業基地となっている益田港、久手港は、沿岸の砂の移動により航路・泊地が埋まり、港湾利用に支障を来すことが課題となっています。
- ・また、益田港は海上が荒れた際の対策も必要な状況です。
- ・これらの課題に対応すべく、防波堤や防砂堤の整備を行います。

②整備目標

（今後10年間で整備を進める施設）

港名	地区名	施設名	整備目標	備考
河下港	垂水	沖防波堤	令和4年度 (令和5年度完了)	延長 310m
河下港	垂水	岸壁（水深7.5m）	令和10年度	延長 140m
江津港	郷田	導流堤	今後10年以内	延長 830m
益田港	高津	防波堤	—	延長 807m 施設整備を推進
久手港	久手	防砂堤	今後10年以内	延長 110m

※これ以外の施設整備については、ニーズや利用の見通しなどを踏まえ、優先順位を検討し、整備を進めます。



写真－5 海上が荒れた際の岸壁状況



写真－6 沖防波堤の整備

(3) 離島港湾

①今後の進め方

- ・国境離島である隠岐諸島の港湾においては、離島と本土を結ぶ航路の維持や旅客機能の強化を図る整備を重点的に行ってきており、今後10年間はそれに加え、物流機能の強化も図ることとし、西郷港、別府港、来居港の3港を重点的に整備していきます。



図-4 離島と本土を結ぶ航路

写真-7 西郷港小田地区のふ頭利用状況

○西郷港、別府港

- ・フェリーなど離島と本土を結ぶ航路の発着港となっている西郷港、別府港は、旅客機能の強化は概ね完了していますが、増加する原木の出荷量に対応するための施設の不足が課題となっています。
- ・この課題に対応すべく、岸壁などの整備を行います。

○来居港

- ・同じく、離島と本土を結ぶ航路の発着港となっている来居港は、他の発着港と違い北側に開けているため、冬期風浪の影響を受けやすく、船を岸壁に着けられない日が多いのが課題となっています。
- ・また、地震時の緊急の物資輸送にもなる臨港道路が耐震化されていない状況です。
- ・これらの課題に対応すべく、防波堤の改良や臨港道路の耐震補強を行います。

②整備目標

(今後10年間で整備を進める施設)

港名	地区名	施設名	整備目標	備考
西郷港	小田	岸壁(水深5.5m) ふ頭用地	今後10年以内	延長 160m
別府港	十景	岸壁(水深5.5m) ふ頭用地	令和6年度 (令和6年度完了)	延長 110m
来居港	来居	防波堤改良	今後10年以内 (令和6年度完了)	延長 130m
		臨港道路耐震化 (知夫里大橋)	令和10年度	延長 180m

※これ以外の施設整備については、ニーズや利用の見通しなどを踏まえ、優先順位を検討し、整備を進めます。

Ⅲ－２． 港湾海岸整備

○進め方及び目標

①今後の進め方

- ・ 侵食等による背後の土地への被害を防止するための施設整備を行います。

②整備目標

(今後10年間で整備を進める侵食対策)

港名	地区名	施設名	整備目標	備考
三隅港海岸	湊浦	離岸堤(潜堤) 養浜	令和11年度	2基 16,000m ³
益田港海岸	高津	養浜	令和4年度 (令和4年度完了)	85,000m ³

※これ以外の施設整備については、侵食等の状況を踏まえ、優先順位を検討し、整備を進めます。

昭和61年撮影



平成3年撮影



写真－8 例) 港湾海岸の侵食(益田港海岸)



写真－9 侵食による基礎部の露呈



写真－10 (三隅港海岸) 侵食対策

Ⅲ－３． 港湾及び港湾海岸の老朽化対策・維持

①今後の進め方

- ・長寿命化計画に基づき、定期的な施設点検を行った上で、緊急度の高い施設から順次老朽化対策を行い、港湾及び港湾海岸の長寿命化を図ります。
- ・港湾や港湾海岸の施設機能を維持するため、必要に応じて航路等の浚渫や小規模な施設修繕などを行います。

(老朽化の事例)



写真－１１ 健全な状態の栈橋



写真－１２ 上部工の陥没



写真－１３ 上部工の劣化（下面側）



写真－１４ 杭頭部の腐食

(浚渫及び小規模な修繕)



写真－１５ 航路の閉塞



写真－１６ 小規模な施設修繕

IV. 空港事業

今後10年間の空港事業は、滑走路や航空灯火等の老朽化した施設の長寿命化対策や国土交通省の基準に対応するための施設を整備します。また、手狭になった隠岐空港ターミナルビルの拡張や機能強化(令和3年度完了済)、出雲空港ターミナルビルの国際定期便就航に必要な施設の整備等を進めます。

空港事業の予算については、事業の実施内容に応じて大きく変動します。今後、事業の進捗に応じて必要な予算を確保していきます。



出雲縁結び空港
滑走路長 2,000m
R5 利用者数 99万9千人



萩・石見空港
滑走路長 2,000m
R5 利用者数 13万人



隠岐世界ジオパーク空港
滑走路長 2,000m
R5 利用者数 6万4千人

写真一 1 県内3空港航空写真

1. 航空灯火^{※1}のLED化事業

①今後の進め方

- ・国土交通省は、全国の空港の航空灯火を令和12年度までに全てLED化する方針を打ち出しています。県内3空港についても、これに対応するよう整備を進めます。
- ・LED化にあわせて老朽化した灯具の更新も行います。

※1 航空灯火とは、航空機の離陸又着陸を支援する灯火で主に各施設の位置を示します。

②整備目標

県内3空港とも令和10年度までに整備します。



写真一 2 航空灯火点灯状況(出雲空港)



写真一 3 航空灯火劣化状況

2. 滑走路・誘導路舗装改良事業

①今後の進め方

- ・滑走路・誘導路の舗装は、長寿命化計画により劣化状況を定期的に点検しています。これまでの点検結果に基づき、県内3空港とも全面的な舗装改良工事を実施します。

②整備目標

県内3空港とも令和10年度までに整備します。(石見空港令和5年度完了済)



写真－4 滑走路定期点検状況



写真－5 滑走路ひび割れ発生状況

3. 滑走路端安全区域整備事業

滑走路端安全区域とは、航空機が離着陸時に滑走路を越えて走行する「オーバーラン」、滑走路手前に着地する「アンダーシュート」を起こした場合に、航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両端に設けられる区域です。



滑走路端安全区域

写真－6 現在の滑走路端安全区域（隠岐空港）

①今後の進め方・整備目標

- ・国土交通省は、航空機が滑走路をオーバーランした場合等の安全性をより向上させる新たな基準を制定し、全ての空港において基準を満たすための整備を令和8年度末までに事業化する方針を打ち出しています。これに伴い、県内3空港においても、新たな基準に対応する施設整備を進めます。(石見空港令和6年度完了済)

4. 隠岐空港ターミナルビル拡張事業

- ・隠岐空港において、定期便航空機の大型化や国内チャーター便利用客の増加により手狭になってきた搭乗待合室、トイレ、手荷物受取所等の拡張、加えて、悪天候時や車いすの利用者も快適に航空機への乗降が可能な乗降施設を令和3年度に整備しました。



写真－7 乗降施設設置完了状況

5. 出雲空港ターミナルビル機能強化

- ・出雲空港において、国際定期便就航のために当面必要な施設（国際線搭乗待合室トイレ、及びCIQ^{※2}施設拡張等）を令和2年度に整備しました。
- ・また、近年の利用客数の増加や、将来的な国際定期便需要に対応するためのターミナルビル等改修について検討を進めます。

※2 CIQとは、税関（Custom）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の略称です。

6. 出雲空港保安施設更新事業

①今後の進め方

- ・出雲空港は、年間利用者数が概ね100万人となったため、保安施設の強化を行います。
- ・保安施設のうち、空港内への車両突入防止装置（ガードレール等）を先行して、令和2年度に整備しました。
- ・また、空港への侵入防止用柵の機能強化（メッシュ化）、及び侵入警戒センサーの設置を計画的に実施します。

②整備目標

保安施設の更新を令和8年度までに実施します。

V. 河川事業

V-1. 取り組み方針

近年、毎年のように全国各地で自然災害が発生しており、災害の規模も大きくなるなど、豪雨災害は頻発化・激甚化の傾向にあります。

県内においても、江の川流域では平成30年7月に続き、令和2年7月にも家屋浸水被害が発生するなど、自然災害への対応が急務となっています。

一方で、整備の遅れている県東部の市街地では、災害が発生した場合の被害が大きくなることが想定されるため、着実に整備を進める必要があります。

このため、河川改修については、

①近年発生した災害への対応

②県東部市街地の浸水対策

を2本の柱とし、流域住民の安全・安心の確保のための整備を進めます。

また、過去の洪水により甚大な浸水被害のあった都治川（江津市）及び三隅川の支川である矢原川（浜田市・益田市）において、ダム建設により治水安全度の向上を図ります。

あわせて、老朽化対策による河川管理施設の機能維持、洪水の流れを阻害する河川内の樹木伐採や堆積土砂の撤去による安全確保に努めます。

このほか、流域治水^{※1}の取り組みとして、これまでのハード整備に加え、危険な箇所からの移転による安全の確保など、住民の意見を伺いながら、様々な手法により安全・安心の確保に取り組みます。

【※1 流域治水とは・・・】

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたり、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策

V-2. 河川改修

1. 進め方及び目標について

(1) 近年発生した災害への対応

近年、津和野町を中心に被災した平成25年7月豪雨や、平成30年、令和2年と立て続けに氾濫した江の川流域での災害など、県内各地で豪雨災害による浸水被害が頻発しています。

このように頻発化・激甚化する豪雨被害による沿川住民の不安を解消するため、近年発生した災害への対応を最優先課題として取り組み、被災した際と同程度の規模の洪水から地域を守るよう河川改修を進めます。



写真-1 八戸川流域の浸水状況
(平成30年7月)



写真-2 江の川支川 矢谷川の浸水状況
(令和2年7月)

①今後の進め方

- ・近年の豪雨により被災した河川（表－1参照）について、被災した際と同程度の洪水に対して対応できるよう、再度災害防止対策を重点的に進めます。
- ・特に、平成25年8月、平成30年7月、令和2年7月と立て続けに被災した江の川の支川については、最優先で整備を進めます。
- ・なお、今後新たに災害が発生した場合には、必要に応じて対象河川として追加し、重点的に整備を進めます。

表－1 近年発生した災害での被害状況

河川名	位置	近年発生した災害での被害状況
矢谷川	邑智郡川本町川本地先	平成30年7月豪雨(浸水戸数42戸) 令和2年7月豪雨(浸水戸数42戸)
都治川	江津市松川町地先	平成30年7月豪雨(浸水戸数7戸) 令和2年7月豪雨(浸水戸数3戸)
八戸川	江津市桜江町小田～江尾地先	平成30年7月豪雨(浸水戸数28戸) 令和2年7月豪雨(浸水戸数11戸)
枕の滝川 宮の谷川	江津市桜江町今田地先	
玉川	江津市桜江町市山地先	平成25年8月豪雨(浸水戸数29戸)
日和川	江津市桜江町江尾地先	平成25年8月豪雨(浸水戸数5戸)
東川	江津市浅利町地先	平成28年7月豪雨(浸水戸数5戸)
尻無川	邑智郡美郷町別府地先	平成25年8月豪雨(浸水戸数2戸) 平成28年7月豪雨(浸水戸数1戸)
津和野川	鹿足郡津和野町高峰～部栄地先	平成25年7月豪雨(浸水戸数65戸)
蛇喰川	安来市伯太町東母里地先	平成23年9月台風12号(浸水戸数14戸) ※近接する安田川の被害を含む
田頼川 津田平川	安来市上坂田町～西松井町地先 安来市西赤江町～中津町地先	平成23年9月台風12号(浸水戸数3戸) 令和3年7月豪雨(浸水戸数2戸)

②江の川流域の県管理河川における対応方針

1) 江の川流域における県管理河川の浸水被害状況（H30.7およびR2.7）

県が管理する江の川の支川は123河川あり、浸水被害が発生したのは、平成30年7月豪雨で38河川、令和2年7月豪雨で37河川（表－2参照）にのぼりました。

このうち、平成30年7月豪雨では17河川、令和2年7月豪雨では11河川で家屋浸水被害が発生しています。

令和2年7月豪雨で被災した河川は、すべて平成30年7月豪雨でも被災しており、2年の間で2度の浸水被害が発生したことになります。

表－2 県管理支川での家屋浸水被害状況

番号	市町名	河川名	浸水家屋戸数(戸)		備考	番号	市町名	河川名	浸水家屋戸数(戸)		備考
			H30.7月	R02.7月					H30.7月	R02.7月	
1	江津市	太田川	4			20	川本町	三谷川	3		
2	江津市	都治川	7	3		21	川本町	祖式川			
3	江津市	奥谷川	13	1		22	美郷町	君谷川	5	2	
4	江津市	上津井川				23	美郷町	河木谷川			
5	江津市	長良川	8	1		24	美郷町	火打谷川			
6	江津市	八戸川			事業中	25	美郷町	尻無川			
7	江津市	枕の滝川		11	事業中	26	美郷町	早水川			
8	江津市	宮の谷川	57		事業中	27	美郷町	洪谷川			
9	江津市	三田地川				28	美郷町	沢谷川	1		
10	江津市	玉川			浸水無し 事業中	29	美郷町	二多合川	5		
11	江津市	榎谷川	11	1		30	美郷町	日平川			
12	江津市	久井谷川	11	2		31	美郷町	猪谷川			
13	江津市	田津谷川	59	9		32	美郷町	山根川			
14	江津市	渡川				33	美郷町	高梨川			
15	江津市	坂本川				34	美郷町	響谷川			
16	川本町	濁川				35	美郷町	新造路川			
17	川本町	木谷川				36	美郷町	角谷川			
18	川本町	日向川				37	邑南町	宇都井谷川			
19	川本町	矢谷川	14	15		38	邑南町	出羽川			

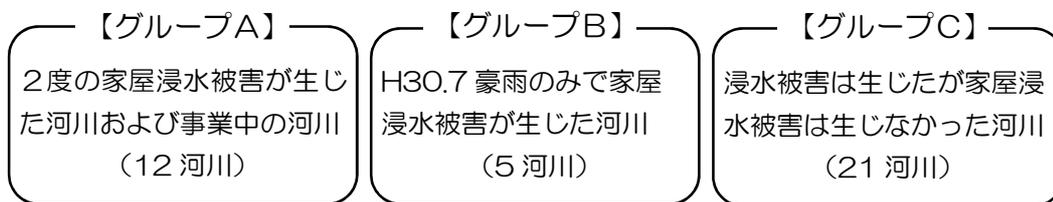
■ H30.7月豪雨・R2.7月豪雨で家屋浸水被害が発生

■ H30.7月豪雨で家屋浸水被害が発生

※浸水家屋戸数は床上・床下浸水を合わせた戸数

2) 江の川流域における対応方針

○県管理支川において浸水被害があった表-2の38河川について、被害の程度によりグループ分けすると以下のとおりとなります。



○国土交通省が実施する江の川本川の整備については、平成30年、令和2年と2度の家屋浸水被害が発生した箇所について、優先的・重点的に整備を進めるとの方針が示されています。

この方針に合わせ、県管理の支川についても、グループA(2度の家屋浸水被害が生じた河川および事業中の河川)について、**優先的・重点的に浸水対策を実施**します。

【グループAの12河川】

①国土交通省が実施する事業により、家屋浸水が解消される見込みの河川

4河川：奥谷川、榎谷川、久井谷川、田津谷川

②防災集団移転の実施により、家屋浸水が解消される見込みの河川

2河川：君谷川、長良川

③県が河川事業を実施する河川

6河川：都治川、八戸川、枕の滝川、宮の谷川、玉川、矢谷川

○グループB及びグループCの河川については、国や地元と調整しながら整備内容・スケジュール・優先度等を検討し、必要に応じて対策を実施します。

③整備目標

近年発生した災害への対応として、整備目標を表-3のとおり設定します。

表-3 今後10年間の整備予定

河川名	位置	今後10年間の整備予定		備考
		前期	後期	
矢谷川	邑智郡川本町川本地先	新規着手	完成	
都治川	江津市松川町地先	新規着手	事業推進	
八戸川	江津市桜江町小田～江尾地先	事業推進	完成	※八戸川の災害関連工事(築堤工事)は、令和3年度に完了。
枕の滝川 宮の谷川	江津市桜江町今田地先	事業推進	完成	※可能な範囲で整備スケジュールを前倒し、早期完成を目指します。
玉川	江津市桜江町市山地先	事業推進	完成	
日和川	江津市桜江町江尾地先	新規着手	完成	
東川	江津市浅利町地先	新規着手・完成	—	
尻無川	邑智郡美郷町別府地先	完成	—	
津和野川	鹿足郡津和野町高峰～部栄地先	事業推進	事業推進	
蛇喰川	安来市伯太町東母里地先	新規着手	完成	
田瀬川 津田平川	安来市上坂田町～西松井町地先 安来市西赤江町～中津町地先	新規着手	事業推進	

注1) 江の川の支川については、今後、直轄事業との調整により追加となる場合があります。

注2) 今後、新たに災害が発生した場合には、追加となる場合があります。 31

(2) 県東部市街地の浸水対策

県管理河川の整備率*は、わずか32%(令和2年4月1日現在)にとどまっています。とりわけ、昭和47年、昭和58年など過去の災害に関連して整備の進んだ県西部の整備率が44%であるのに対し、県東部は16%と大幅に遅れている状況です。

このように、比較的整備が遅れている、松江市や出雲市をはじめとする県東部の低平地では、市街化により人口が集積しており、ひとたび災害が発生すると、甚大な被害となる可能性があります。



写真-3 松江市橋北地区の浸水状況
(平成18年7月)



写真-4 平田市街地の浸水状況
(平成9年7月)

※河川整備率：流下能力が50mm/h、240mm/dのいずれかに対応し、かつ、施設が整備済の割合

①今後の進め方

- ・整備が遅れている県東部市街地における浸水対策を重点的に実施します。
- ・このうち、国の直轄事業(国営圃場整備)との連携が必要な湯谷川(出雲市)については、優先的に整備を進めます。

(事業箇所)

- ・四十間堀川、中川、佐陀川、忌部川(松江市)
- ・木戸川(安来市)
- ・赤川、新内藤川、塩冶赤川、午頭川、高瀬川、十間川、湯谷川、平田船川(出雲市)

②整備目標

○事業実施により浸水被害が軽減される人家の割合

(人家保全割合) 【R2】43% ⇒ 【R7】50% ⇒ 【R12】56%
(【R5実績】48%)



(整備前)



(整備後)

写真-5 市街地部の河川整備状況

V-3. ダム建設

1. 進め方及び目標について

(1) 波積ダム

江の川水系では、昭和47年7月の梅雨前線豪雨により、浸水面積294ha、浸水家屋2,866戸、家屋の全半壊157戸の被害が発生し、支川の都治川においても甚大な浸水被害が発生しました。

これを契機に計画された波積ダムは、江津市波積町の江の川水系都治川に建設中の重力式コンクリートダムです。

都治川上流に波積ダムを建設し、下流の河川改修（河川改修については既に完了）と合わせ、昭和47年7月豪雨と同規模（50年に1回程度の規模の降雨）の洪水による浸水被害を解消します。

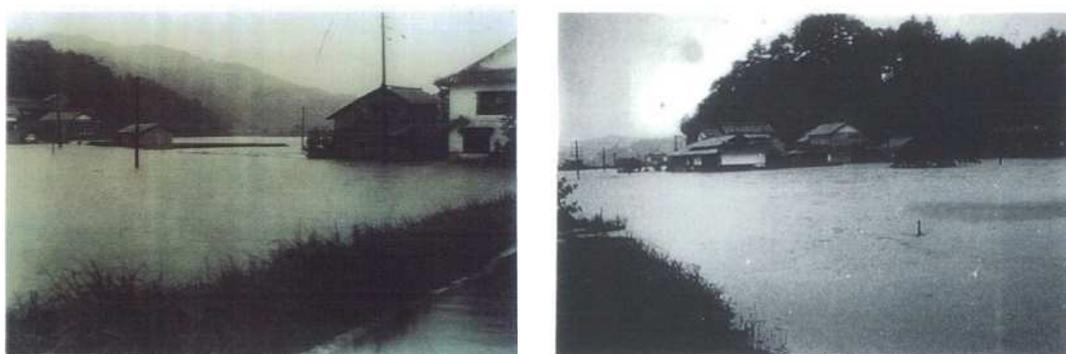


写真-6 江津市都治町の浸水状況
(昭和47年7月)

①今後の進め方

- ・令和4年度の事業完成を目指し、ダム本体建設工事を確実に進めます。

②整備目標

- 事業完成予定年度：令和4年度 ※令和6年度事業完成済



写真-7 波積ダム（令和6年6月運用開始）

〈参考〉

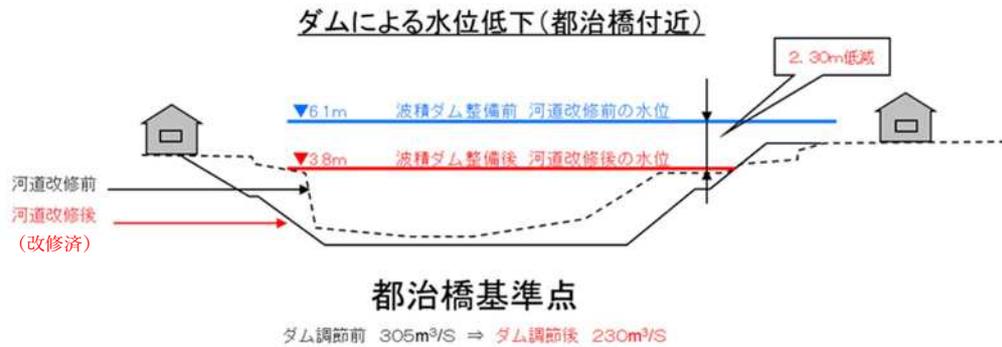
ダム形式：重力式コンクリートダム
堤 高：48.2m
堤 頂 長：126.0m
堤 体 積：68,500m³
総貯水容量：3,720,000m³

【参考：波積ダムによる整備効果】

○波積ダムの完成により、既往最大規模の洪水（50年確率：計画日雨量235mm）による浸水被害が解消されます。



○波積ダムの完成により、河道改修（改修済）とダムによる洪水調節効果により、ダム下流の都治橋基準点の水位を2.3m低減することができます。



(2) 矢原川ダム

三隅川水系では、昭和58年7月の梅雨前線豪雨により、人的被害66人、全壊・流出・半壊家屋が計1,054戸、浸水家屋1,026戸にのぼるなど、三隅町は壊滅的な被害を受けました。

これを契機に計画された矢原川ダムは、浜田市三隅町の三隅川水系矢原川に建設予定の重力式コンクリートダム（流水型）です。

三隅川本川上流に建設済みの御部ダム、支川の矢原川上流に建設予定の矢原川ダムの2つのダムによる洪水調節と、下流の河川改修（河川改修については既に完了）により、昭和58年7月豪雨と同規模（100年に1回程度の規模の降雨）の洪水による浸水被害を解消します。



写真－8 旧三隅町市街地の浸水状況
(昭和58年7月)

①今後の進め方

- ・平成31年3月の損失補償基準協定締結を受け、事業地内の用地買収を進めます。
- ・令和2年度から付け替え道路工事に着手しており、本体工事の着手に向け、着実な事業進捗を図ります。

②整備目標

- 事業完成予定年度：令和10年代中期



〈参考〉

ダム形式：重力式コンクリートダム
(流水型)

堤高：51.3m

堤頂長：266.5m

堤体積：147,300m³

総貯水容量：7,000,000m³

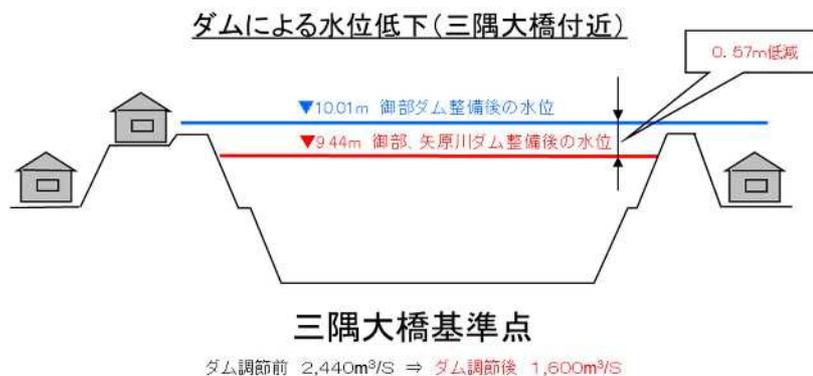
写真-9 矢原川ダム完成イメージ

【参考：矢原川ダムによる整備効果】

- 矢原川ダムの完成により、既往最大規模の洪水(100年確率：計画日雨量373mm)による浸水被害が解消されます。



- 矢原川ダムの完成により、ダムによる洪水調節効果により、ダム下流の三隅大橋基準点の水位を0.6m低減することができます。



V-4. 河川管理施設の老朽化対策・維持

①今後の進め方

- ・長寿命化計画に基づき、定期的な施設点検を行った上で、緊急度の高い施設から順次老朽化対策を行い、排水機場やダム等の長寿命化を図ります。
- ・河川の流下能力を確保するため、必要に応じて河川内の樹木伐採や堆積土砂の撤去を行います。

(老朽化対策の事例)



(整備前)



(整備後)

写真-10 樋門の再塗装



(更新が完了したダム管理用制御処理装置)



(更新が完了したダム管理用制御処理装置)

写真-11 ダム設備の更新

(樹木伐採・堆積土砂撤去の事例)



(整備前)



(整備後)

写真-12 樹木伐採・堆積土砂撤去の事例

V-5. 海岸事業

県内の海岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や、越波などの災害から背後地の人命・財産や国土を保全するため、防災機能の向上を図る必要があります。

このため、県では「島根沿岸海岸保全基本計画」を策定し、高潮や侵食に対する対策が必要な海岸として、4海岸を指定しています。

このうち、今後10年間では、被害の程度が大きい和木波子海岸（江津市）及び小浜海岸（益田市）の2海岸について、重点的に整備を進めます。

なお、その他の2海岸（惣津海岸（松江市）、西浜海岸（出雲市））については、近年目立った被害がないため、経過観察を行い、必要に応じて対策を検討します。

また、沖合施設を含む海岸施設長寿命化計画を策定し、点検～診断～措置～記録を計画的に行うことで、海岸保全施設が有する機能を長期的に確保します。

1. 和木波子海岸

経年により海岸線の後退が著しく進んでおり、令和2年5月には波浪の影響による海岸侵食が進行し、近接する市道が全面通行止めとなりました。

①今後の進め方

- ・侵食対策として沖合施設（人工リーフ）を整備します。
- ・沖合施設完成後、汀線の回復状況を確認し、必要に応じて養浜工を進めます。



(計画イメージ)



(侵食による被害状況)

写真-13 和木波子海岸の現状

2. 小浜海岸

波浪等の影響による高潮で、毎年のように背後地への越波や飛沫により、市道や民家への被害が発生しています。

①今後の進め方

- ・高潮対策として沖合施設（人工リーフ）を整備します。
- ・沖合施設完成後、越波の減少効果を確認し、必要に応じて追加対策を検討します。



(計画イメージ)



(高潮による越波状況)

島根県発注工事における人材確保・技術者育成等の取組について

1. 背景・経緯等

- ・ 少子高齢化等に伴う建設技術者の減少、慢性的な人手不足（担い手不足）
- ・ 令和6年4月～建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始
- ・ 第三次一担い手三法の改正

2. 島根創生計画（第2期）

- ・ Ⅲ 地域を守り、のぼす 5 地域の生活基盤を支える人材の確保
【新規項目】建設産業を担う人材の確保、育成等
処遇改善、生産性向上など

3. 取組の概要

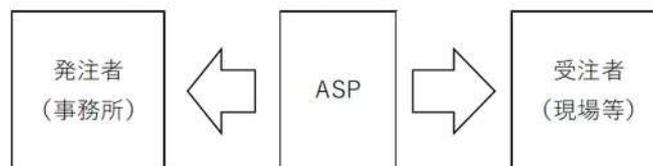
（1）処遇改善

- ・ 設計労務単価の改善
- ・ 月単位の週休2日工事を適用（R6.12～）
- ・ 適正な工期設定ガイドラインの策定（R6.4～）
- ・ 工事関係書類の削減・簡素化等
【第1版】（R4.4）【第2版】（R6.4）【施工計画書作成ガイド（案）】（R7.2）
- ・ 工事成績評定要領の改定（R7.4～）
働き方改革、ICT活用など時勢に合わせた評価項目の見直し

（2）生産性向上

- ・ ICT活用工事の推進
- ・ 工事データ共有システム（ASP）の対象拡大（R5.10～）

<工事データ共有システム（ASP）のイメージ>



民間サーバを介して、電子データの共有、決裁などを行う

- ・ 遠隔臨場システム等による業務効率化
- ・ 検査書類限定型工事の試行（R5.2～）

（3）若手建設技術者の育成

- ・ 課題 工事経験豊富な建設技術者の高齢化や退職による指導者等の不足
若手建設技術者の減少／技術承継
- ・ 取組 優良工事等表彰に若手優秀建設技術者表彰を創設（令和6年度～）
合同現場研修会（設計者・施工者・発注者）の開催（令和5年度～）

<合同現場研修会>

設計者・施工者・発注者の三者による工事現場見学
見学後、グループ討議（ワークショップ形式による意見交換等）
経験の少ない若手建設技術者のスキルアップを図る

第1回（R6.1 松江）

橋梁架替（耐震化）工事現場



発注者（県職員）

施工者（建設会社）

発注者（県職員）

設計者（建設コンサルタント）

施工者（建設会社）



第2回（R6.10 益田）

道路改良（斜面对策）工事現場



施工者（建設会社）

発注者（県職員）

設計者（建設コンサルタント）

施工者（建設会社）



島根県公共土木施設長寿命化計画〔第 2 期〕の策定について

1. 第 2 期島根県公共土木施設長寿命化計画の概要（11 月定例県議会で報告）

- ・ 現行計画の実施期間は、平成 27 年度からの 10 年間
- ・ 今年度末で期限を迎えるため、令和 7 年度以降の長寿命化計画を策定

（1）計画期間

10 年間（令和 7 年度～令和 16 年度）

（2）対象施設

17 施設（3 施設（道路防護柵、河川海岸、港湾海岸）を追加）

（3）取組の考え方（現行計画から変更なし）

点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを継続的に実施

（4）定期点検結果による措置

定期点検結果に基づき、施設毎に長寿命化修繕計画を策定し、計画的に対策を実施

2. 策定の経過

- ・ 令和 6 年 12 月 11 月定例県議会で第 2 期計画（素案）を報告

12 月 パブリックコメントを実施（12/19～1/20）

- ・ パブリックコメントの意見等を踏まえ、以下について追記

「6. 取り組みの考え方」（資料 p197）に

蓄積したデータを用いて、維持管理段階で発生する損傷や異常の傾向を検証・評価し、必要に応じて、修繕や新設の設計に反映すること

「8. 維持管理の充実に向けて」（資料 p200）に

ドローンや AI 技術等の新技術の活用やパトレポしまね等を活用した維持管理における県民の協力

3. 今後の予定

- ・ 3 月下旬 第 2 期公共施設等総合管理基本方針の公表に合わせ、
県ホームページで公表

島根県公共土木施設長寿命化計画（案）

[第2期]

令和7年 月

島根県土木部

目 次

1. はじめに	P 1
2. 計画の位置付け	P 2
3. 計画期間	P 3
4. 対象施設	P 3
5. 現状と課題	P 4
(1) 施設の現状	P 4
(2) 平成27年策定時の課題と対応状況	P 8
6. 取組の考え方	P 10
(1) メンテナンスサイクルの確立と継続実施	P 10
(2) 各施設の長寿命化修繕計画の策定	P 10
(3) 点検・診断・措置・記録	P 11
(4) 維持管理システムの活用	P 13
7. 今後10年間の対策方針	P 14
(1) 定期点検結果による措置	P 14
(2) 対策費用について	P 15
(3) 維持管理・更新等に要する経費	P 15
8. 維持管理の充実に向けて	P 16
(1) 技術力の向上	P 16
(2) 市町村の支援	P 16
(3) 地元業界団体の育成	P 16
(4) 県民の協力	P 16
(5) フォローアップ	P 17

1. はじめに

島根県は、これまで社会経済活動や県民生活の向上に必要な社会資本である多くの公共土木施設（道路、河川、港湾、空港、公園、砂防、下水道処理施設等）の建設及び管理をしてきました。このうち昭和50年頃までに建設された施設は、既に50年以上経過し老朽化が進んでいます。近い将来、経年による老朽化が進行することにより、これらの施設に関わる更新費及び維持管理費の増大が予想されます。

今後、老朽化する公共土木施設をより一層、適切に維持管理を行い、県民に安全、安心な社会資本の提供を行っていくために、平成27年12月に「島根県公共土木施設長寿命化計画」、令和7年 月に「第2期島根県公共土木施設長寿命化計画」を策定し、公共土木施設の適切な維持管理が効率的かつ長期にわたり計画的に行えるよう取り組むこととしています。

第2期計画は、これまでに構築したメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）の取組みを継続して進めることにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や予算の平準化を引き続き目指すものです。

前計画の策定から10年が経過し、これまでの取組の内容・結果を踏まえ以下の項目について改定しています。

- ① 前計画の策定後、経年劣化が健全度に大きく影響するとして長寿命化修繕計画を策定または策定予定の3施設（道路防護柵、河川海岸、港湾海岸）を追加
- ② 定期点検を終え、長寿命化修繕計画を策定した施設は、施設毎に対策方針を記載
- ③ 維持管理・更新等に要する経費について追記

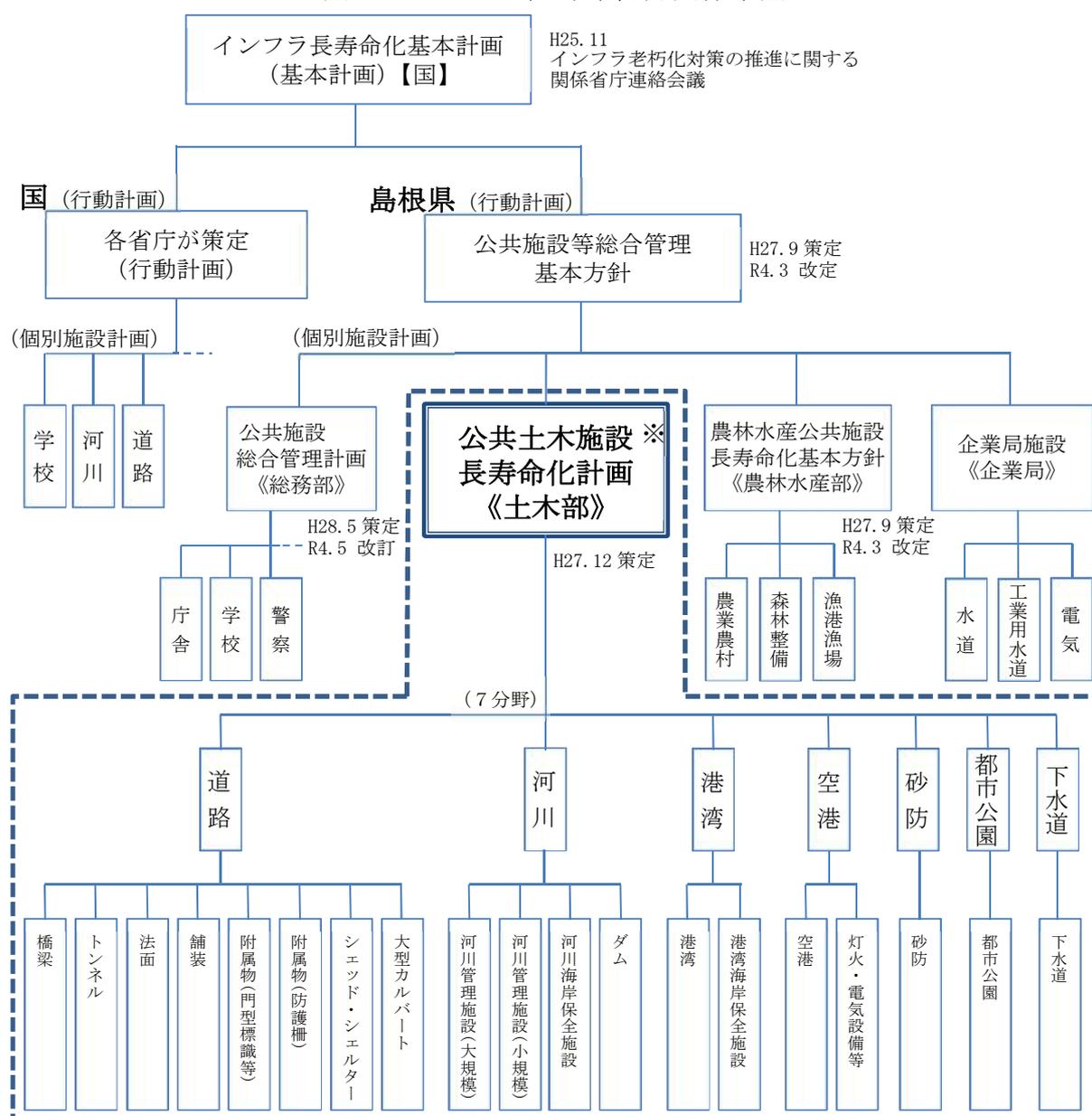
2. 計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

本県では、この基本計画に基づき平成27年9月に「公共施設等総合管理基本方針」、令和7年 月に「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化や公共施設等の有効活用・適正化に取り組むこととしています。

この基本方針では、島根県が管理する公共施設等の特性や維持管理・更新等の取組みの方向性が示されています。この基本方針において示された7分野17施設について各施設の長寿命化修繕計画を策定（予定も含む）しました。本計画は、これらの長寿命化修繕計画を統括するものです。（図1参照）

図1. インフラ長寿命化計画体系図



※公共土木施設とは土木部が所管するインフラ施設です。

3. 計画期間

計画期間は、基本方針に基づき令和7年度から令和16年度の10年間とします。

4. 対象施設

本計画の対象とする施設は、経年劣化が健全度に大きく影響する施設等とします。対象施設は表1に示す7分野17施設です。

表1. 対象の公共土木施設一覧表

令和6年3月時点

分野名	施設名	施設数等	
道路	橋梁	2,758	橋
	トンネル	199	本
	シェッド・シェルター※ ¹	55	基
	大型カルバート※ ²	6	基
	附属物（門型標識等）	38	基
	附属物（防護柵）	1,576	km
	法面	緊急輸送道路 10,302 その他 17,622	箇所
	舗装	3,095	km
河川	河川管理施設（水門、樋門、排水機場）	225	施設
	河川海岸保全施設	235	施設
	ダム（土木構造物、電気通信施設、機械設備）	13	ダム
港湾	岸壁、物揚場等	18	港湾
	港湾海岸施設	13	海岸
空港	滑走路、灯火・電気設備	3	空港
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜、雪崩	2,990	施設
都市公園	都市公園施設（土木構造物、遊具等）	3	公園
下水道	下水処理場	2	処理場
	下水管渠	74.7	km

※1 シェッド・シェルターとは、雪崩や落石、土砂崩れから道路等を守るために作られた洞門

※2 大型カルバートとは、箱型のコンクリート製の構造物で中に2車線以上の道路を有するもの

5. 現状と課題

(1) 施設の現状

島根県が管理する公共土木施設は、20年後に建設後50年以上を経過する施設の割合が橋梁で約68%、トンネルで約50%、水門・樋門で約73%、砂防ダムで約75%となり、各施設とも高齢化が進んでいきます。（表2参照）

なお、各施設数と建設年度を図2.1～図2.12に示します。

表2. 建設後50年以上経過する主な公共土木施設の割合

	令和5年度末	10年後	20年後
道路橋（橋長2m以上）	33%	52%	68%
トンネル	12%	27%	50%
水門・樋門・排水機場（河川）	17%	39%	73%
砂防ダム	34%	56%	75%

図 2. 1 橋梁

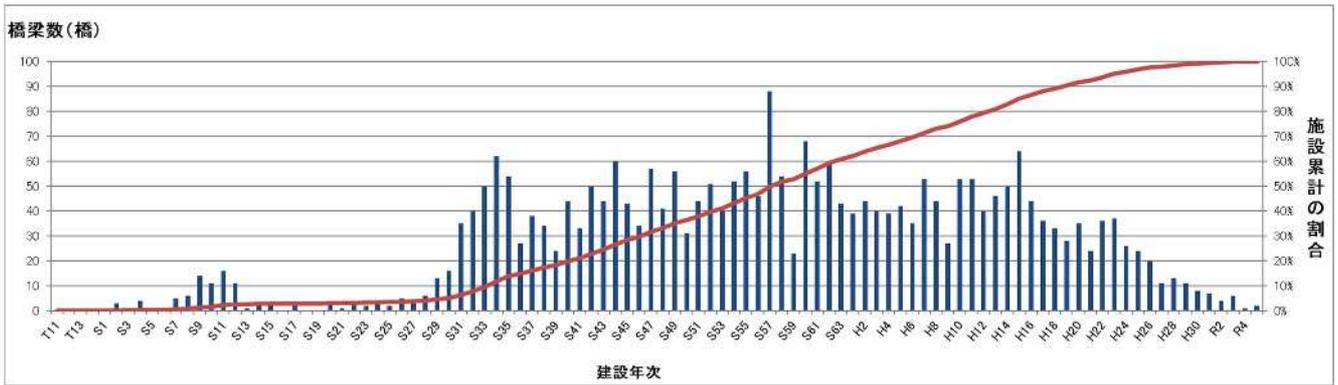


図 2. 2 トンネル

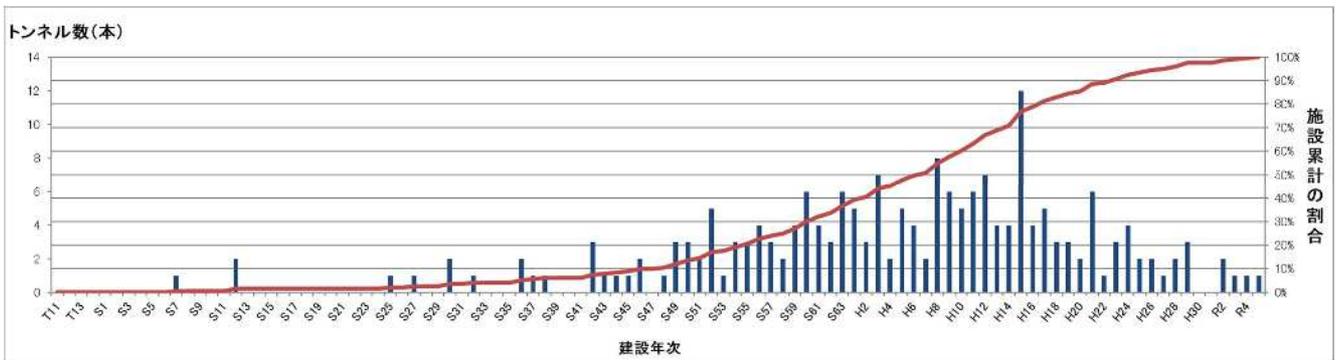


図 2. 3 水門・樋門・排水機場

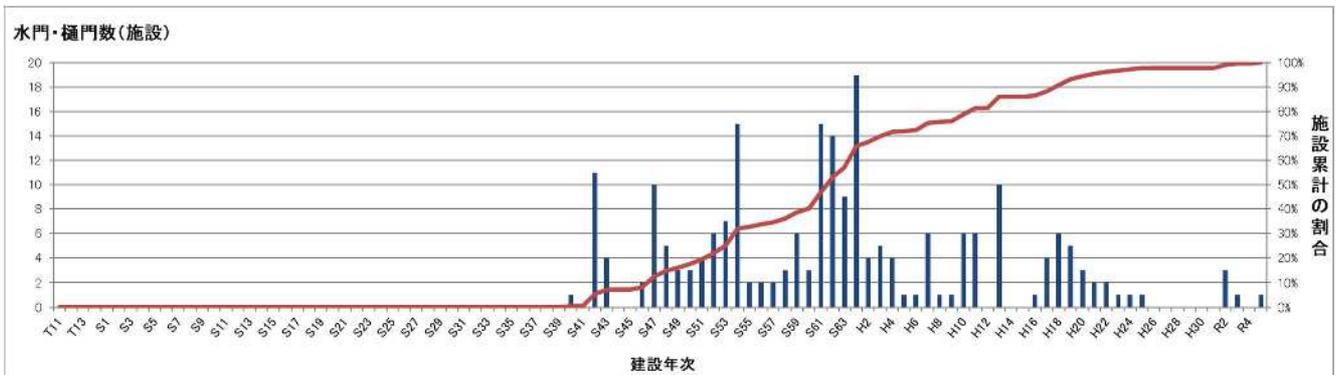


図 2. 4 ダム

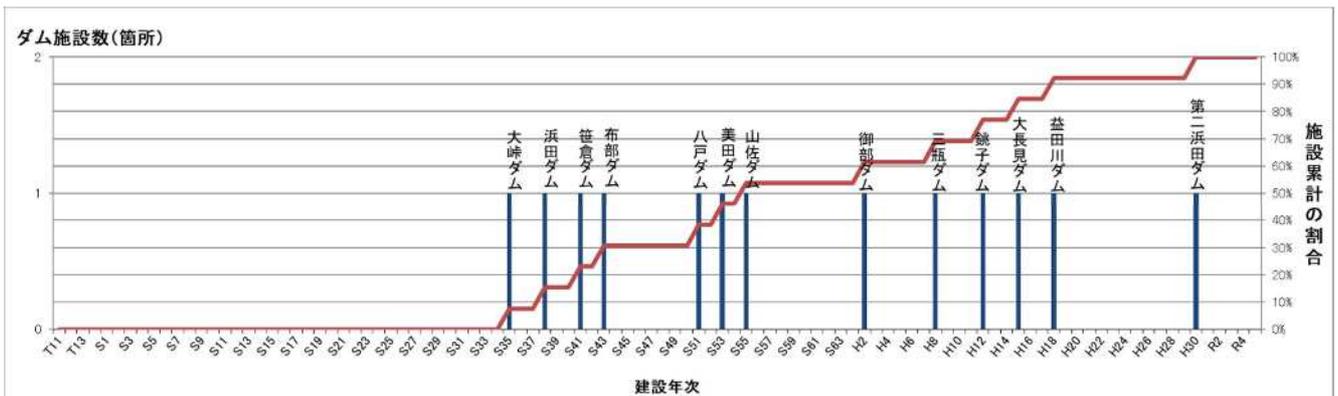


図 2. 5 港湾

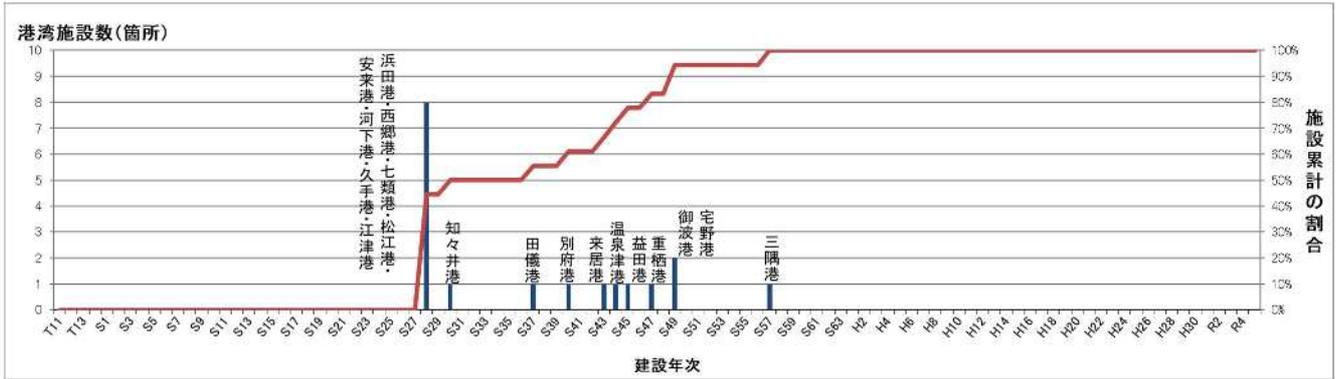


図 2. 6 空港

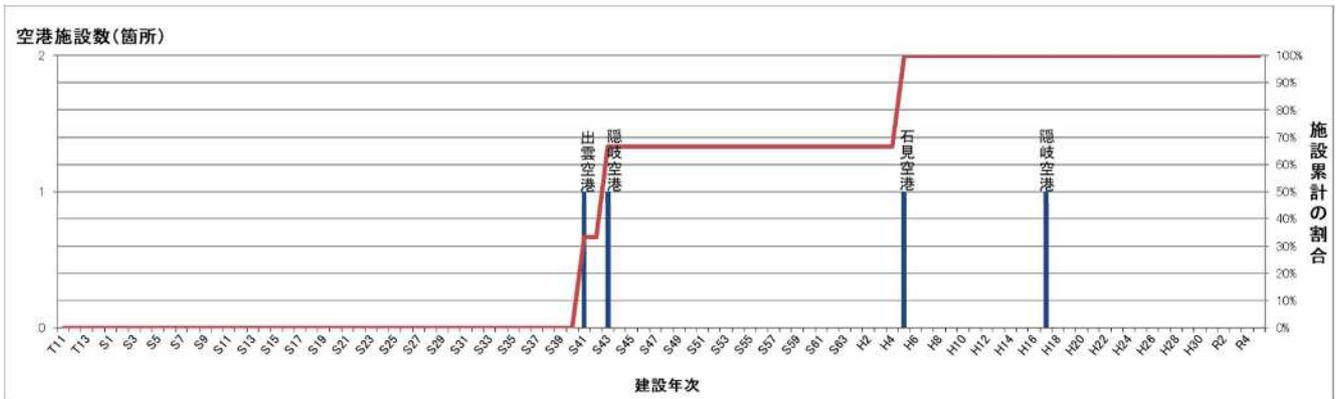


図 2. 7 砂防ダム

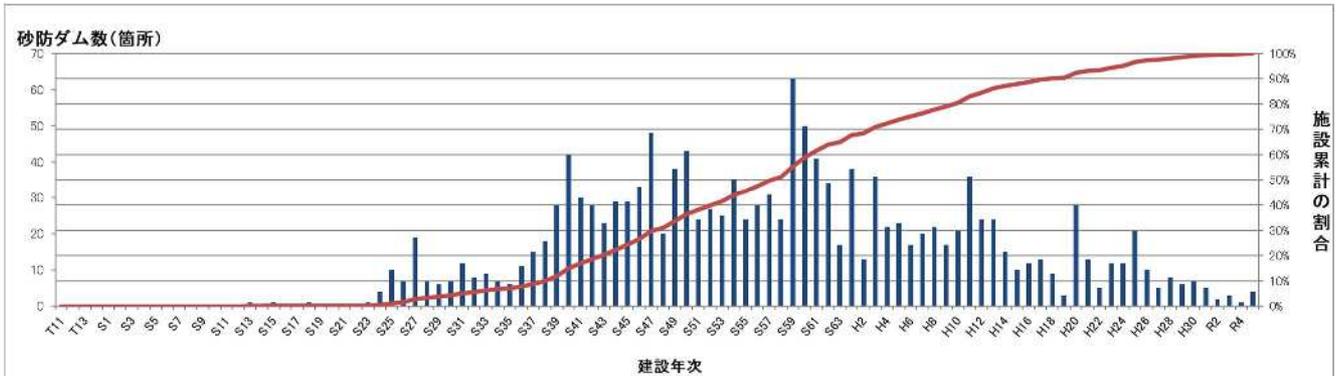


図 2. 8 地すべり防止施設

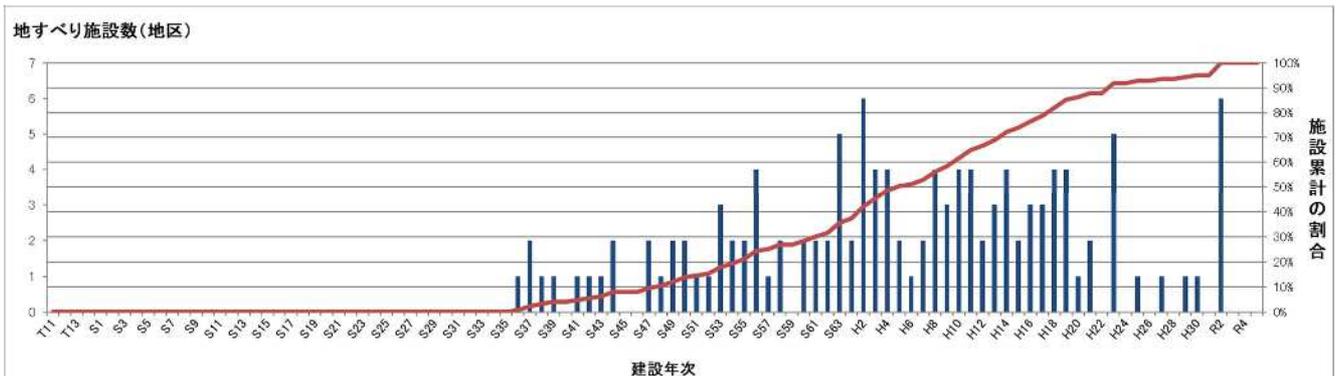


図 2. 9 急傾斜地崩壊防止施設

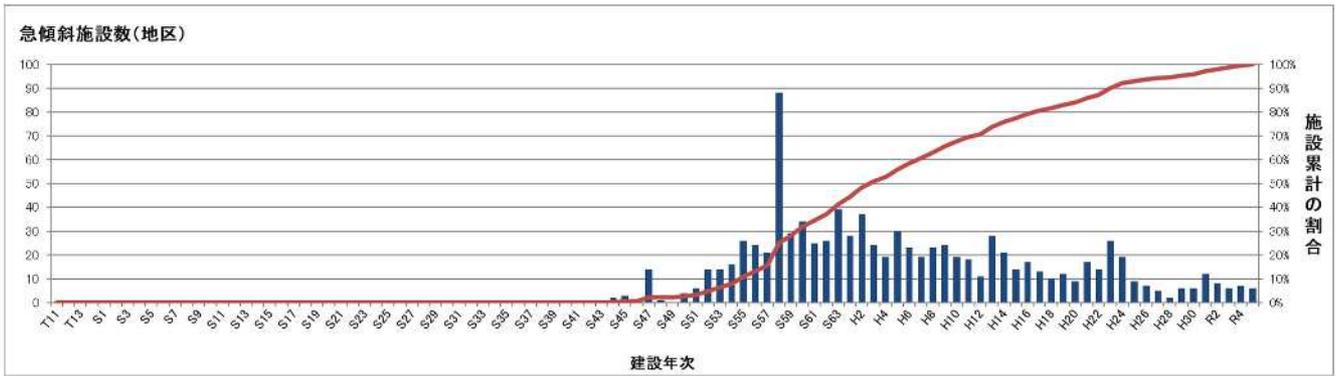


図 2. 10 都市公園

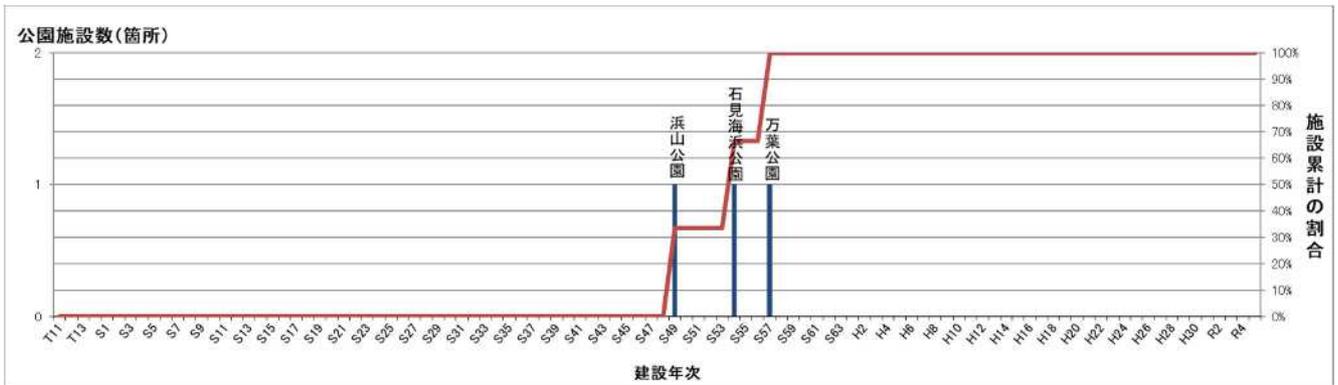


図 2. 11 下水処理場

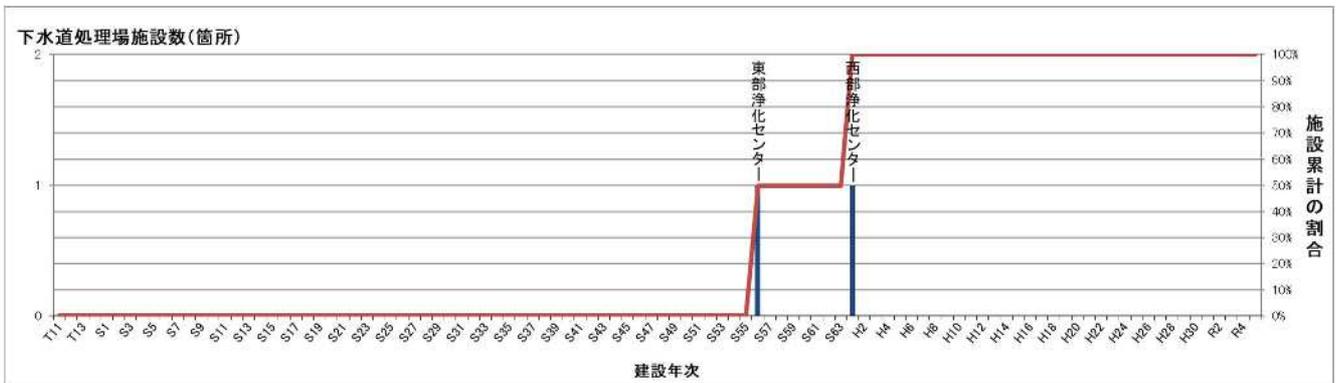
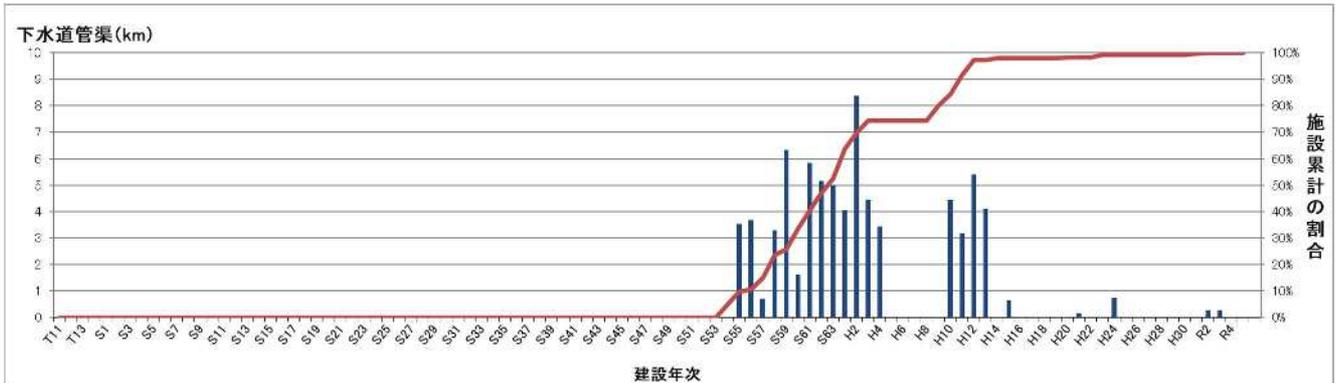


図 2. 12 下水管渠



(2) 平成27年策定時の課題と対応状況

島根県においては、これまで遅れている高速道路を始めとした道路網の整備、港湾整備、土砂災害対策や治水対策等の社会資本の整備を推進してきましたが、未だ十分な整備状況ではありません。今後もこうした整備を着実に進めるとともに、施設の長寿命化対策について計画的に行う必要があります。

前述した施設の多くは高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設が加速度的に増加していきます。近年の激甚化・頻発化している自然災害等に対する防災・減災の観点からも、施設の機能が十全に発揮されるよう、適切な維持管理計画に基づいた施設管理を引き続き進めなければなりません。

島根県公共土木施設の維持管理に関わる課題と対応状況については、表3のとおりです。

表3. 県管理公共土木施設の維持管理に関わる課題一覧表

項目	課題内容	対応状況
① 点検・診断	<input type="checkbox"/> 適切な点検・診断の実施	
	・これまで定期点検が行われていない施設あり	・全ての施設で定期点検を実施済み
	・総点検（H25～H26実施）の結果、要対策箇所が多数発見	・各施設において点検を実施し、結果を基に要対策箇所を把握
	・診断、健全度評価の不確実性	・判定区分を定め評価を統一
	・点検・診断に関わる技術者の不足	・ドローンやAI技術等の活用
	<input type="checkbox"/> 点検要領の改善・運用	
	・点検要領の不備（未制定、内容の周知不足）	・施設毎に点検要領を策定済み
② 修繕・更新	<input type="checkbox"/> 修繕の仕方	
	・対症療法的な修繕	・点検結果から施設特性に応じて計画的に修繕を実施、時間計画保全の対象施設は引き続き計画的に実施
	<input type="checkbox"/> 担い手の確保	
	・修繕に関わる技術者の不足	・新技術等の活用
	・実態と乖離した工事価格	・適用に合わない工種は見積徴収により適切に計上

項目	課題内容	対応状況
③ 体制の確保	□維持管理体制の確保	
	<ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員の減少、老朽化に関わる技術力の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方機関に長寿命化対策係、健全度判定委員会を設置（平成28年～） ・アドバイザー派遣制度による技術支援（平成28年～） ・専門研修、講習会の実施 ・道路橋点検士資格取得の補助（令和元年～令和4年） ・道路構造物管理実務者研修の受講補助（令和5年～）
④ 維持管理情報	□効率的な維持管理システムの構築	
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に必要な台帳や図面等の資料が未整備 ・多くの台帳や帳票が紙媒体であり、利用が非効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳、帳票及び点検結果、修繕履歴を一元化する維持管理システムを構築し運用している ・第1期（平成30年～令和5年） ・第2期（令和5年～）
	□県民への情報提供	
⑤ 予算	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画及び各施設の長寿命化修繕計画の公表 ・定期点検結果の公表
	□予算の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・総点検により発見された要対策個所の修繕費用の確保 ・中長期的な維持管理・更新費の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画により単年度予算を平準化し計画的に修繕しているが、予算の確保は引き続き課題である 	

6. 取組の考え方

(1) メンテナンスサイクルの確立と継続実施

公共土木施設の維持管理にあたっては、それぞれの特性（自然環境、利用状況、構造、材料等）を踏まえ定期的に点検・診断を行い、維持管理の効率性の確保を目的とする予防的な保全を基本とします。

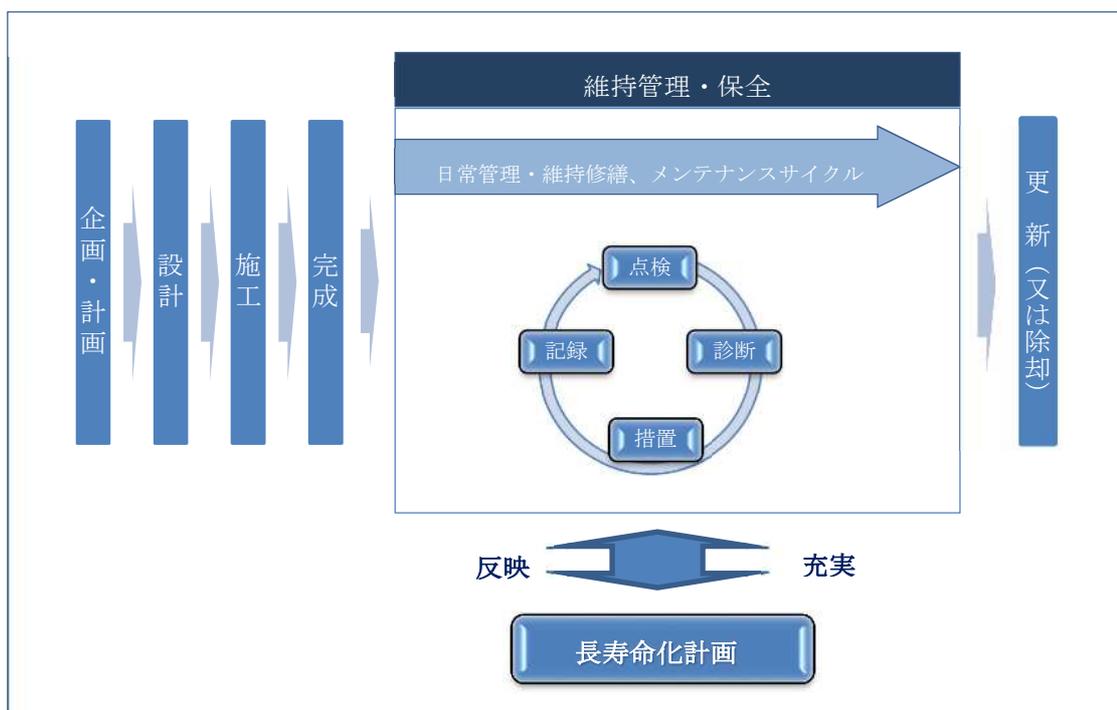
これにより、最小のライフサイクルコストで安全・安心やその他のサービス水準を確保していくことを目標とします。

この実現のためには、点検→診断→措置→記録→（次回点検）という維持管理のサイクル（メンテナンスサイクルという）の構築が不可欠であり、このサイクルを通して、施設に求められる必要な性能をより長期間保持していきます。（図3参照）

メンテナンスサイクルを継続的に実施していくための基本的な事項として次の項目があげられます。

- ① 予め頻度を定めた計画的な点検の実施
- ② 施設の健全度を一定の尺度で診断
- ③ 施設の特性に応じた措置
- ④ 点検・診断・措置の結果の記録・保存

図3. 施設のライフサイクルとメンテナンスサイクル・長寿命化計画



(2) 各施設の長寿命化修繕計画の策定

7分野17施設については、①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位と考え方、④個別施設の状況等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用の6項目を原則として記載し、各施設の長寿命化修繕計画（維持管理計画）を策定・公表し、点検等により新たな知見を得た場合は、適宜計画を見直します。

(3) 点検・診断・措置・記録

1) 点検

各施設の特性に応じた点検頻度を定め、継続的に点検を行います。(表4参照)

表4. 施設別点検頻度一覧

令和6年3月時点

分野名	施設名	施設数等	定期点検頻度	備考
道路	橋梁	2,758 橋	5年に1回	道路法に基づく点検
	トンネル	199 本	5年に1回	道路法に基づく点検
	シェッド・シェルター	55 基	5年に1回	道路法に基づく点検
	大型カルバート	6 基	5年に1回	道路法に基づく点検
	附属物(門型標識等)	38 基	5年に1回	道路法に基づく点検
	附属物(防護柵)	1,576 km	日常の道路パトロールと合わせて実施	島根県道路附属物(防護柵)修繕計画に基づく点検
	法面 緊急輸送道路 その他	10,302 17,622	箇所 要対策箇所: 5年に1回 それ以外: 10年に1回 10年に1回	島根県道路法面等構造物点検要領に基づく点検
	舗装	3,095 km	5年に1回	島根県舗装維持管理計画に基づく点検
河川	河川管理施設 (水門、樋門、排水機場)	225 施設	1年に1回	河川法に基づく点検
	河川海岸保全施設	235 施設	5年に1回	河川海岸保全施設点検要領(島根県)に基づく点検
	ダム (土木構造物、電気通信施設、機械設備)	13 ダム	1年に1回	河川法に基づく点検
港湾	岸壁、物揚場等	18 港湾	5年に1回	港湾法に基づく点検
	港湾海岸施設	13 海岸	5年に1回	島根県港湾海岸長寿命化計画に基づく点検
空港	滑走路、灯火・電気設備	3 空港	滑走路: 1~5年に1回 灯火・電気設備: 1年に1回	各空港保安管理規定に基づく点検
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜、雪崩	2,990 施設	前回診断の健全度により 1~5年に1回	砂防関係施設点検要領(島根県)に基づく点検
都市公園	都市公園施設(土木構造物、遊具等)	3 公園	土木構造物: 1年に1回 遊具: 1年に2回	島根県立都市公園施設等維持管理要領に基づく点検
下水道	下水処理場	2 処理場	5年または7年に1回	下水道維持管理指針((財)日本下水道協会)に基づく点検
	下水管渠	74.7 km	5年に1回	

2) 診断・措置

各施設の健全度は表5の4段階を基本とします。点検・診断後、対策が必要な施設については、施設特性に応じて計画的な措置（修繕・更新）を行います。なお、ダムや空港等の一部施設については、施設の状態や機能の状況によらず耐用年数で取替又は更新等の措置を行う時間計画保全により管理します。

表5. 健全度区分表

区 分		状 態	措 置
I	健全	損傷がないか、あっても軽微で、構造物の機能に支障が生じていない状態	対策不要
II	予防保全段階	損傷等はあるが、構造物の機能に支障が生じていないため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全の必要がある施設は対策を必要とする。 それ以外は、点検により監視
III	早期措置段階	損傷等があり、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、早期に措置を講ずべき状態	施設の状態や使用状況等により計画的に対策を実施
IV	緊急措置段階	損傷等が著しく、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	施設の状態により、安全の確保を最優先とし、使用規制等を講じた後、速やかに対策を実施

3) 記録

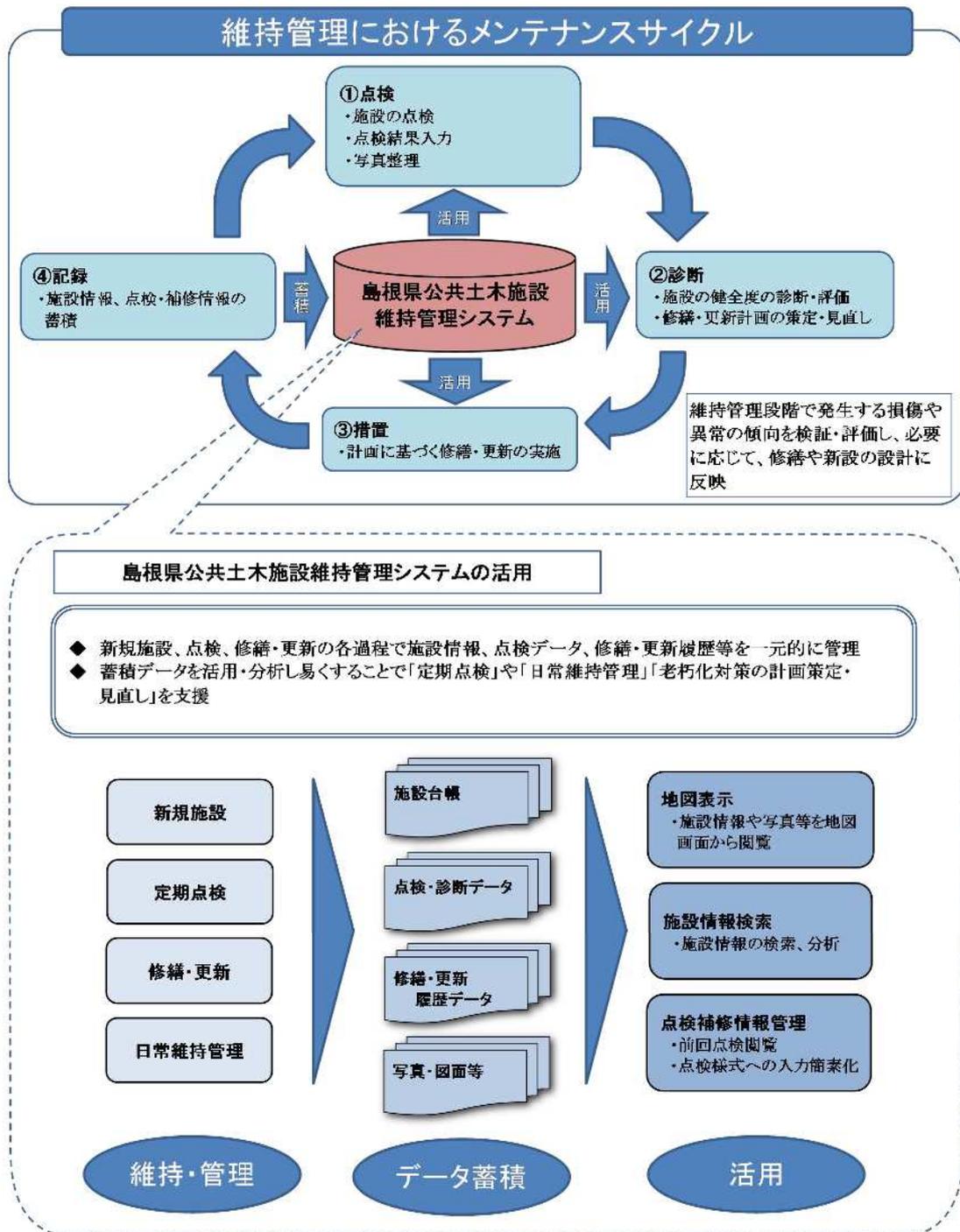
点検、診断、措置の結果を次回点検へ反映するための記録、保存の充実を図ります。

(4) 維持管理システムの活用

施設の諸元、点検・診断・記録や修繕履歴等の情報をデータベース化し、一元管理する維持管理システムを活用しています。システムによる更新作業のし易さや情報の共有化により、日常業務等での点検・更新・検索を容易にし、維持管理業務の効率化を図っています。

また、蓄積したデータを用いて、維持管理段階で発生する損傷や異常の傾向を検証・評価し、必要に応じて、修繕や新設の設計に反映することにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。(図4参照)

図4. 島根県公共土木施設の維持管理システムのイメージ



7. 今後10年間の対策方針

(1) 定期点検結果による措置

対策が必要となる施設については、施設特性に応じて各施設の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕・更新を行います。

各施設の修繕・更新の進捗状況と点検結果の措置を表6に示します。但し、健全度Ⅳの施設については、応急措置を講じ早急に対策を完了します。

表6. 施設毎修繕・更新状況と点検結果の措置

令和6年3月時点

分野	施設名	総施設数	令和5年度 までに 対策完了	令和6年度以降対策数		点検結果の措置
			Ⅲ	Ⅳ		
道路	橋梁	2,758橋	205橋	108橋	0橋	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			65%	35%		
	トンネル	199本	111本	47本	0本	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			70%	30%		
	シェッド シェルター	55基	20基	5基	0基	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			80%	20%		
	大型カルバート	6基	0基	0基	0基	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
	門型標識等	38基	6基	3基	0基	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			67%	33%		
防護柵	1,576km	7.6km	16.0km		修繕・更新が必要と判定された施設は、原則として5年以内に対策を実施	
		32%	68%			
法面	27,924箇所	231箇所	383箇所	0箇所	要対策箇所(健全度Ⅲ相当)と判定された施設は、原則として10年以内に対策を実施	
		38%	62%			
舗装	3,095km	161.9km	45.0km	0.0km	舗装損傷状態のほか、路線の重要性、交通量、地域の特性等を考慮し、優先順位を決定して対策を実施	
		78%	22%			
河川	河川管理施設 (588設備)	319設備	11設備	2設備	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に完了	
		96%	4%			
	河川海岸保全施設 (235施設)	令和2年6月に海岸保全施設維持管理マニュアルが改定され、沖合施設が追加されたことに伴い、沖合施設の長寿命化策定に向けて調査を実施中			R6年度に全施設の点検を終え、R7年度に長寿命化修繕計画を策定する予定	
ダム	13ダム (449設備)	97設備	72設備	2設備	ダムコン: 時間計画保全を継続し、14年更新機械・電気設備他: 健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に完了	
		57%	43%			
港湾	港湾施設 (629施設)	13施設	43施設	0施設	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に実施	
		23%	77%			
港湾海岸施設	13海岸 (140施設)	令和2年6月に海岸保全施設維持管理マニュアルが改定され、沖合施設が追加されたことに伴い、沖合施設の長寿命化策定に向けて調査を実施中			R6年度に全施設の点検を終え、R7年度に長寿命化修繕計画を策定する予定	
空港	空港 (26施設)	4施設	8施設	0施設	舗装施設: 予防保全を継続し、早急に補修が必要となる前に更新 灯火施設: 時間計画保全を継続し、耐用年数に基づき劣化診断を行い更新	
		33%	67%			
砂防	砂防施設等	108施設	115施設	18施設	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に完了	
		45%	55%			
都市公園	都市公園施設 (697施設)	159施設	91施設	7施設	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に完了	
		62%	38%			
下水道	下水処理施設 (管渠)	0.3km	18.6km	0.0km	健全度Ⅲを点検後5年以内に実施	
		2%	98%			

(2) 対策費用について

対策箇所の損傷の程度や進行度合い及び利用状況等を勘案し、優先順位を考え、予算の平準化に配慮しながら予算措置を行っていきます。

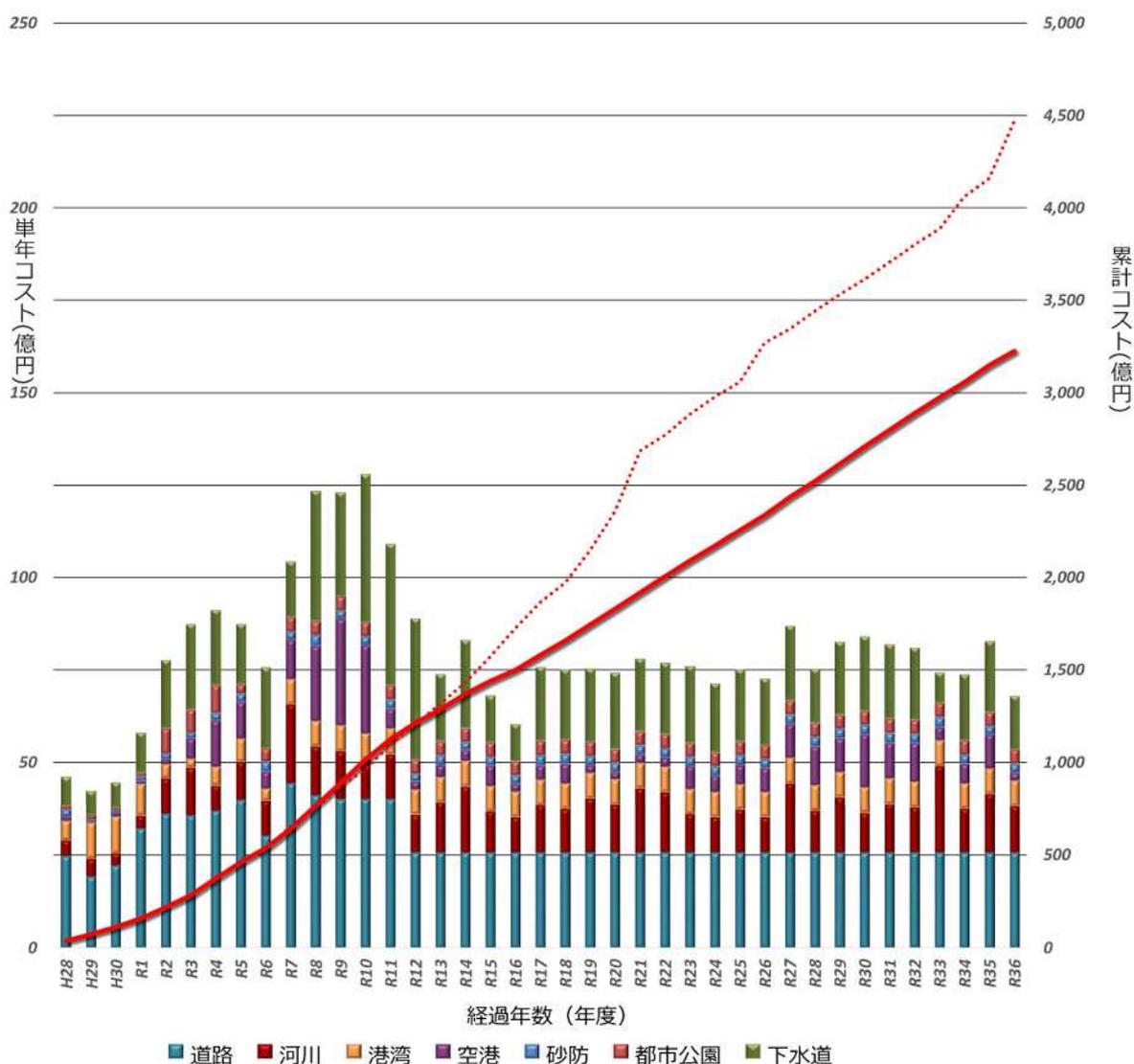
(3) 維持管理・更新等に要する経費

施設の維持管理・修繕、改修及び更新等に要する経費について、長寿命化修繕計画や施設台帳等を活用し、施設類型ごと一定の条件のもとに、中長期的に必要なとなる経費を推計しました。

推計は、耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を反映した場合の差額により対策の効果額を算出しました。(図5参照)

推計期間は令和7年度から30年間です。

図5. 維持管理・更新等に要する経費の推計



8. 維持管理の充実に向けて

維持管理を円滑に進めていく上では、全ての施設の健全度等を正しく把握することや損傷のある施設についての的確な修繕を実施していくこと等が重要です。

こうしたことから、専門家の技術支援を受けながら以下の取り組みを継続的に実施することにより、維持管理の充実に努めていきます。

取り組む項目と併せて令和5年度末までに実施した活動内容も記載します。

(1) 技術力の向上

1) 技術職員の育成

職員自らも点検し、診断が行えるよう、直営点検の実施や診断結果を複数の目でチェックするような仕組みの構築

- ➡健全度判定委員会を設立し、診断結果及び対策方針について審査
- ➡専門アドバイザー（橋梁調査会、コンクリート診断士会）による技術支援
- ➡インフラメンテナンスに関する研修の開催
- ➡道路橋点検士と同等のスキルを得られる研修への受講補助

2) 新技術の活用

ドローンやAI技術等の新技術の積極的な活用

(2) 市町村の支援

1) 技術支援（直営点検や技術研修会の開催）

- ➡身近な相談窓口として、地方機関に長寿命化対策係を設置
- ➡直営点検、健全度判定委員会の共同開催
- ➡専門アドバイザー派遣制度を活用した技術支援、診断講習会の実施
- ➡地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）に関する情報提供や取り組む自治体と課題を共有し、助言等を行う

2) 長寿命化計画策定の支援

- ➡県庁事業課から点検要領、長寿命化修繕計画、補修マニュアル等の情報提供

3) 維持管理システムの共同利用

- ➡県及び県内19市町村にてシステムの運営と共同利用を実施中

(3) 地元業界団体の育成

1) 点検・診断及び調査・設計に関する講習会の開催

- ➡地元コンサルタントも参加可能な専門アドバイザー講習会の開催

2) 修繕工事を行う上で必要な知識、技術を習得に関する講習会の開催

- ➡産学官民連携のメンテナンス技術に関する実証実験の開催

(4) 県民の協力

パトレポしまね等の活用により、県民の協力を得ながら維持管理を行っていきます。また、そのために、県民に公共インフラの老朽化について関心、理解をいただくための情報発信をしていきます。

(5) フォローアップ

本計画を今後確実に実行していくため、「6. 取組の考え方」や「7. 今後10年間の対策方針」について、新たな知見を得た場合は適宜計画を見直していきます。

上記取組を含む計画に関する進捗状況を把握し、遅れている事項については、必要に応じて対策を行っていきます。

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の概要及び運用について

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

(1) 経緯

- ・ R 3 年 7 月、静岡県熱海市で豪雨により不法盛土が崩落し大規模土石流災害が発生
- ・ R 3 年度に「全国一斉の盛土の緊急総点検」で、県内 117 カ所の調査を実施
また、R 3 年度までに「市街地部の既存盛土」について県内 682 カ所の調査を実施
いずれも危険な盛土は確認されていない

(2) 法改正

- ・ 旧「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が R 5 年 5 月に施行
- ・ 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域について、区域指定し一定規模以上の盛土等に対して、許可等を必要とする規制となる
(なお、中核市である松江市は、独自に区域を指定し規制する。)

(3) 規制区域の種類(資料 1-1・2 参照)

ア 宅地造成等工事規制区域(以下「宅造区域」)

- ・ 市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定(許可対象となるのは、盛土で高さ 1 m 超の崖を生ずるもの等)

イ 特定盛土等規制区域(以下「特盛区域」)

- ・ 市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定(許可対象となるのは、盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの等、1~2 m 以内は届出対象)

2. 島根県の規制区域案(資料 2 参照)

- ・ これまでに実施した既存盛土調査の結果等を踏まえ、県全域について隙間の無い規制区域案を作成

ア 宅造区域：DID※区域(出雲市・安来市・浜田市・益田市の一部)

イ 特盛区域：DID 区域以外の全域

※DID：人口集中区域

3. 今後の予定

- ・ R 7 年 3 月中旬～4 月中旬 規制区域案のパブリックコメント募集
- ・ R 7 年 6 月頃 関係市町村長の意見聴取
- ・ R 7 年 9 月議会 許可申請手数料の設定(島根県手数料条例の一部改正)
- ・ R 7 年 10 月以降 規制区域の指定、運用開始

規制区域について

資料 1-1

規制区域のイメージ

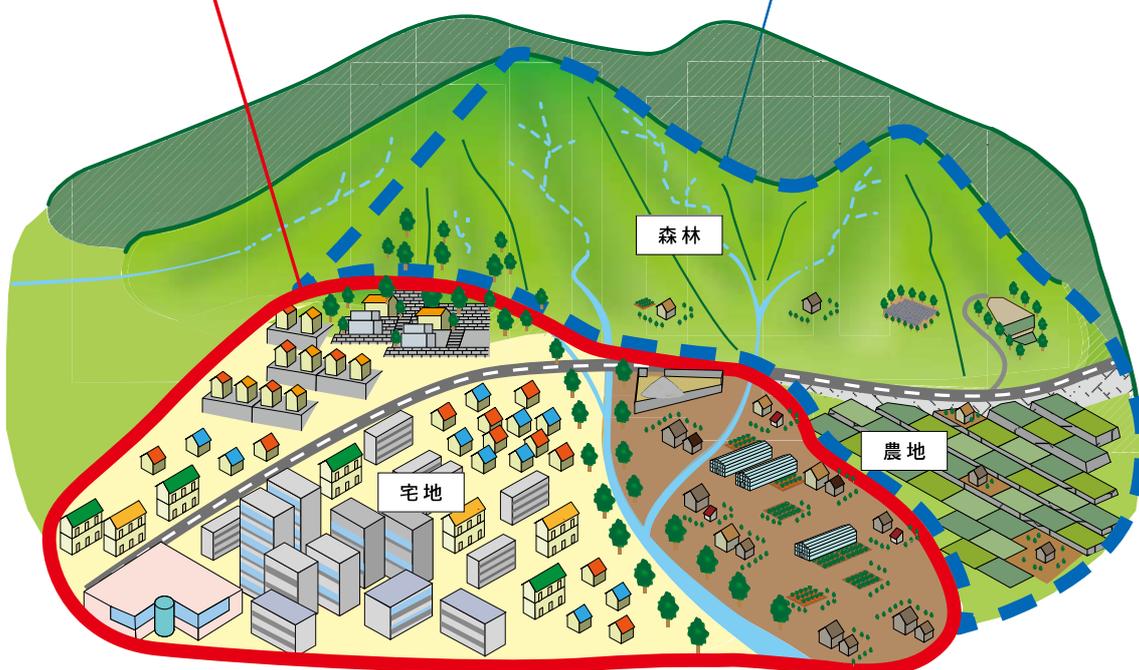
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

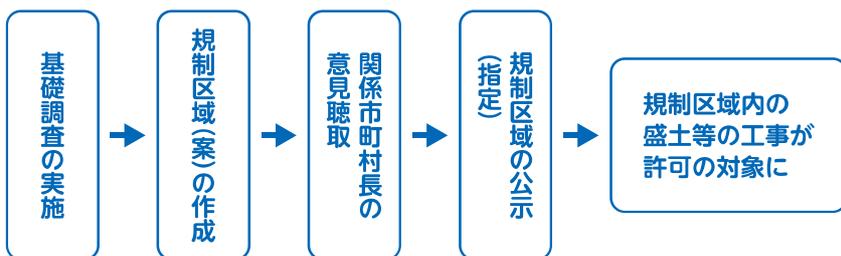
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができます。



許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化
 - *宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
 - *特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
 - *都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

(適用除外)

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
- また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
 - ▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

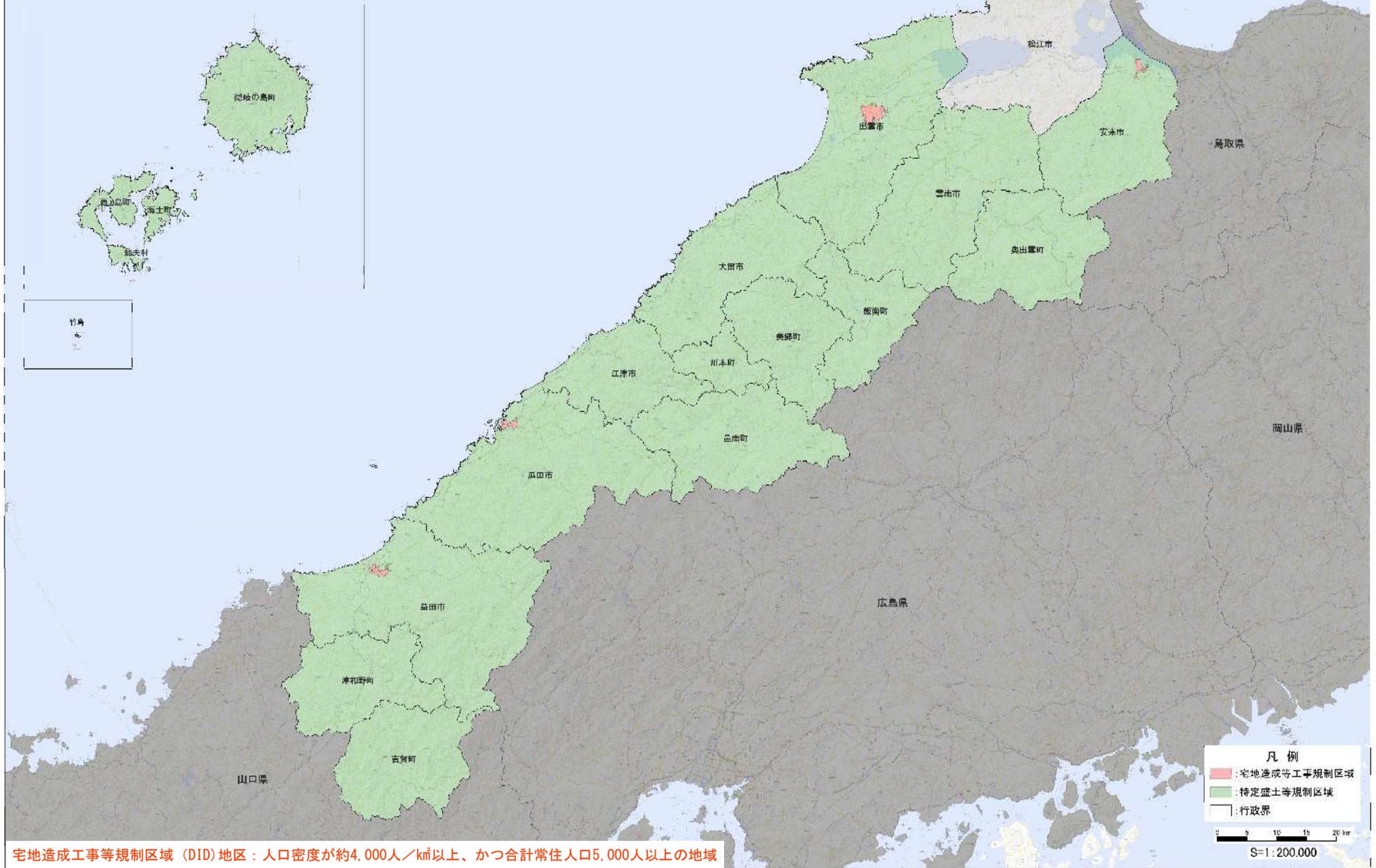
規制条件の
確認を!



注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

島根県 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図(案)
(松江市除く)



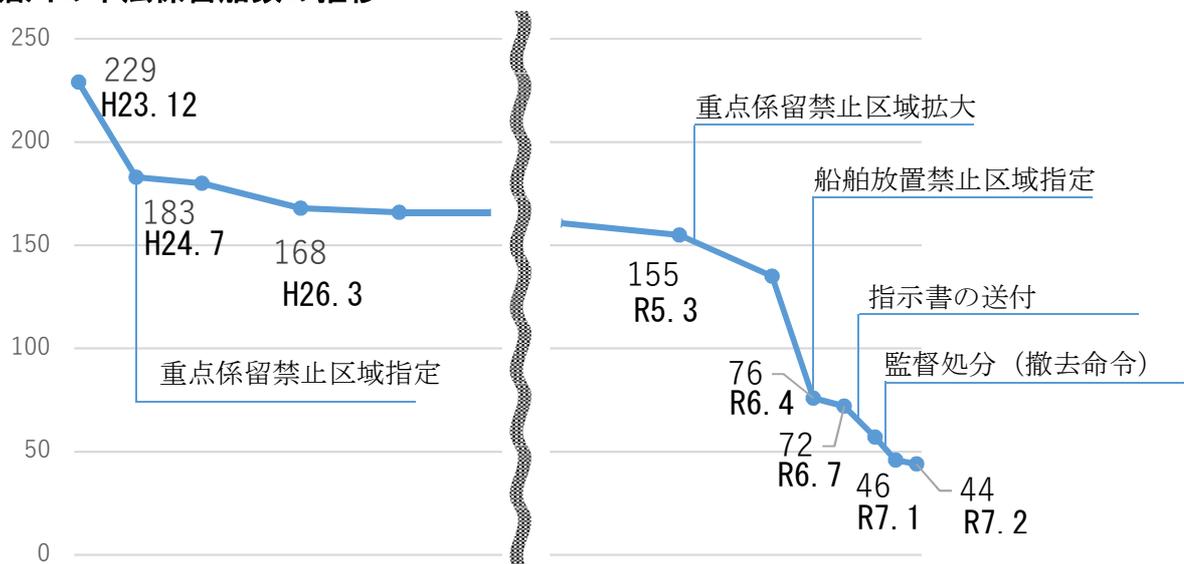
2 級河川堀川水系堀川の不法係留船対策について

堀川河口の不法係留船については、かねてより指導・対策を行っていましたが、令和7年2月28日に行政代執行の手続きに着手しました。

1 これまでの経過

H24. 5. 9	「堀川プレジャーボート対策協議会」設立		
H24. 7. 11	重点係留禁止区域指定（ご縁橋から上流800m）		
R5. 3	民間の駐艇場開業		
R5. 3. 31	重点係留禁止区域拡大（ご縁橋から河口まで1,350m）		
R5. 3. 31	船舶放置禁止区域指定告示（河口から2,150m）		
R6. 4. 1	船舶放置禁止区域指定		
R6. 8. 26	指示書の送付（対象者 60名）	※撤去期限	R6. 9. 30
R6. 10. 1	指示書の送付（対象者 7名）	※撤去期限	R6. 10. 31
R6. 10. 31 11. 1	弁明機会の付与通知（対象者 53名） ⇒ 26名から弁明書の提出があるも正当な理由はないと判断	※回答期限	R6. 11. 29
R6. 12. 27		監督処分（撤去命令）（対象者 45名）	※撤去期限 R7. 1. 31
R7. 2. 28	戒告の通知（対象者34名）	※撤去期限	R7. 4. 10

2 堀川の不法係留船数の推移

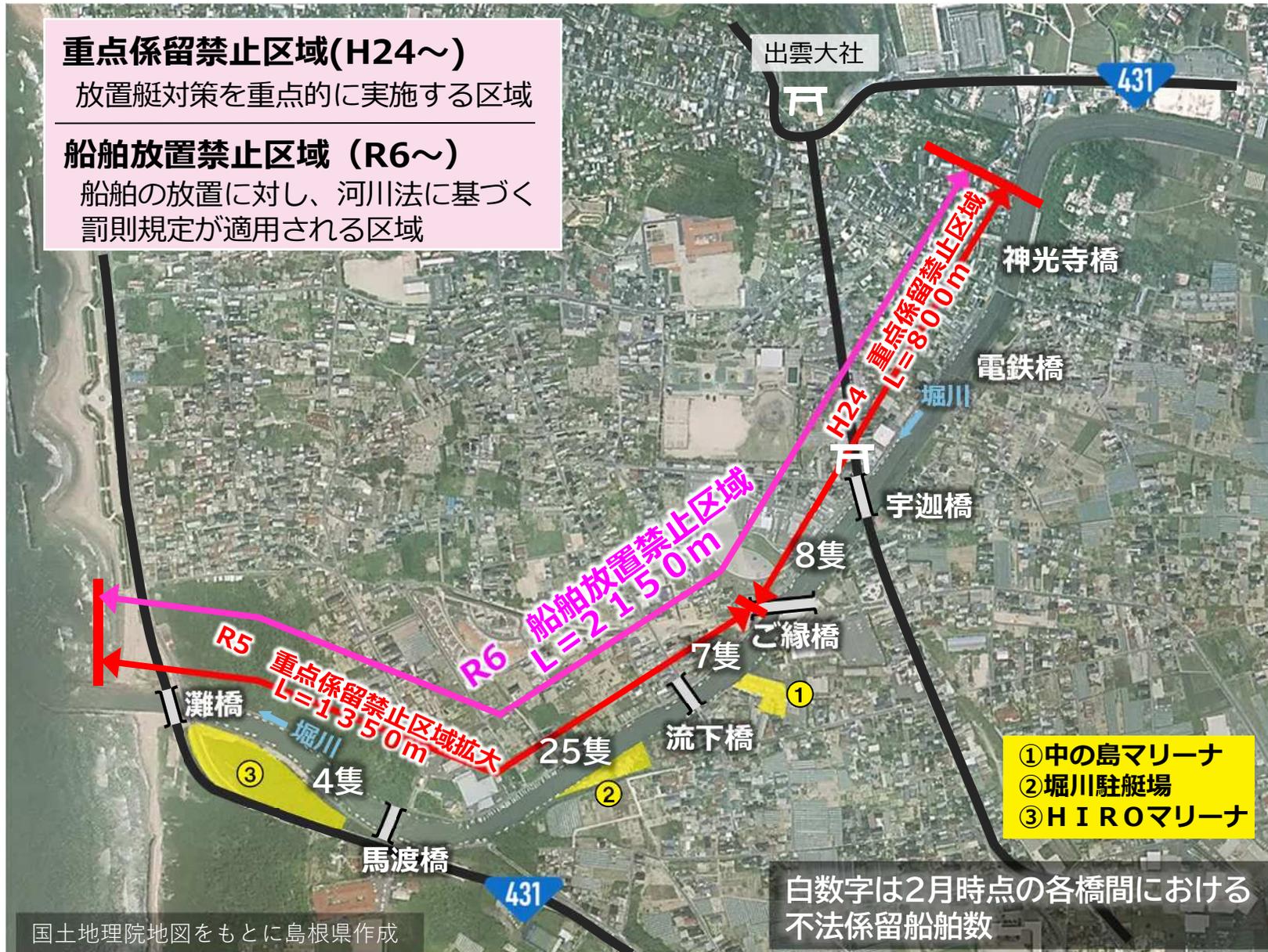


3 今後の予定

R7. 2. 28	戒告の通知（対象者34名）	※撤去期限	R7. 4. 10
R7. 4月下旬	代執行令書による通知		
R7. 5月下旬～	行政代執行の実施		

※この外、所有者不明船舶についてはR7.3月から河川法に基づく簡易代執行により撤去する予定。

2級河川堀川水系堀川 不法係留船状況



第4回 出雲空港利用者利便向上協議会 交通・駐車場部会について（R7. 2. 26開催）

1 部会の概要

出雲空港の駐車場において、ターミナルビル付近の長期駐車抑制が課題となっていることから、出雲空港利用者利便向上協議会の専門部会を開催し、出雲空港における駐車場の対応策について検討を行う。

2 部会の構成員

大阪航空局、JAL、ターミナルビル会社、出雲空港内タクシー協議会、一畑交通、一畑トラベルサービスなどの空港関係者、斐川商工会、松江市、出雲市、島根県の関係機関の17の組織

3 第4回部会での主な検討内容

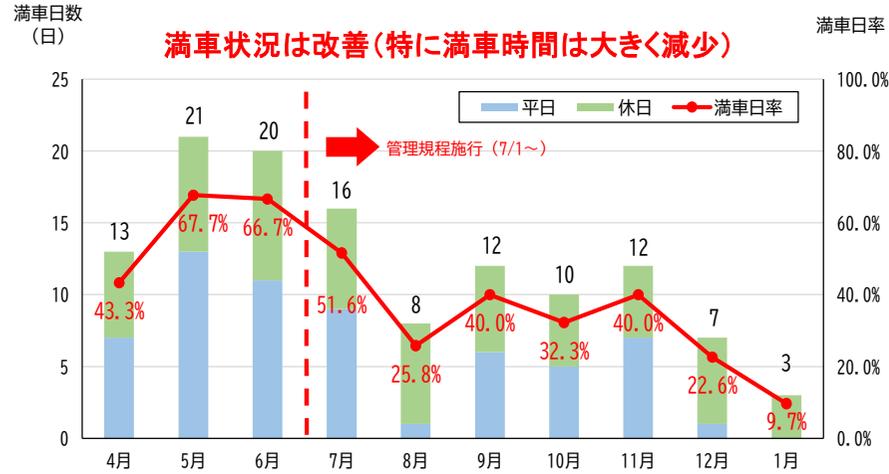
- (1) 駐車場管理規程効果検証
 - ・ 駐車場管理規程施行後の利用状況について共有【参考1】
- (2) 対応策の方針
 - ・ 有料化の検討
 - ・ パークアンドライドの検討

4 検討結果

- (1) 有料化について
 - ・ 管理規程の効果により、引き続き慢性的な満車状態は改善しているため、現時点では有料化の必要はないと判断している。
 - ・ ただし、出雲空港連絡バスの運賃改定（令和7年3月1日）による駐車場への影響を令和7年8月末まで検証し、第5回交通・駐車場部会を開催して結論を出す。
 - ・ 長期駐車車両把握の精度向上及び労力軽減のため、令和7年度に駐車場出入口へナンバー認識カメラを設置する。【参考2】
- (2) パークアンドライドの検討について
 - 空港駐車場の混雑緩和に寄与する規模のパークアンドライド適地がなく、現時点では実施困難

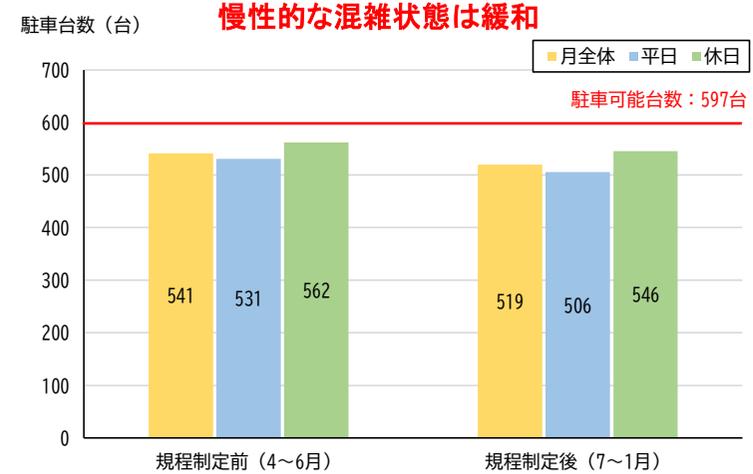
駐車場管理規程施行後の利用状況（第1～第3駐車場）

①満車日数・時間 ※すべての駐車場が満車となった日数及び時間



施行前の3ヶ月間 満車日数18日、満車時間90時間
 ⇒施行後の7ヶ月間 満車日数10日、満車時間31時間に減少

②平均駐車台数 ※1日当たりの平均駐車台数（7:00～21:00）

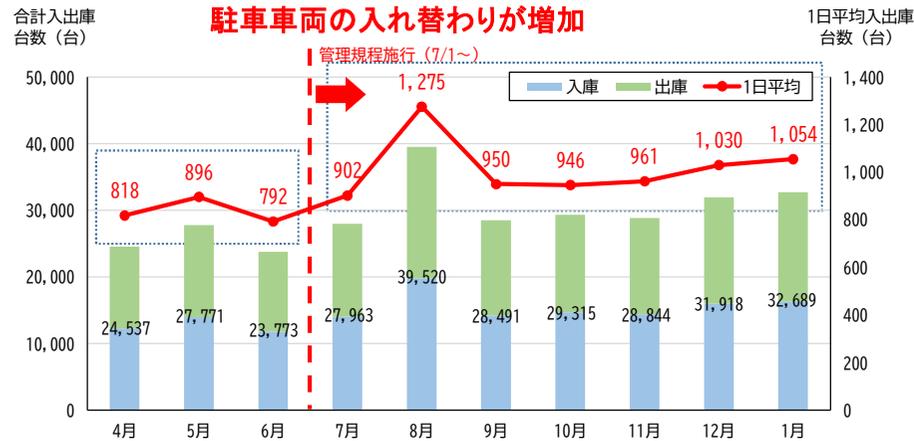


施行前の3ヶ月間 541台
 ⇒施行後の7ヶ月間 519台に減少

【平均乗降客数（R6年度 4~1月）】

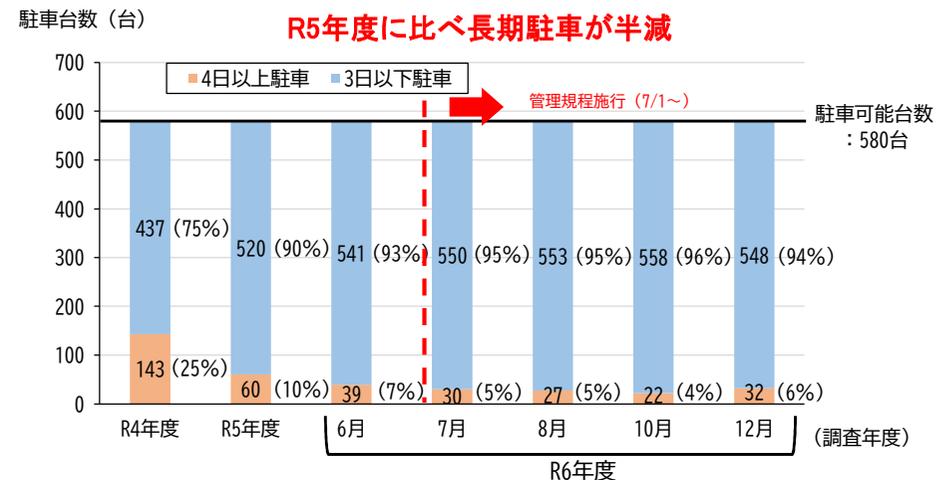
	4~6月	7~1月
1日平均 (人)	2,663	2,939
1ヶ月平均 (人)	80,764	90,260

③入出庫台数 ※1日当たりの平均入出庫台数



施行前の3ヶ月間 792台～896台
 ⇒施行後の7ヶ月間 902台～1,275台に増加

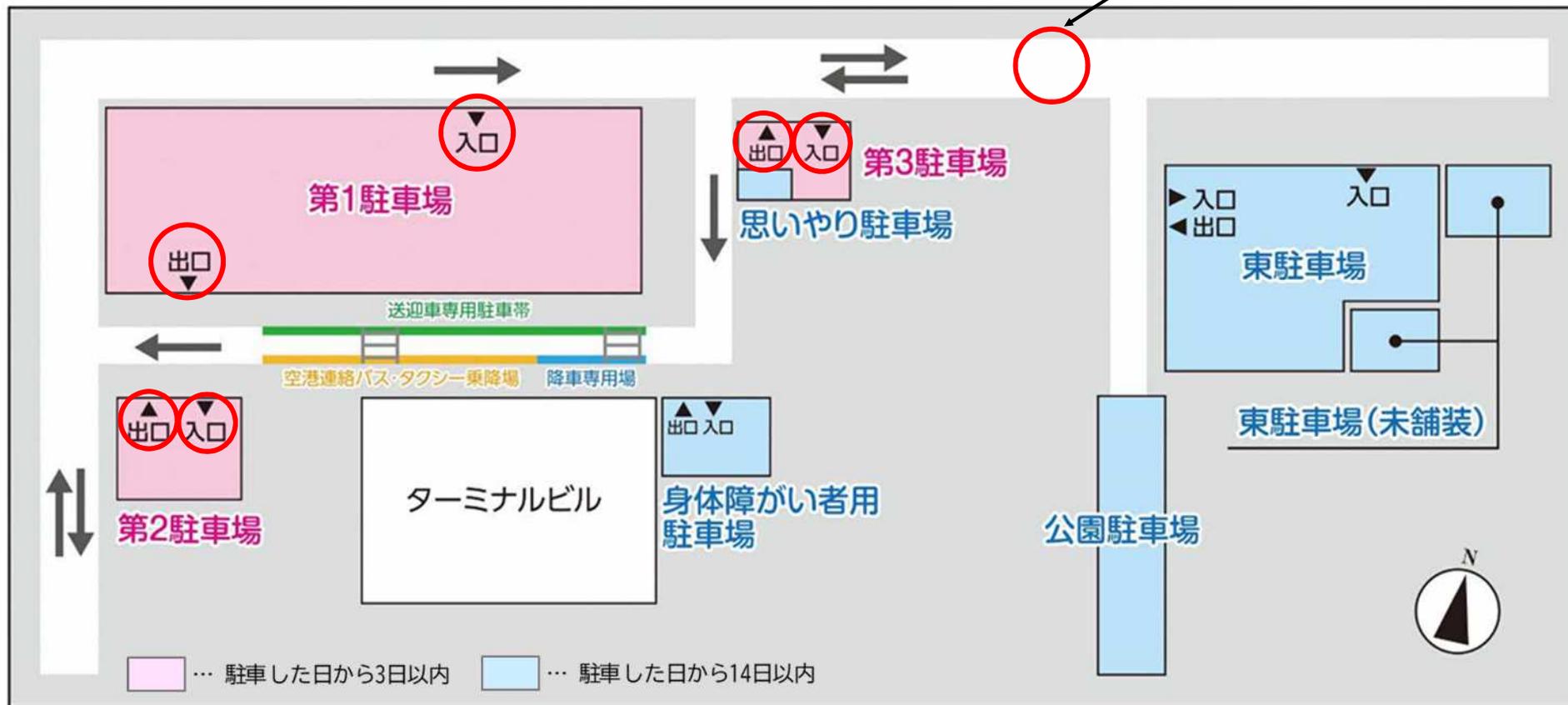
④長期駐車台数 ※4日以上長期駐車



施行前のR5年度 60台
 ⇒施行後のR6年度 32台に減少

出雲空港駐車場ナンバー認識カメラ設置図

東・公園駐車場一体管理



【事業概要】

- ・ 事業内容 駐車場ナンバー認識カメラ設置 N = 7 箇所
- ・ 事業期間 令和 7 年 3 月～令和 7 年 9 月 (予定)

【スケジュール (想定)】

令和 7 年度	5 月～8 月	工場製作
	6 月～9 月	現場工事
	10 月～	運用開始

参考事例：九州佐賀国際空港
※精算設備の設置は行いません

島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて

1. 経緯

- 令和2年3月 公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、
 中長期的な経営の基本計画とする「島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略」を策定
- 経営戦略計画期間（令和2～11年度）の中間にあたる令和6年度に、
 社会経済情勢や事業の進捗等を踏まえた見直しを実施

2. 概要

(1) 主な見直し点

- ① 「第2章 事業概要」、「第3章 将来の事業環境」について、時点に応じた修正
- ② 「第5章 投資・財政計画」を、事業の進捗や時点に応じた修正
- ③ 「同章 3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要」に
 W-PPPの導入検討、収入増加・支出削減の具体的な取組を追加

(2) 見直し後の投資・財政計画

(単位 百万円)

		R5決算	R7	R8	R9	R10	R11	
収益的 収支	収入	営業収益	1,954	2,086	2,592	2,639	2,766	2,720
		うち維持管理負担金	1,954	2,086	2,592	2,639	2,766	2,720
		営業外収益	2,547	2,520	2,482	2,505	2,550	2,588
		うち長期前受金戻入※1	2,264	2,299	2,201	2,220	2,255	2,285
		計	4,502	4,606	5,074	5,144	5,316	5,309
	支出	営業費用	4,369	4,735	4,982	5,047	5,213	5,197
		うち維持管理費	1,930	2,253	2,462	2,504	2,627	2,579
		うち減価償却費	2,352	2,430	2,473	2,495	2,538	2,571
		営業外費用	76	82	92	97	104	111
		計	4,445	4,817	5,074	5,144	5,316	5,309
収入-支出		57	-211	0	0	0	0	
資本的 収支	収入	企業債	742	956	598	675	662	726
		補助・負担金等	1,698	1,507	1,842	2,169	2,346	2,699
		計	2,439	2,463	2,441	2,844	3,008	3,425
	支出	建設改良費	2,114	2,086	1,968	2,356	2,602	3,012
		企業債償還金等	590	579	604	603	567	595
		計	2,704	2,665	2,572	2,959	3,168	3,607
	補填財源※2		538	-9	493	531	561	601
補填財源不足額		5	0	0	0	0	0	

※1 長期前受金戻入：施設整備時の国庫補助金、建設費負担金などの資本的収入を減価償却に合わせて収益化するもの

※2 補填財源：消費税調整額、損益勘定留保資金、未処分利益剰余金等

(3) 今後の予定

- ・ 3月下旬 県ホームページで公表

島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略
(令和2年度～令和11年度)
中間見直し(案)

令和7年3月
島 根 県

目次

第1章 経営戦略策定の趣旨	
1. 目的	1
2. 経営戦略の位置付け	1
3. 経営戦略の計画期間	1
4. 計画見直しの概要	1
第2章 事業概要	
1. 流域下水道事業の概況	2
2. 民間活力等の活用	7
3. 経営比較分析表を活用した現状分析	8
第3章 将来の事業環境	
1. 処理区内人口と接続人口の予測	10
2. 有収水量の予測	10
3. 維持管理費負担金収入の見通し	12
4. 施設の見通し	13
5. 組織の見通し	13
第4章 経営の基本方針	
1. 目標	14
2. 基本方針	14
第5章 投資・財政計画（収支計画）	
1. 投資・財政計画（収支計画）	15
2. 投資・財政計画（収支計画）の説明	16
3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	17
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	
1. 経営戦略の事後検証	19
2. 経営戦略の更新	19
資料編	
1. 経営比較分析表（令和5年度決算）	
2. 投資・財政計画	

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 目的

下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に向けたサービスを提供する事業です。

宍道湖流域下水道事業（以下「本事業」といいます。）は、昭和47年度に事業着手して以降、宍道湖流域（宍道湖・中海および大社湾に流れ込む公共用水域）の水質保全を図るため、関係市の公共下水道と連携して整備を進めてきました。

これまでに1千億円を超える建設投資により整備した多くの施設を抱えており、これら施設の老朽化に伴う更新投資の増大や、県債の返済負担、節水機器の普及や人口動態に伴う流入水量の変化などの経営を取り巻く環境の変化に対応することが求められます。

こうした経営環境の変化に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続するため中長期的な基本計画として経営戦略を策定します。

経営状況や保有資産を詳細に把握し、財務状況の「見える化」を図り、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的とし、令和2年4月から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、計画的な事業運営を行います。

2. 経営戦略の位置付け

この経営戦略は、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）と、「財源試算」（財源の見通し）を関連付けて「投資・財政計画」を策定することで、本事業の将来の収支状況を予測するものです。

この収支状況予測を通じて、本事業の将来にわたる安定的な事業継続と、持続可能な汚水処理サービスの提供につなげていきます。

3. 経営戦略の計画期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

4. 計画見直しの概要

計画期間の中間年度にあたる令和6年度に、この時点での社会経済情勢や事業の進捗等をふまえ、計画の見直しを行います。

主な見直し点は以下のとおりです。

- ・ 第2章 事業概要、第3章 将来の事業環境について、時点に応じた修正
- ・ 第5章 1. 「投資・財政計画」を、事業の進捗や時点に応じた修正
- ・ 第5章 3. 「投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要」に以下を追加
 - W-PPPの導入検討
 - 収入増加・支出削減の具体的な取組

第2章 事業概要

1. 流域下水道事業の概況

(1) 施設の概要

本事業は「東部処理区」、「西部処理区」から構成されており、それぞれに終末処理場を有し、関係市の公共下水道を通じて流入する汚水を受けて処理しており、関係市と一体的かつ効率的な運営を行っています。

① 東部処理区

東部処理区は、松江市と安来市を対象としており、昭和48年度に「斐伊川流域別下水道整備基本計画」（現計画は平成25年度）を策定、昭和49年度に事業認可を受け用地取得を開始し、昭和50年度より工事に着手、昭和56年4月より供用を開始しました。

下水処理後の水（処理水）を閉鎖性水域である中海に放流するため、平成6年から窒素・リンの除去を伴う高度処理を行っていますが、平成17年には宍道湖・中海がラムサール条約に登録され、水質保全が重要な政策課題となっています。

② 西部処理区

西部処理区は、松江市（旧宍道町）と出雲市を対象としており、昭和55年度に事業認可を受け用地取得を開始し、昭和59年度から工事に着手し、平成元年1月に供用開始しています。

以下に両処理区の施設概要を示します。

表1 宍道湖流域下水道処理区別施設概要

処理区名	東部処理区 松江市（宍道除く）・安来市			西部処理区 出雲市・松江市(宍道地区)		
	全体計画*1 S49～R20	認可計画*2 S49～R8	実績 R5 年度末	全体計画 S55～R20	認可計画 S55～R8	実績 R5 年度末
処理面積・ha	5,541.9	5,446.3	4,877.7*6	4,839.3	4,217.6	3,538.8*6
処理人口	175,400	176,940	172,806*3	113,400	97,310	94,739*3
日最大処理能力(t)	90,000	81,000	72,000	54,000	54,000	36,000
日平均計画汚水量(m3)	71,990	68,490	53,891*4	46,000	39,780	26,697*4
中継ポンプ場	(2)*5	(2)*5	(2)*5	5	5	5
管渠延長(km)	39.1	39.1	39.1	35.7	35.7	35.7
幹線管渠 供用年	1号幹線(安来)、2号幹線(松江)S56年、 3号(八雲)H12年、4号(広瀬)H13年			西部1号幹線(出雲)H1年、〃(斐川)H2年、 〃(宍道)H3年、3号幹線(平田)H2年、 2号幹線(湖陵)H4年、(各ポンプ場供用併)		
処理場名	宍道湖東部浄化センター（供用S56.4月）			宍道湖西部浄化センター（供用H元.1月）		
〃 面積	18.8ha			15.1ha		
処理方式	凝集剤添加活性汚泥循環変法+砂ろ過法			標準活性汚泥法		
放流先	意宇川（中海）			日本海		
高度処理	有（契約水準 T-P：0.4、T-N：8 mg/l）			なし		
水質契約水準	BOD 5 以下	SS 5 以下	COD 9 以下	BOD 10 以下	SS 10 以下	COD15 以下
同法定基準	10 以下	40 以下	15 以下	15 以下	40 以下	120 以下
下水道処理人口 普及率(流域分)	流域下水道処理人口 172,806 行政人口 201,526 =85.7%			流域下水道処理人口 94,739 行政人口 174,637 =54.2%		

*1：各処理区の全体の整備計画

*2：全体計画のうち当面の整備計画として国の認可を受けた計画

*3：処理区域内人口

*4：日平均流入実績

*5：()マンホールポンプ数

*6：整備面積

(令和6年3月末時点)

(2) 関係市負担金の概要

本事業にかかる経費をまかなう収入としては、県と市が共同でサービス提供しているものであることから、下水道使用料を直接徴収している市から負担金を得ています。

この負担金の決定については、受益者負担の原則のもと、各処理区の独立採算制を基本として算定し、下水道法第31条の2に基づき、処理区毎に関係市から同意を得た後、県議会の議決を経て決定しています。

参考：下水道法（抜粋）
（市町村の負担金）
第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。
2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

① 維持管理費負担金

本事業の運営にかかる費用をまかなう維持管理費負担金は、汚水を処理する二次処理費負担金（東部処理区はこれに高度処理費負担金がかかります。）と、減価償却費等から長期前受金戻入益を控除した資本費負担金から構成されています。

二次処理費負担金の単価は、処理区毎に予想される維持管理費費用から資本費分を除いた金額を予想有収水量で除することによって算定しています。なお予想される維持管理費用は3年毎に見直しており、単価もその期間に合わせて改定しています。

以下に、処理区ごとの維持管理負担金の推移を示します。

資本費負担金は、令和2年度から算定方法・負担方式が変更され、単価方式から定額方式に変更されましたが、表2及び表3のR2-4、R5-7の資本費単価の欄には、各期間の資本費総額を当該期間の処理水量（R2-4は実績水量、R5-7は実績、予算と予想水量）で除したものを参考として記載しています。

表2 維持管理費負担金単価の推移（東部処理区）

(単位：円/m3)

年度	S56 -58	S59 -61	S62 -H2	H3-5	H6-8	H9-10	H11 -13	H14 -16	H17 -19	H20 -22	H23 -25	H26 -28	H29 -31	R2-4	R5-7
二次処理費	61	68	74	82	82	74	70	60	46	40.91	44.45	42.97	46.61	45.6	50.63
高度処理費					6	5	5	5	4.5	3.7	3.96	3.92	3.54	3.97	4.27
資本費						4	8	8	10	9.89	10.57	8.18	7.46	3.81	5.31
計	61	68	74	82	88	83	83	73	61.5	54.5	58.98	55.07	57.61	53.38	60.21

図1 維持管理費負担金単価の推移（東部処理区）

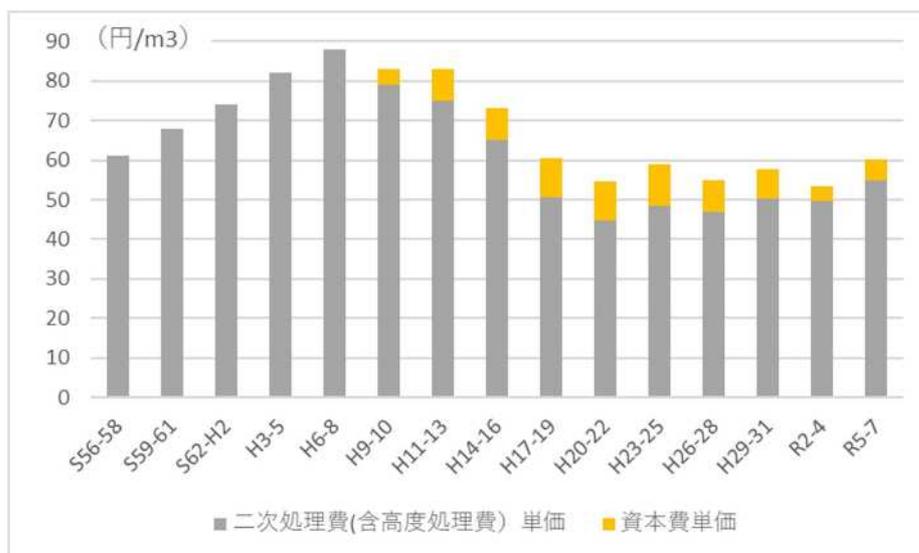


図2 維持管理費負担金収入額の推移（東部処理区）

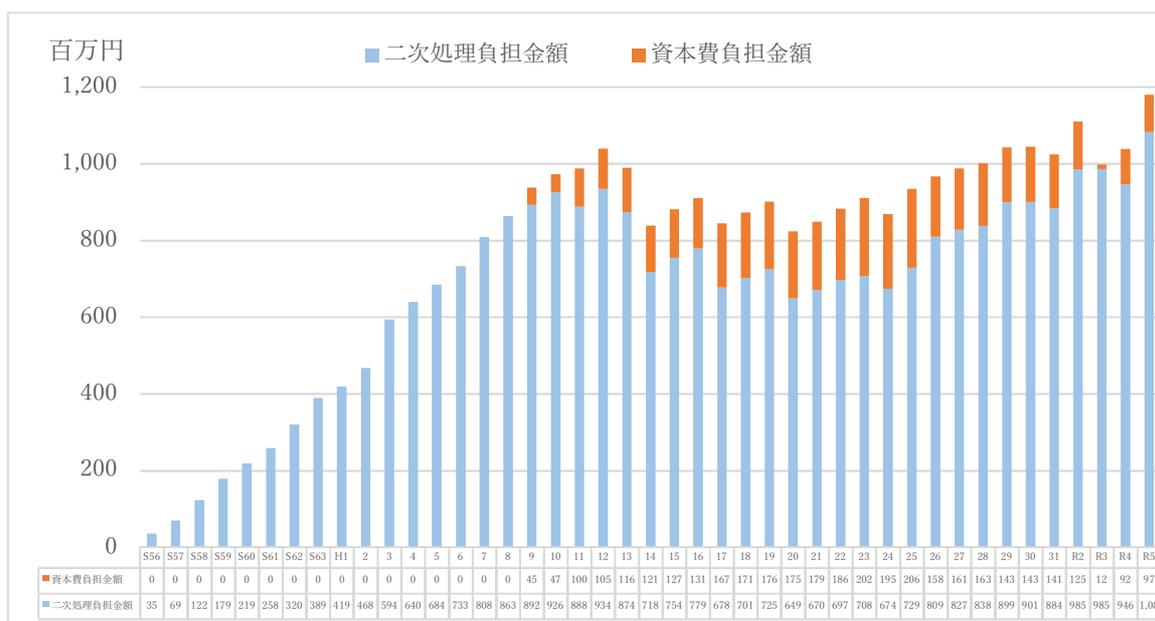


表3 維持管理費負担金単価の推移（西部処理区）

（単位：円/m³）

年度	S63	H3-5	H6-8	H9-11	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R2-4	R5-7
	-H2				-14	-17	-20	-23	-26	-29	-31		
二次処理費	74	88	94	94	96	96	68.76	65.84	65.53	63.52	65.32	67.00	70.70
資本費							11.85	12.93	12.87	12.31	10.77	8.80	7.76
計	74	88	94	94	96	96	80.61	78.77	76.4	75.83	76.09	75.80	78.46

図3 維持管理費負担金単価の推移（西部処理区）

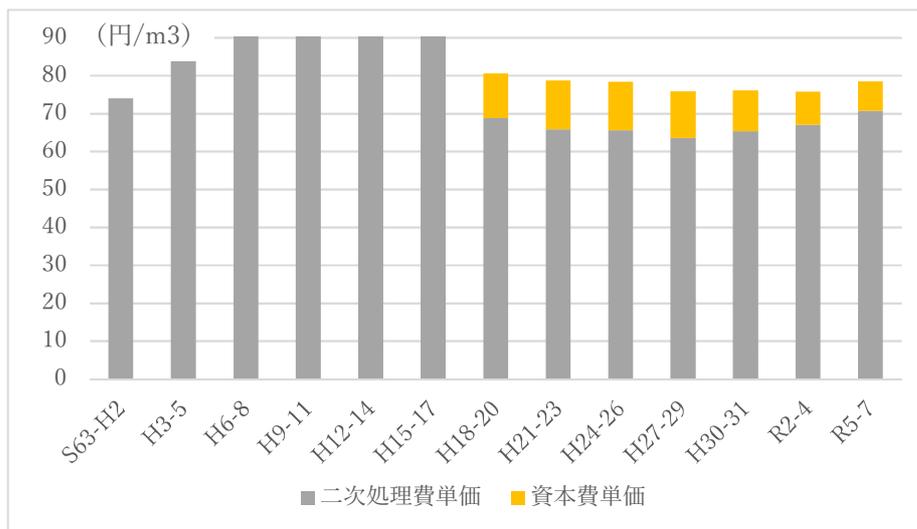
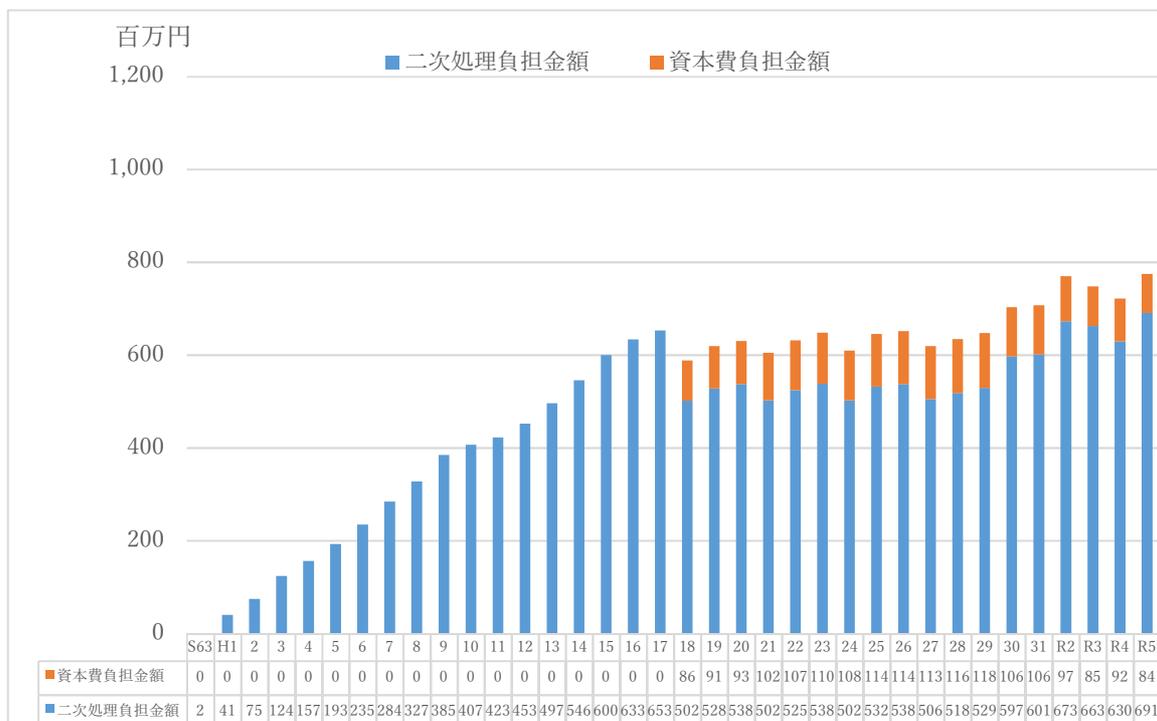


図4 維持管理費負担金収入額の推移（西部処理区）



② 建設費負担金

建設改良事業の資金として、建設費（事務費を除く）から国庫補助・交付金を除いたものの1/2を、関係市（松江市、出雲市、安来市）の負担金としています。

(3) 組織の概要

① 組織体制

本事業の組織体制としては、本部機能を持つ下水道推進課と現場機能を担う宍道湖流域下水道事務所とが業務を分担し運営しています。

② 職員数（令和2年3月時点→令和7年3月時点）※一般会計行政業務の職員を除く正規職員数

・下水道推進課 12人→9人

・宍道湖流域下水道管理事務所 8人→宍道湖流域下水道事務所 10人

人員の増減は、下水道推進課、松江・出雲県土整備事務所から流域事務所へ、幹線管渠管理事務を移管したこと等によるものです。

③ 事業運営組織の主な沿革

【本庁および東部処理区関係】

昭和47年8月 土木部計画課に下水道係設置

〃 52年4月 松江土木建築事務所に下水道係新設

〃 56年4月 宍道湖東部浄化センター開所、供用開始

平成 9年4月 都市計画課下水道整備室を下水道推進課に組織変更

〃 13年4月 松江土木建築事務所の下水道係を廃止

〃 16年4月 東部と西部の浄化センターを統合し、宍道湖流域下水道管理事務所を設置

令和 2年4月 宍道湖流域下水道管理事務所を宍道湖流域下水道事務所に組織変更

【西部処理区関係】

昭和56年4月 出雲土木建築事務所に下水道係設置

平成元年1月 宍道湖西部浄化センターを開設、供用開始

〃 4年4月 出雲土木建築事務所工務第一課下水道係を廃止

〃 16年4月 東部と西部を統合し、宍道湖流域下水道管理事務所西部支所に変更

〃 23年4月 西部支所を廃止

2. 民間活力等の活用

(1) 包括的民間委託

東部浄化センター及び西部浄化センターの運転管理業務について、より効率的な運営と運転管理を行うため、平成18年度から両センターを一括した包括的民間委託を実施しています。

包括的民間委託の実施により、人件費の削減、コストの縮減、民間企業の創意工夫による効率的な運営を図っています。

(2) 資産活用の状況

① 消化ガス発電

汚水処理後の汚泥を減容化する際に発生する消化ガスを有効利用するため、東部浄化センターでは、固定価格買取制度（F I T）により消化ガス発電事業を行う民間企業に売却し、収益を得ています。

西部浄化センターでは、消化ガスによる自家発電を行い施設内で使用することで、コスト縮減を図っています。

② 太陽光発電

東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて施設増設用地の一部を、太陽光発電を行うメガソーラーの用地として貸し付け、使用料収入を得ています。

③ 発生汚泥

東部浄化センター及び西部浄化センターにおいて発生する汚泥の有効活用として、セメントや肥料、炭化製品の原料として外部委託により資源化を図っています。

また、東部浄化センターにおいて、高度処理で発生するリン酸マグネシウムアンモニウム（通称：MAP）を肥料原料として販売し収入を得ています。

④ 下水処理水

東部浄化センターにおいて、下水処理水を冬期の路面融雪水として活用しています。

⑤ 多目的広場

西部浄化センターの増設用地などの未利用地を多目的広場として活用しています。

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

(1) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率、② 累積欠損金比率

経常収支比率は100%を上回り、また、累積欠損金も生じていないことから経営は健全といえます。

③ 流動比率

100%を下回っていますが、流動負債に含まれている企業債の償還財源は、減価償却費や一般会計からの繰入等により償還年度に確保されることから、短期債務に対する支払能力に問題はありません。

④ 企業債残高対事業規模比率

類似団体*平均値と比較して低い水準にありますが、ストックマネジメント計画に基づいた適切な更新工事を行っており事業の運営に支障はありません。

*類似団体は、供用開始後 30 年以上経過した流域下水道事業体 43 団体（R5 年度末時点）の平均値です。

⑤ 経費回収率

下水道使用料を汚水処理費で除した値で示されるものですが、流域下水道事業では使用料ではなく負担金として収入しているため、この比率は 0 となっています。

⑥ 汚水処理原価

動力費及び資材費等が高騰したため、対前年度比+6.56 円となっていますが、引き続き維持管理コストの適正化に努めていきます。

⑦ 施設利用率

流入水量の増加に伴い前年度に比べ+2.56 ポイントとなり、類似団体との利用率の差は+2.92 ポイントとなって概ね適切な施設規模と考えられます。

⑧ 水洗化率

上昇してきていますが、類似団体との比較では▲2.35 ポイントとなっています。

(2) 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率

本事業は令和 2 年度から企業会計へ移行し減価償却累計額が 4 年分しか計上されていないため類似団体より低い水準となっています。

② 管渠老朽化率

事業を開始してから 50 年を経過していないため、法定耐用年数を超えた管渠はなく、この比率は生じておりません。

③ 管渠改善率

管渠の大幅な更新改良時期は未到来ですが、供用開始から 42 年を経過しており、ストックマネジメント計画に基づき適切に更新等を進めています。

第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口と接続人口の予測

処理区域内人口は下水道の処理区域に居住する人口、接続人口はそのうち実際に下水道に接続し利用している人口で、それぞれ関係市が過去の人口増減を基にした増減率や事業計画などから推計された予測人口を集計しています。

東部処理区では、施設整備が概成しました。処理区域内人口、接続人口とも微減で推移していく予想です。

表4 東部処理区 処理区域内人口・接続人口実績・予測 (単位：人)

		R1(実績)	R3(実績)	R5(実績)	R7(予測)	R9(予測)	R11(予測)	備考
松江市	処理区域内人口	158,916	158,005	156,392	155,164	153,960	153,096	予測値は、各関係市からの提供データによる
	接続人口	147,092	146,853	145,455	144,672	143,913	143,473	
安来市	処理区域内人口	21,163	20,649	20,163	20,056	19,886	19,716	
	接続人口	17,639	17,568	17,497	17,545	17,525	17,425	
計	処理区域内人口	180,079	178,654	176,555	175,220	173,846	172,812	
	接続人口	164,731	164,421	162,952	162,217	161,438	160,898	

西部処理区では、関係市による施設整備・統合に伴い、処理区域内人口、接続人口ともに微増していく予想です。

表5 西部処理区 処理区域内人口・接続人口実績・予測 (単位：人)

		R1(実績)	R3(実績)	R5(実績)	R7(予測)	R9(予測)	R11(予測)	備考
松江市	処理区域内人口	5,842	5,741	6,589	7,566	7,640	7,484	予測値は、各関係市からの提供データによる
	接続人口	5,212	5,134	5,933	6,711	6,822	6,702	
出雲市	処理区域内人口	82,621	85,668	86,216	87,816	88,584	90,816	
	接続人口	72,145	74,765	75,836	77,417	79,407	82,885	
計	処理区域内人口	88,463	91,409	92,805	95,382	96,224	98,300	
	接続人口	77,357	79,899	81,769	84,128	86,229	89,587	

2. 有収水量の予測

東部処理区、西部処理区ともに供用開始以来、接続人口の伸びに応じて有収水量も増加してきました。今後、東部では接続人口の減少に伴い有収水量も減少する見込みです。西部では関係市の公共下水道整備による未普及地域への管渠の延伸、農業集落排水処理から下水道処理への切り替え等により、接続人口の増加を見込んでいますが、一人当たりの水量が減少傾向にあることから、有収水量はほぼ横ばいで推移するものと予測されます。

表6 接続人口と有収水量の実績推移予測（東部処理区）

東部	H7年度	・・・	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	備考
接続人口 (人)	67,549	・・・	163,959	162,952	162,649	162,217	161,818	161,438	161,320	160,898	H7～R5年度 実績 R6年度～ 各市からの推計値
有収水量 (千m3)	9,185	・・・	19,084	19,724	20,186	20,259	18,746	18,623	18,531	18,404	H7～R5年度 実績 R6,7年度 予算水量 R8～11年度 推計値
一人当たり 水量 (m3)	136.0	・・・	116.4	121.0	116.8	116.3	115.8	115.4	114.9	114.4	H7～R5年度 実績 R6年度～ 近似式からの推計値

一人当たりの処理水量近似式 $y = -0.4885x + 131.48$ y : 一人当たり処理水量 x : H7年度を1とした自然数 (R8年度→32、R9年度→33、…)

図5 接続人口と有収水量の実績推移予測（東部処理区）

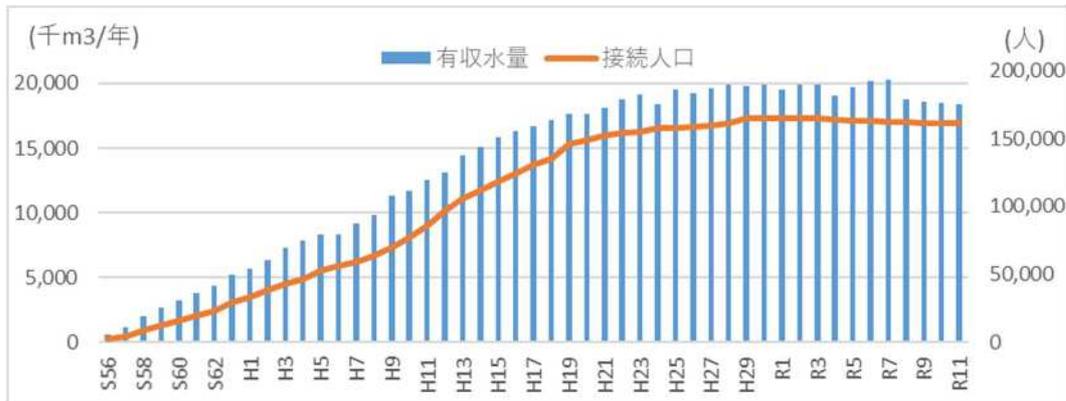
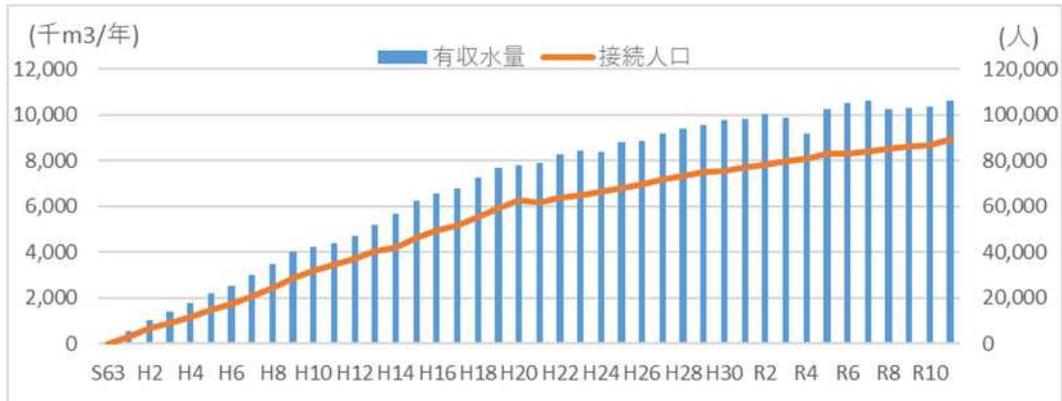


表7 接続人口と有収水量の実績推移予測（西部処理区）

西部	H7年度	・・・	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	備考
接続人口 (人)	20,554	・・・	80,954	81,769	83,396	84,128	85,085	86,229	86,833	89,587	H7～R5年度 実績 R6年度～ 各市からの推計値
有収水量 (千m3)	3,041	・・・	9,177	10,260	10,508	10,658	10,248	10,339	10,363	10,643	H7～R5年度 実績 R6,7年度 予算水量 R8～11年度 推計値
一人当たり 水量 (m3)	148.0	・・・	113.4	125.5	121.5	121.0	120.4	119.9	119.3	118.8	H7～R5年度 実績 R6年度～ 近似式からの推計値

一人当たりの処理水量推計式 $y = -0.5507x + 138.07$ y : 一人当たり処理水量 x : H7年度を1とした自然数 (R8年度→32、R9年度→33、…)

図6 接続人口と有収水量の実績推移予測（西部処理区）



注 有収水量の具体的な予測方法は、平成7～令和5年度の接続人口と有収水量の実績から、各年度の一人当たり有収水量の近似式を導出、令和8年度～の一人当たり有収水量を推計し、その水量と各年度の推計接続人口を乗じて算出しました。なお令和6、7年度の水量は令和4年度に関係市と協議した予算水量です。

3. 見直し後の維持管理費負担金収入の見通し

維持管理費負担金は、流域下水道事業の維持管理に係る費用と同額を、施設の使用状況に応じて関係市に負担を求めるものです。

東部・西部両処理区とも、近年の動力費をはじめとした諸物価高騰により、維持管理に要する費用が増大するため、費用と同額の負担金の引き上げが見込まれます。また、有収水量の伸びも見込めないことから単価の引き上げも見込まれます。

図7 維持管理費負担金収入の実績及び見通し（東部処理区）

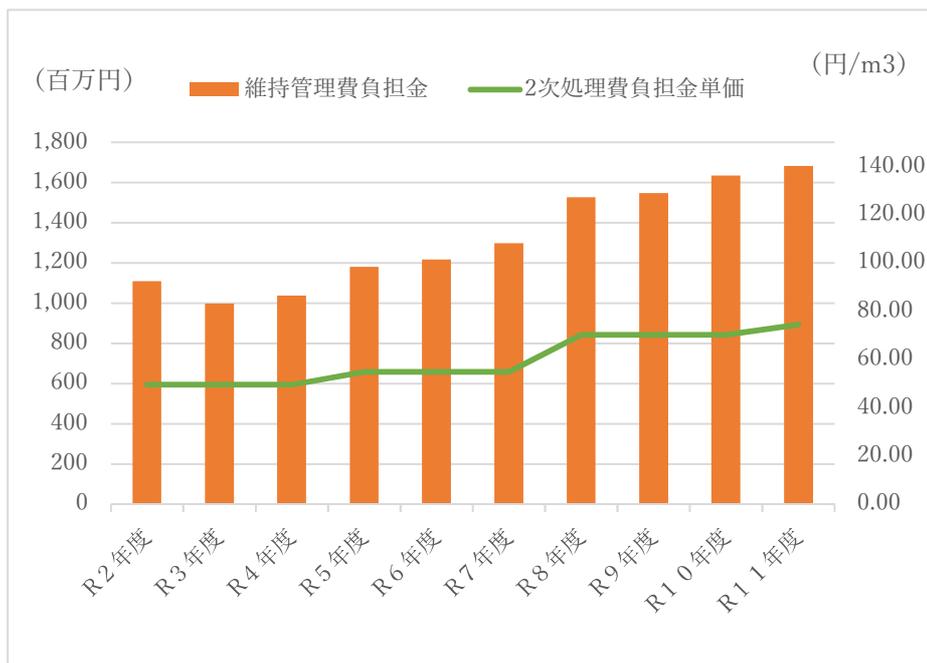
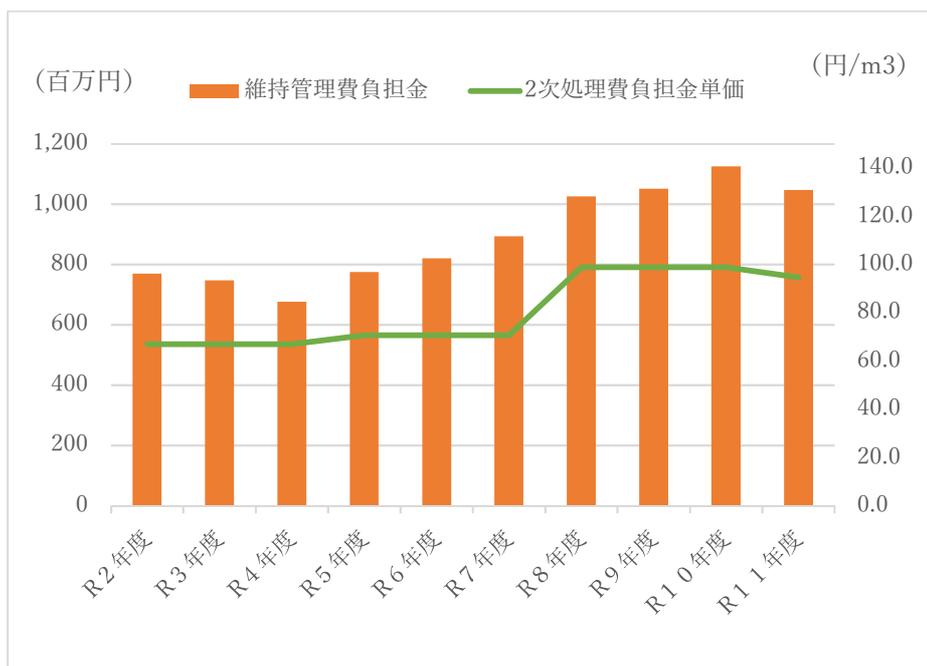


図8 維持管理費負担金収入の実績及び見通し（西部処理区）



4. 施設の見通し

施設整備は概ね完了しており、建設投資の多くは施設の老朽化に伴う改築更新のためのものとなっています。今後、ますます多くの施設が耐用年数を迎えることから、多額の改築更新投資が想定されるため、より計画的な投資が必要となります。

特に、宍道湖東部浄化センターは稼働後43年を経過している（R6年度時点）処理場であり、適切な維持管理を行っているものの老朽化が進行しているため、適宜、対応が必要です。

また、宍道湖西部浄化センターは、農業集落排水処理から下水処理への切り替え等により、今後の流入量に応じて、水処理施設の増設工事が必要となる場合があります。

5. 組織の見通し

包括的民間委託などにより民間活力を最大限に活用した効率的な運営により、適切な人員配置に努めます。

また、公営企業会計化に伴い経理・会計処理を適切に行う必要があること、ストックマネジメント計画に基づく改築が本格化する中で下水道の工事執行には資格が必要であることから、研修などを通じて知識と技術の確保・伝承、工事・維持管理の履歴を蓄積した施設情報の整備や、技術・ノウハウの伝達による人材育成を実施します。

第4章 経営の基本方針

1. 目標

これまで、下水道施設の整備が急速に進められた結果、関係市の汚水処理人口普及率は令和5年度末には松江市98.0%（97.8%）、出雲市90.2%（79.5%）、安来市91.1%（98.9%）に達しています。（（ ）内は流域関連公共下水道区域内の普及率）

本事業においても整備普及段階から経営段階へ移行し、今後は、住民生活等において不可欠となっている下水道の機能・サービスを、効率的かつ持続的に提供していくことが大きな目標となります。

2. 基本方針

（1）安定した汚水処理を継続するための施設更新

安定した汚水処理を継続的に実施していくためには、施設の老朽化に適時、適切に対応した修繕や改築更新が必要となります。

ストックマネジメントを導入し、施設全体のライフサイクルコストの低減を図りながら、安全で良好な施設状態が維持できるよう計画的に対応します。

（2）経営の安定化

一方、公営企業としての財務体質の健全性を保ち、安定した経営を持続していく必要があるため、民間活力を最大限に活用し処理コストの最小化に努めるとともに受益者負担の原則により必要な収入を確保します。

（3）関係市との連携強化

また、本事業は関係市の公共下水道事業と一体の事業であり、互いに連携した運営が必要不可欠です。関係市との連絡会議等を通じて密接に連絡調整を行うとともに、接続率の向上、不明水対策、ストックマネジメントの推進、防災訓練など多岐にわたる分野で関係市との連携を深めます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）について、見直し後の本事業全体の計画を表8に示します。令和5年度まで実績（決算）値、令和6年度から見直し後の計画値です。

なお、資料編2.において、各年度の当初計画と実績、見直し後計画を並記した表を添付しています。

表8 投資・財政計画（収支計画）

（単位：百万円）

		実績(決算)←				→見直し後計画						
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
収益的収支	収入	営業収益	1,880	1,745	1,715	1,954	2,036	2,086	2,592	2,639	2,766	2,720
		うち維持管理負担金	1,880	1,745	1,715	1,954	2,036	2,086	2,592	2,639	2,766	2,720
		営業外収益	2,603	2,759	2,483	2,547	2,521	2,520	2,482	2,505	2,550	2,588
		うち長期前受金戻入*1	2,214	2,408	2,217	2,264	2,262	2,299	2,201	2,220	2,255	2,285
		計	4,483	4,504	4,198	4,502	4,557	4,606	5,074	5,144	5,316	5,309
	支出	営業費用	4,166	4,369	4,093	4,369	4,620	4,735	4,982	5,047	5,213	5,197
		うち人件費	144	122	116	97	102	100	112	112	112	112
		うち維持管理費*3	1,515	1,659	1,591	1,833	2,083	2,153	2,350	2,392	2,515	2,467
		うち減価償却費*4	2,506	2,588	2,386	2,438	2,435	2,482	2,521	2,543	2,585	2,618
		営業外費用	76	79	100	76	68	82	92	97	104	111
計	4,241	4,448	4,193	4,445	4,688	4,817	5,074	5,144	5,316	5,309		
収益的収入－支出		185	175	5	57	-131	-211	0	0	0	0	
資本的収支	収入	企業債	623	581	691	742	966	956	598	675	662	726
		他会計補助金	288	325	411	383	380	381	364	364	341	358
		国庫補助金	944	967	870	813	507	261	1,106	1,371	1,527	1,789
		建設負担金	400	691	607	502	846	865	372	433	478	552
		計（除く次年度繰越）	2,045	2,228	2,202	2,165	2,699	2,463	2,441	2,844	3,008	3,425
	支出	建設改良費	1,720	2,175	2,077	2,114	2,321	2,086	1,968	2,356	2,602	3,012
		企業債償還金	771	519	675	590	579	574	604	603	567	595
		計	2,862	2,757	2,926	2,704	2,905	2,665	2,572	2,959	3,168	3,607
	補填財源*2		816	529	725	538	206	202	131	115	160	182
	補填財源不足額		0	0	0	0	90	211	0	0	0	0

*1：施設整備時の国庫補助金、建設費負担金などの資本的収入を負債勘定に計上した後、減価償却に合わせて収益化するもの

*2：消費税調整額、損益勘定留保資金、未処分利益剰余金等

*3：人件費を除く運転管理に要する費用

*4：減価償却費には資産減耗費（除却損）を含む

各項目を百万円単位で四捨五入しているため、合計額と一致しない場合がある。

【投資・財政計画（収支計画）の見方】

・投資・財政計画（収支計画）の意味

推計された費用や投資経費等に対して、現行の財源負担割合をベースに県負担・市負担等を試算した結果を示したものであり、この計画をもって将来の負担額を定めるものではありません。

実際の負担額の決定にあたっては、関係市の近年の下水道使用料の改定などの諸般の状況等を考慮の上で定めることとなります。

・会計方式 令和元年度までは官庁会計方式、令和2年度から公営企業会計方式。

・消費税の取り扱い 収益的収支部門においては税抜き表示、資本的収支部門においては税込み表示。

2. 投資・財政計画（収支計画）の説明

（1）投資についての説明

施設整備・更新については、ストックマネジメント計画（第2期）により、一定の健全度を維持しながら投資の平準化に努めていきます。

施設の新規投資や更新投資時には、新技術や、民間企業との共同研究の成果等について、費用対効果等を勘案し導入を検討します。

① 新規投資

将来の下水処理量を見通して、安定的な水処理・汚泥処理が行えるよう必要となる施設を整備します。

② 改築更新投資

すでに整備してきた施設については、短期的な部分最適による改築ではなく、中長期的な視点で本事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることで経済的な更新を行います。

ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検や修繕・更新を計画的に進めて長寿命化や耐震化を図り、施設の健全度を一定水準維持しつつ、投資の平準化を図ります。

③ 防災・安全対策

適宜、耐震対策等を実施します。

表9 今後予定している主な工事

処理区	工事概要
東部	2系水処理施設（最初沈殿池、生物反応槽）改築《R7～11》 造粒脱りん設備電気設備改築《R7～8》 2系砂ろ過薬注ポンプ改築《R7～8》 管理棟、脱りん棟、汚泥処理棟リフレッシュ《R7～8》
西部	機械電気設備（不具合設備）改築《R7～8》 汚泥処理棟・管理棟リフレッシュ《R6～7》 監視制御施設更新《R8～9》 管廊照明更新《R6～7》 境橋中継ポンプ場（汚水ポンプ）更新《R8～9》

④ 財源の説明

これまでと同様、国庫補助・交付金、関係市の建設費負担金および企業債が主な財源となります。国庫補助・交付金、交付税措置のある企業債を活用し、関係市の実質的負担を可能な限り圧縮することを基本としています。

国庫補助・交付金は、現行制度に則った額とし、県と関連市との負担割合は現行と同様の考え方とします。企業債発行額は、基本的に建設投資額から国庫補助・交付金と建設費負担金を差し引いた額とします。

(2) 投資以外の経費についての説明

① 人件費

職員数は、民間活用や建設投資額の減少に伴う設計・建設管理要員の減等によりできる限りのスリム化を進め、現在は19名体制です。

今後の運転管理、施設整備・更新にあたる人員体制については、現体制の維持を基本とし、令和2年度から公営企業会計化に伴い、退職給付引当金を計上しています。

② 運転管理費

今後の業務量の見込みや近年の物価上昇を踏まえた、包括業務委託費、汚泥処理費等の見込みから、運転管理にかかる費用を推計しています。薬品費、動力費は、包括維持管理業務委託の中で下水処理水量に連動した変動費扱いとし、汚泥等処理費は、実績数量を参考に発生見込量算定し計上しています。

③ 減価償却費

令和2年度から地方公営企業法を適用し適正な減価償却費を計上しています。

3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 広域化・共同化

令和5年2月に策定された、「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき汚水処理事業の広域化・共同化を実施していくために、関係市と連携して事業を進めていきます。

(2) W-PPPの導入検討

国は下水道事業の効率化及び経費削減を目的として民間の資本やノウハウを活用するW-PPPの導入を推進しており、令和5年度に国土交通省は污水管の改築について、令和9年度以降W-PPP導入を交付金の要件とされました。

県では令和6年1月に関係市と調整会議を立ち上げるなど、令和9年度以降のW-PPP導入に向けた検討を進めているところです。

(3) 人口減少に対応した全体計画の見直し

人口減少下においては、人口減少による汚水流入量の減と他の汚水処理施設も含めた処理区の統合を適切に組み合わせることにより、処理能力全体を時系列に応じて効率的に活用しつつ、整備・管理の両面からの汚水処理の最適化に向けた汚水処理の連携を推進します。

(4) 収入増加・支出削減の具体的な取組

① 消化ガス発電による収入増加・支出削減の取組

宍道湖流域下水道事業では、汚水処理の過程で発生する可燃性の消化ガスを発電に利用することでエネルギーの有効利用を進めています。

西部浄化センターでは、未利用の消化ガスがあるため、施設を稼働する電力源として更に利用することで支出削減を図っていきます。

② 発生汚泥処理対策の検討

汚水処理過程で発生する下水汚泥の新たな有効利用に向け、令和5年度から民間事業者3社及び日本下水道事業団と共同で、国土交通省が公募する下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）において「縦型密閉発酵槽による下水汚泥の堆肥化技術に関する実証事業」を開始しました。

下水汚泥の肥料化に向けて、関係機関等との連携、成分や肥効確認などの各種試験などを進め、利用・流通拡大に向けて取り組むとともに、汚泥の減容化にも取り組み、収入増加・支出削減を目指します。

(5) 経営データ

公営企業会計の導入を契機に、公営企業年鑑や全国下水道データベースを活用して、他の事業者との比較等による経営分析を行い、よりよい企業経営を目指します。

なお、宍道湖流域下水道事業における各年度の経常収支比率の目標を概ね100%とします。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1. 経営戦略の事後検証（定期的な検証・見直し）

P D C Aのマネジメントサイクルにより、本経営戦略を含めた各種計画の実施状況を的確に把握し、経営環境の変化に応じた迅速な対応を図ります。

特に、投資財政計画の主要な項目である、維持管理費、建設改良費等について、適宜、検討を行い、関係市と協議して経営の改善に努めます。

2. 経営戦略の更新

人口動態や社会情勢などの経営環境の変化を踏まえ、今後、経営戦略は10年毎に策定することとし、収支構造の改善の要否等については、その策定年度及び中間年度である5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行います。

また、流域別下水道整備総合計画、島根県生活排水処理ビジョン、ストックマネジメント計画などの関連計画の改定時や更新時に、必要に応じて経営戦略を見直します。

経営比較分析表（令和5年度決算）

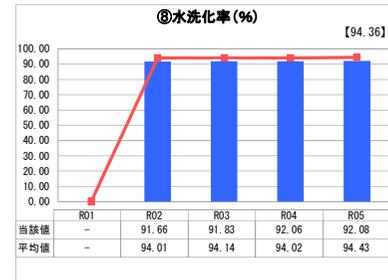
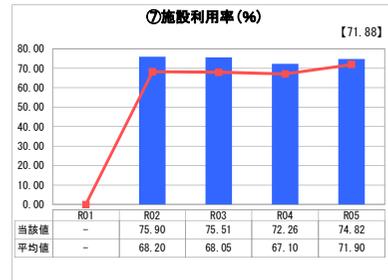
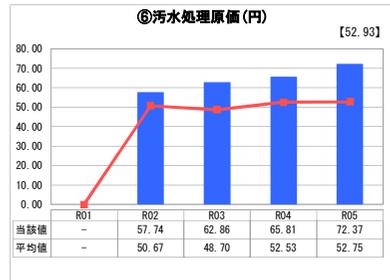
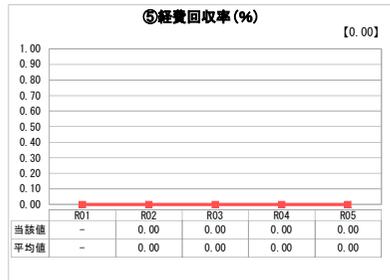
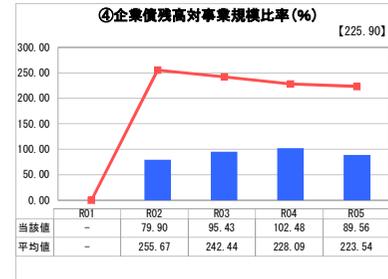
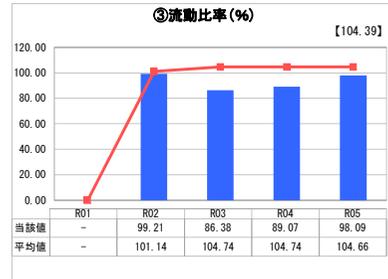
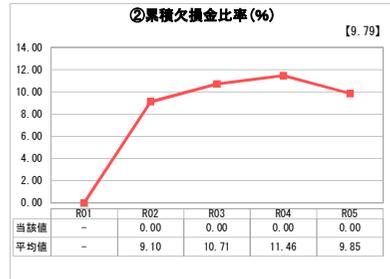
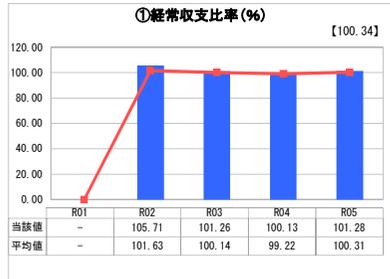
鳥根県

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	流域下水道	E1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	80.71	66.41	100.00	0

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
650,624	572.99	1,135.49
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
267,545	84.11	3,180.89

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は100%を上回っており、また、累積欠損金も生じていないことから経営は健全である。

流動比率は100%を下回っているが、流動負債に含まれている企業債の償還財源は、減価償却費や一般会計からの繰入等により償還年度に確保されることから、短期債務に対する支払能力に問題はない。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値と比較して低い水準にあるが、ストックマネジメント計画に基づいた適切な更新工事を行っており事業の運営に支障はない。

経費回収率は、下水道使用料を汚水処理費で除した値で示されるものであるが、流域下水道事業では下水道使用料は負担金として収入しているため、この比率は0.00となっている。

汚水処理原価は、動力費及び資材費等が高騰したため、対前年度比+6.56円となっているが、引き続き維持管理コストの適正化に努めていく。

施設利用率は流入水量の増加に伴い前年度に比べ+2.56ポイントとなり、類似団体との利用率の差は+2.92ポイントとなっている。概ね適切な施設規模と考えられる。

水洗化率は上昇してきているものの、類似団体との比較では▲2.35ポイントである。

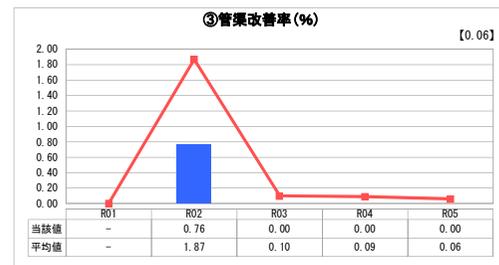
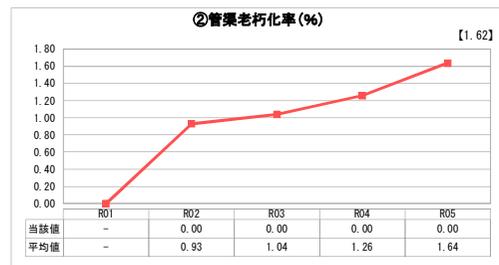
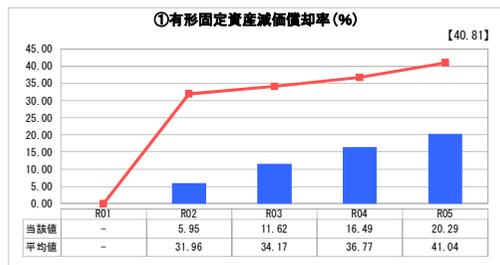
2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、本事業がR2年度より企業会計へ移行し減価償却累計額が4年分しか計上されていないため類似団体より低い水準となっている。

管渠老朽化率は、法定耐用年数を経過した管渠がないことから0%となっている。

管渠の大幅な更新改良時期は未到来であるが、供用開始から42年を経過しており、ストックマネジメント計画に基づき適切に更新等を進める。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的とし、R2年度に企業会計へ移行した。今後も経営指標の比較・分析を行い、経営の健全性を確保していく。

また、効率的な汚水処理の実施により収益性、健全性の向上に取り組む。

老朽化する施設・設備に関しては、ストックマネジメント計画に基づき適切に更新等を進める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画(収益の収支・税抜)

年度		法非適用一法適用																									
		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度			
区分		決算	決算	計画	R6.当初予算	計画	R7.当初予算	計画	見直し後計画	計画	見直し後計画	計画	見直し後計画	計画	見直し後計画												
収益的	収入	1. 営業収益(A)	1,747,258	1,722,471	1,871,139	1,879,793	1,858,298	1,744,899	1,872,327	1,714,929	1,836,869	1,954,400	1,844,556	2,036,197	1,857,486	2,086,189	1,892,313	2,592,475	1,932,883	2,638,532	1,937,836	2,766,023	1,940,807	2,720,072	1,940,807	2,720,072	
		(1) 料工事収入	1,747,258	1,722,471	1,871,139	1,879,793	1,858,298	1,744,899	1,872,327	1,714,929	1,836,869	1,954,400	1,844,556	2,036,197	1,857,486	2,086,189	1,892,313	2,592,475	1,932,883	2,638,532	1,937,836	2,766,023	1,940,807	2,720,072	1,940,807	2,720,072	
		(2) 受託工事収益(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) その他(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 営業外収益	256,388	222,798	2,925,471	2,603,319	2,692,548	2,758,624	2,650,933	2,483,438	2,651,549	2,547,214	2,655,069	2,520,889	2,664,097	2,520,076	2,685,471	2,481,541	2,731,023	2,505,012	2,781,943	2,550,305	2,783,821	2,588,476	2,588,476		
		(1) 補助金	177,166	143,002	282,177	300,853	300,811	246,542	293,934	159,478	293,914	164,009	304,381	178,068	305,409	142,200	280,228	175,938	275,032	180,621	271,333	190,808	240,976	198,546	198,546		
		(2) 長期前受金戻入	157,439	143,002	282,177	288,853	290,811	219,758	283,934	127,136	293,914	114,009	294,381	134,068	295,409	142,200	280,228	175,938	265,032	180,621	261,333	190,808	240,976	198,546			
		(3) その他	19,783	0	0	12,000	10,000	28,784	10,000	32,342	0	28,995	10,000	44,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 収入計(C)	2,003,646	1,945,269	4,796,610	4,483,112	4,550,846	4,503,523	4,523,260	4,198,367	4,488,418	4,501,613	4,499,625	4,557,086	4,521,582	4,606,244	4,577,784	5,074,017	4,663,906	5,143,544	4,719,779	5,146,622	4,724,628	5,308,547	5,146,622		
		4. 費用	1,701,331	1,694,894	4,623,376	4,146,803	4,373,903	4,311,465	4,368,544	4,064,087	4,374,286	4,282,771	4,390,155	4,510,206	4,417,364	4,682,485	4,429,419	4,934,590	4,488,762	4,998,986	4,580,865	5,165,056	4,556,714	5,149,764	5,149,764		
(1) 職員給与	83,379	92,384	99,884	144,312	99,884	121,777	92,185	116,448	92,185	97,089	92,185	101,692	92,185	99,590	92,185	111,938	92,185	111,938	92,185	111,938	92,185	104,732	92,185	104,732			
(2) 経理	1,617,952	1,602,510	1,766,850	1,514,775	1,713,108	1,658,952	1,728,714	1,590,731	1,688,852	1,833,391	1,725,384	2,082,624	1,757,159	2,153,131	1,730,903	2,349,773	1,753,424	2,392,040	1,801,964	2,515,416	1,737,546	2,467,130	2,467,130				
(3) 減価償却	0	0	2,756,642	2,487,716	2,560,911	2,530,736	2,547,645	2,356,908	2,593,250	2,352,311	2,572,585	2,325,890	2,568,020	2,429,764	2,606,330	2,472,879	2,643,152	2,495,008	2,686,716	2,537,702	2,726,983	2,570,695	2,570,695				
(4) 支払利息	102,301	90,065	81,481	75,537	78,404	78,870	76,331	100,165	75,849	75,592	68,049	76,242	81,989	74,394	91,780	79,409	96,912	81,202	103,625	84,581	111,137	111,137					
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5. 支出計(D)	1,803,632	1,784,960	4,833,099	4,241,091	4,507,414	4,447,572	4,469,037	4,192,934	4,472,877	4,444,537	4,498,751	4,687,794	4,537,863	4,816,771	4,565,365	5,074,017	4,647,901	5,143,544	4,748,282	5,316,328	4,720,906	5,308,547	5,308,547				
6. 経常損益(E)	200,014	160,309	-36,488	242,021	43,432	55,952	54,223	5,433	15,541	57,076	874	-130,708	-16,280	-210,527	12,419	16,005	0	-28,503	0	3,722	0	3,722	0	3,722			
7. 特別利益(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
8. 特別損失(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
9. 特別損失(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
10. 当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	200,014	160,309	-36,488	184,837	43,432	174,713	54,223	5,433	15,541	57,076	874	-130,708	-16,280	-210,527	12,419	16,005	0	-28,503	0	3,722	0	3,722	0	3,722			
11. 繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)			-36,488	184,837	6,944	359,550	61,167	364,983	76,708	422,059	77,582	291,351	61,301	80,823	73,721	80,823	89,726	80,823	61,222	80,823	64,944	80,823					

投資・財政計画(資本的収支・税抜)

年度		法非適用一法適用																								
		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		
区分		決算	決算	計画	R6.当初予算	計画	R7.当初予算	計画	見直し後計画	計画	見直し後計画	計画	見直し後計画	計画	見直し後計画											
資本的	収入	1. 企業価値	545,740	748,284	785,423	622,728	571,143	581,030	674,978	691,352	622,628	741,952	595,276	966,334	619,435	955,734	684,491	598,496	676,058	674,912	599,571	661,966	552,518	726,139	726,139	
		うち資本費平準化債	94,200	81,700	0	195,054	0	0	0	115,942	0	101,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	388,197	398,107	287,852	288,206	255,246	325,498	262,280	411,418	224,855	383,004	228,619	380,386	237,187	380,904	250,495	364,431	257,603	364,299	268,444	341,260	259,780	357,534		
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6. 国補助金	404,539	869,219	1,159,800	944,098	1,198,705	966,501	1,320,092	870,454	1,247,300	812,984	1,301,671	506,900	1,387,925	260,500	1,375,506	1,106,267	1,422,129	1,371,467	1,398,400	1,527,000	1,227,543	1,789,467		
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8. 建設費負担金	148,539	310,828	422,880	400,124	439,402	691,054	419,866	608,694	421,016	501,547	398,825	845,684	422,068	865,450	457,439	371,567	434,661	432,867	424,904	478,000	398,401	552,117		
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10. 計(A)	1,487,014	2,326,438	2,655,955	2,255,156	2,464,495	2,564,083	2,677,016	2,579,918	2,515,799	2,439,487	2,524,391	2,699,284	2,666,615	2,462,588	2,767,932	2,440,760	2,790,451	2,843,545	2,691,320	3,008,226	2,438,242	3,425,256				
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(B)	0	0	0	209,940	0	335,732	0	378,334	0	274,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11. 純計(A)-(B)(C)	1,487,014	2,326,438	2,655,955	2,045,216	2,464,495	2,228,351	2,677,016	2,201,584	2,515,799	2,165,448	2,524,391	2,699,284	2,666,615	2,462,588	2,767,932	2,440,760	2,790,451	2,843,545	2,691,320	3,008,226	2,438,242	3,425,256				
12. 建設改良費	881,167	1,664,142	2,140,428	1,720,380	2,204,858	2,175,488	2,290,546	2,076,769	2,214,692	2,114,051	2,225,280	2,320,900	2,365,985	2,085,333	2,427,807	1,967,995	2,428,938	2,355,795	2,383,101	2,601,595	2,145,805	3,012,295				
13. うち職員給与	60,930	73,376	67,000	52,478	67,000	63,421	67,000	60,742	67,000	61,456	67,000	61,830	67,000	57,045	67,000	61,873	67,000	61,873	67,000	61,873	67,000	61,873	67,000			
14. 企業債償還金	724,365	802,902	770,778	770,779	519,980	519,011	674,520	674,517	589,266	589,812	585,676	578,969	594,308	574,336	625,543	603,653	627,917	602,844	585,195	566,750	543,499	595,007				
15. 他会計長期借入返還金	140,869	139,064	61,600	70,408	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
16. 流域市への返還金	0	0	45,000	300,000	45,000	62,500	45,000	175,211	20,000	20,000	0	20,000	0	20,000	0	20,000	0	20,000	0	20,000	0	20,000	0			
17. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18. 計(D)	1,746,401	2,606,107	3,017,806	2																						